

十島村地域防災計画

一般災害対策編



平成29年3月 策定

十 島 村

目 次

第1部 総則	1
第1章 計画の目的等	3
第2章 防災関係機関の業務の大綱	7
第3章 住民及び事業所の基本的責務	13
第4章 村の地勢及び災害特性	14
第5章 災害の想定	19
第2部 災害予防・減災	21
第1章 災害に強い施設等の整備	23
第1節 土砂災害等の防止対策の推進	23
第2節 高潮等の防止対策の推進	26
第3節 建築物災害の防災対策の推進	26
第4節 公共施設の災害防止対策の推進	28
第5節 農林水産業災害の防止対策の推進	30
第6節 防災研究の推進	34
第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	35
第1節 防災組織の整備	35
第2節 通信・広報体制の整備計画	37
第3節 気象観測体制の整備計画	40
第4節 消防体制の整備	41
第5節 避難体制の整備	43
第6節 救助・救急体制の整備	50
第7節 交通確保体制の整備	52
第8節 輸送体制の整備	53
第9節 医療体制の整備	54
第10節 複合災害対策体制の整備	54
第11節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備	55
第3章 住民の防災意識の啓発及び活動の整備	59
第1節 防災知識の普及啓発	59
第2節 防災訓練の実施	61
第3節 自主防災組織の育成	62
第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	64
第5節 防災ボランティアの育成	65
第6節 要配慮者の安全確保	66
第3部 災害応急対策(一般災害)	72
第1章 活動体制の確立	74
第1節 応急活動体制の確立	74
第2節 情報伝達体制の確立	80
第3節 災害救助法の適用及び運用	82

第4節	広域応援体制	86
第5節	自衛隊の災害派遣	89
第6節	技術者・技能者及び労働者の確保	92
第7節	ボランティアとの連携等	94
第8節	災害警備体制	95
第2章	初動期の応急対策	96
第1節	気象警報等の収集・伝達	96
第2節	災害情報・被害情報の収集・伝達	104
第3節	広報	107
第4節	水防・土砂災害等の防止対策	110
第5節	消防活動	111
第6節	危険物の保安対策	112
第7節	避難の勧告・指示、誘導	113
第8節	救助・救急	122
第9節	交通確保・規制	124
第10節	緊急輸送	125
第11節	緊急医療	127
第12節	要配慮者への緊急支援	130
第3章	事態安定期の応急対策	133
第1節	避難所の運営	133
第2節	食料の供給	134
第3節	給 水	136
第4節	生活必需品の給与	137
第5節	保健対策	139
第6節	感染症予防対策	139
第7節	動物保護対策	143
第8節	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	144
第9節	行方不明者の捜索、遺体の処理等	146
第10節	住宅の供給確保	150
第11節	文教対策	152
第12節	義援物資等の取扱い	154
第13節	農林水産業災害の応急対策	155
第4章	社会基盤の応急対策	158
第1節	電力施設の応急対策	158
第2節	液化石油ガス施設の応急対策	159
第3節	上水道施設の応急対策	162
第4節	電気通信施設の応急対策	163
第5節	道路等公共施設の応急対策	164
第4部	特殊災害	167

第1章 海上災害等対策	169
第1節 予防対策	169
第2節 応急対策	170
第2章 道路事故対策	175
第1節 予防対策	175
第2節 応急対策	176
第3章 危険物等災害対策	178
第1節 予防対策	178
第2節 応急対策	181
第4章 林野火災対策	185
第1節 予防対策	185
第2節 応急対策	186
第5部 災害復旧・復興	189
第1章 公共土木施設等の災害復旧	191
第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	191
第2節 激甚災害の指定	192
第2章 被災者の災害復旧・復興支援	193
第1節 被災者の生活確保	193
第2節 被災者への融資措置	197

第1部 総則

第1章 計画の目的等

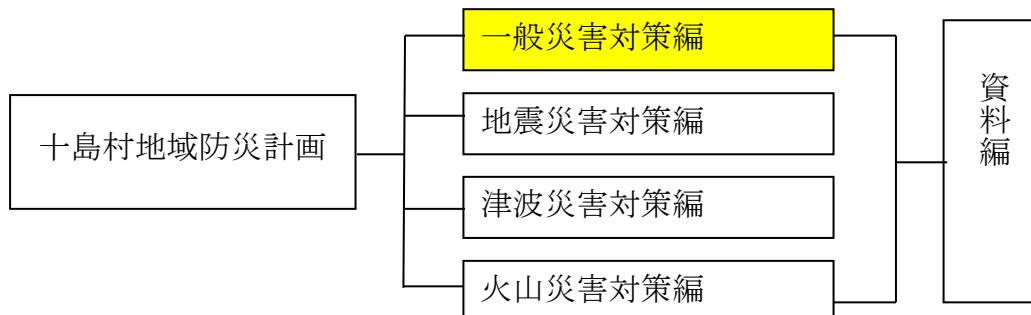
第1 計画の目的

十島村地域防災計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「基本法」という。)第 42 条及び水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 25 条の規定に基づき、十島村防災会議が作成したもので、村域にかかる災害対策に関して、それぞれの関係機関がその有する全機能を有效地に発揮し、災害予防・減災対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施することにより、村域の保全並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格(その他の法令に基づく計画との関係)

十島村地域防災計画は、それぞれの災害の種別に応じて、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」、地震災害に係る「地震災害対策編」、津波災害に係る「津波災害対策編」、火山災害に係る「火山災害対策編」の対策編4編と資料編から構成されるが、本計画は、このうち、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」である。

本計画は、十島村域の一般災害対策に関する基本計画であり、鹿児島県地域防災計画に基づいて作成したものであって、指定地方行政機関が作成する防災業務計画と抵触することがないよう緊密に連携を図ったものである。また、この計画は、関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、相互間の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示すもので、その実施細目については、さらに関係機関において別途具体的に定められることを予定している。



第3 用語の定義

この計画においてあげる用語の意味は、それぞれ次のとおりとする。

村	:十島村
県	:鹿児島県
基 本 法	:災害対策基本法
救 助 法	:災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)
指 定 行 政 機 関	:基本法第2条第3号で定める指定行政機関
指 定 地 方 行 政 機 関	:基本法第2条第4号で定める指定地方行政機関
指 定 公 共 機 関	:基本法第2条第5号で定める指定公共機関
指 定 地 方 公 共 機 関	:基本法第2条第6号で定める指定地方公共機関
防 災 業 務 計 画	:基本法第2条第9号で定める防災業務計画
地 域 防 災 計 画	:基本法第2条第 10 号で定める地域防災計画

村地域防災計画	: 基本法第42条に基づき十島村防災会議が作成する地域防災計画
県地域防災計画	: 基本法第40条に基づき鹿児島県防災会議が作成する地域防災計画
村対策本部	: 基本法第23条の2に基づき設置する十島村災害対策本部
県災対本部	: 基本法第23条に基づき設置する鹿児島県災害対策本部
県地方本部	: 県地域防災計画に基づき地方に設置する鹿児島県災害対策地方本部
本部長	: 十島村災害対策本部長
県本部長	: 鹿児島県災害対策本部長
県地方本部長	: 鹿児島県災害対策地方本部長
災害	: 暴風、竜巻、豪雨、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。(基本法 第2条)

第4 計画の理念

この計画は、村の防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防・減災、災害応急対策、災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定め、総合的かつ、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものであり、計画の樹立並びに推進にあたっては、次の方針を基本とする。

1 地域特性に則した計画的な災害予防の実施

十島村は、台風、豪雨、高潮、地震、津波、大規模火災など様々な災害要因がある。一旦災害が発生したとき、様々な被害が生じ、住民の生活支障や防災対策上の障害が想定される。

このような地域特性に則し、災害時の被害を最小限に止めるため、防災施設等の整備事業等の施策を推進し、併せて、災害発生時の応急対応に備えた事前措置のための施策と住民等の防災意識等を向上させるための施策を推進するものとする。

また、施策の推進にあたっては、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象)の発生可能性も認識し、適宜、地域防災計画等を見直すとともに、施策の充実に努めるものとする。

2 災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

災害が発生した場合、被害の程度や状況の推移によっては、職員の動員配備、情報の収集・伝達、各種防災対策の意志決定にあたっての様々な障害・制約が予想され、住民に対する救援活動が立ち遅れるなどの事態に陥ることが想定される。

このような事態に対処し、災害事象に応じた迅速で円滑な災害応急対策を実施できるよう、発災後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立し、災害による人命の危険の解消等の活動を実施する必要がある。また、事態が落ち着いた段階においても、引き続き組織的な応急対策を実施することにより、住民の生活支障や防災活動の障害の解消に努め、社会基盤の早期の応急復旧に努めるものとする。

なお、災害対応は行政機関や住民、関係団体等のそれぞれの役割分担が重要となるため、各種救援活動における役割分担・ルールに基づき、それぞれの役割に応じた施策を推進するものとする。

3 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに、各種制度等を効果的に活用し、住民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

第5 計画の構成

第4で示した基本方針を実現するため、災害予防・減災、災害応急対策及び災害復旧に関する施策を有機的に結び付けられるよう、以下のような構成とした。

第1部 総則

第1章 計画の目的等

第2章 防災関係機関の業務の大綱

第3章 住民及び事業所の基本的責務

第4章 村の地勢及び災害特性

第5章 災害の想定

第2部 災害予防・減災

第1章 災害に強い施設等の整備

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第3章 住民の防災意識の啓発及び活動の整備

第3部 災害応急対策(一般災害)

第1章 活動体制の確立

第2章 初動期の応急対策

第3章 事態定期の応急対策

第4章 社会基盤の応急対策

第4部 特殊災害

第1章 海上災害等対策

第2章 道路事故対策

第3章 危険物等災害対策

第4章 林野火災対策

第5部 災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

第6 計画の修正

この計画は、基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正するものとする。

第7 計画の周知

この計画の内容は、村、関係防災機関、及びその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させるものとする。

第8 計画の運用・習熟

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復興対策実施時に適切な運用ができるようにしておくものとする。

第2章 防災関係機関の業務の大綱

村、鹿児島県、並びに村の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者が、村域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

第1 十島村

村は、第1段階の防災機関として概ね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県(知事)の通知に基づき必要な救助の実施にあたる。

処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 村防災会議に係る業務に関すること。
- (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
- (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。
- (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。
- (6) 被災した村管理施設の応急対策に関すること。
- (7) 災害時における文教、保健衛生対策に関すること。
- (8) 災害時における交通輸送の確保に関すること。
- (9) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。
- (10) 被災施設の復旧に関すること。
- (11) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。
- (12) 災害対策に係る広域応援協力に関すること。

第2 鹿児島県

鹿児島県は、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、概ね次の事項を担当し、また災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ村に対し必要な防災上の指示、勧告を行う。

処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 鹿児島県防災会議に係る事務に関すること。
- (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
- (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。
- (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。
- (6) 被災した県管理施設の応急対策に関すること。
- (7) 災害時の文教、保健衛生、警備対策に関すること。
- (8) 災害対策要員の供給、あっせんに関すること。
- (9) 災害時における交通輸送の確保に関すること。
- (10) 被災者に対する融資等被災者復興対策に関すること。
- (11) 被災施設の復旧に関すること。
- (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせんに等に関すること。
- (13) 災害対策に係る「九州・山口9県災害時応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関すること。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能の全てをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、村及び県が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州管区警察局	(1)警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関すること。 (2)広域的な交通規制の指導・調整に関すること。 (3)災害時における他管区警察局との連携に関すること。 (4)管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 (5)災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。 (6)災害時における警察通信の運用に関すること。 (7)津波警報等の伝達に関すること。
九州財務局 (鹿児島財務事務所)	(1)公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会いに関すること。 (2)災害つなぎ資金の貸付けに関すること。 (3)災害復旧事業費の貸付けに関すること。 (4)災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関すること。 (5)その他防災に関し財務局の所掌すべきこと。
九州厚生局	(1)災害状況の情報収集・通報。 (2)関係職員の現地派遣。 (3)関係機関との連絡調整。 (4)その他防災に関し厚生局の所掌すべきこと。
九州農政局 (鹿児島県地域センター)	(1)農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関すること。 (2)農業に係る防災、災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整並びに助言に関すること。 (3)応急用食料の調達・供給対策に関すること。 (4)主要食料の安定供給対策に関すること。 (5)その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。
九州森林管理局 (鹿児島森林管理署)	(1)国有林野及び民有林直轄区域内の治山事業の実施に関すること。 (2)国有保安林、保安施設等の保全に関すること。 (3)災害応急対策用木材(国有林)の需給に関すること。 (4)その他防災に関し森林管理局の所掌すべきこと。
九州経済産業局	(1)災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関すること。 (2)被災商工業、鉱業の事業者に対する金融、税制及び労務に関すること。 (3)その他防災に関し経済産業局の所掌すべきこと。
九州運輸局	(1)自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(鹿児島運輸支局谷山港 庁舎)	(2)被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。 (3)海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運送事業者に協力要請を行うこと。 (4)港湾荷役の確保のため、港湾運送事業者に協力要請を行うこと。 (5)船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。 (6)港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。 (7)その他防災に関し運輸局の所掌すべきこと。
福岡管区気象台 (鹿児島地方気象台・名瀬 測候所)	(1)気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 (2)気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報、警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3)気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4)地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5)防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
第十管区海上保安本部	(1)海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関すること。 (2)警報等の伝達に関すること。 (3)情報の収集に関すること。 (4)海難救助等に関すること。 (5)排出油等の防除に関すること。 (6)海上交通安全の確保に関すること。 (7)治安の維持に関すること。 (8)危険物の保安措置に関すること。 (9)緊急輸送に関すること。 (10)物資の無償貸付又は譲与に関すること。 (11)関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 (12)警戒区域の設定に関すること。 (13)その他防災に関し、海上保安部の所掌すべきこと。
九州総合通信局 (鹿児島行政評価事務所)	(1)非常通信体制の整備に関すること。 (2)非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 (3)災害時における通信機器の貸出しに関すること。 (4)災害時における電気通信の確保に関すること。 (5)非常通信の統制、監理に関すること。 (6)災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
鹿児島労働局 (鹿児島労働基準監督 所、ハローワーク鹿児島)	(1)事業場における労働災害の防止に関すること。 (2)その他防災に関し労働局の所掌すべきこと。

第4 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第12普通科連隊、海上自衛隊第1航空群	(1)人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、感染症予防、給水等のほか災害通信の支援に関すること。 (2)その他防災に関し自衛隊の所掌すべきこと。

第5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、村及び県が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本電信電話株式会社(鹿児島支店)	災害時における電気通信サービスの確保に関すること。
日本郵便株式会社 (口之島郵便局、中之島郵便局、宝島郵便局)	(1)災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 (2)災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災者あて救助用郵便物の料金免除 エ 為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い オ 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 カ 被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除 キ 郵政公社医療機関による医療救護活動 ク 災害ボランティア口座 (3)被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。
日本銀行(鹿児島支店)	(1)銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 通貨及び金融の調節 (2)資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け (3)金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4)金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5)各種措置に関する広報 (6)その他防災に関し日本銀行鹿児島支店の所掌すべきことのほか、所要の災害応急対策
日本赤十字社鹿児島県支部	(1)災害時における医療、助産及び死体処理等被災地での医療

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本赤十字社鹿児島県支部	救護に關すること。 (2)救援物資の備蓄と配分に關すること。 (3)災害時の血液製剤の供給に關すること。 (4)義援金の受付に關すること。 (5)防災ボランティア等による災害時の活動及び外国人の安否調査に關すること。
日本放送協会及び放送関係機構	(1)気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に關すること。 (2)社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に關すること。
自動車輸送機関 (日本通運株式会社、鹿児島交通株式会社、鹿児島県トラック協会等)	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に關すること。
海上輸送機関	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に關すること。
電力供給機関 (九州電力株式会社 鹿児島お客さまセンター 鹿児島営業所)	(1)電力施設の整備と防災管理に關すること。 (2)災害時における電力供給確保に關すること。 (3)被災施設の応急対策と災害復旧に關すること。
鹿児島県医師会	災害時における助産、医療救護に關すること。
鹿児島県歯科医師会	(1)災害時における歯科医療に關すること。 (2)身元確認に關すること。
鹿児島県看護協会	災害看護に關すること。
鹿児島県薬剤師会	災害時における薬剤の管理及び供給に關すること。
鹿児島県建設業会	(1)公共土木施設の被害情報の収集に關すること。 (2)公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧に關すること。

第6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事項を担当し、当該業務の実施を通じ防災に寄与するとともに、村及び県が処理する防災業務に関し自発的に協力する。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
社会福祉施設経営者	(1)防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防の対策に關すること。 (2)災害時における収容者の避難誘導に關すること。
村社会福祉協議会	(1)被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に關すること。 (2)福祉救援ボランティアに關すること。
金融機関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに關すること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
水道事業者	(1) 水道施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における水の確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
十島村漁業協同組合	漁船の遭難防止の対策に関すること。
その他公共団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に關すること。

第3章 住民及び事業所の基本的責務

住民及び事業所の基本的責務を示す。住民及び事業所の事業者(管理者)は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、村及び県が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第1 住民

基 本 的 責 務

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。

住民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から食品、飲料水等の備蓄など自主的に風水害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする村・県・消防団等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また、住民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、村及び県と連携・協働し、県民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

第2 事業所

基 本 的 責 務

事業所の事業者(管理者)は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、村、県及びその他の行政機関と連携・協働し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、村及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第4章 村の地勢及び災害特性

本章では、村の位置、地形・地質特性及び社会条件、並びに地震の災害履歴及び災害特性を示す。

第1 村の地勢

本村は、屋久島と奄美大島の間に点在し、トカラ列島と呼ばれ、口之島、中之島、諏訪之瀬島、平島、悪石島、小宝島、宝島の有人 7 島と、臥蛇島、小臥蛇島、小島、上ノ根島、横当島の無人 5 島の合わせて 12 の島々で構成されている南北約 160km に及ぶ「南北に長い村」である。

第2 村の地形・地質

本村の島々は、火山あるいは隆起によって生じたもので、海面からそびえたつ山体で構成され、平地に乏しい。

このような地勢を持つ本村は、比較的風害、水害、浪害等の発生が多く、津波や地震による被害を受けやすい。このため、鹿児島県に影響をもつ津波の発生状況の特徴等を踏まえ、津波災害から本村及び住民を守っていかなければならない。

第3 十島村の気象概況

1 気象概況

十島村は、気象における細分区域は、奄美地方に属している。亜熱帯海洋性の気候に属し、四季を通じ温暖である。気温(中之島)は2014年の年平均気温18. 9° C、年較差(夏の最高月と冬の最低月の気温差)は15. 4°Cであり、鹿児島の20. 0°Cに比べて年較差が小さく、名瀬の13. 9°Cと同様に亜熱帯海洋性気候の特徴を示している。2014年間降水量は3236. 5mmと県内でも降水量の多い方に属する。梅雨の期間は本土より一月ほど早く、平年の梅雨入りは5月11日頃、梅雨明けは6月29日頃である。梅雨期間(5月から6月)の降水量は、1001. 5mmで、この期間の降水量が年間で最も多い時期となる。

第4 村の人口等

本村の人口は、国勢調査によると下記のとおりとなっている。

島名	区分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
口之島	人口	男	87	66	55
		女	86	59	64
		計	173	125	119
	世帯数		97	83	78
中之島	人口	男	102	95	75
		女	81	78	66
		計	183	173	141
	世帯数		105	92	84

島名	区分		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
諏訪之瀬島	人口	男	41	25	29	39
		女	33	24	19	34
		計	74	49	48	73
	世帯数		33	28	26	33
平島	人口	男	45	47	35	39
		女	39	35	37	32
		計	84	82	72	71
	世帯数		37	41	40	38
悪石島	人口	男	42	48	26	43
		女	38	46	35	36
		計	80	94	61	79
	世帯数		44	47	33	45
小宝島	人口	男	22	22	28	28
		女	21	26	23	27
		計	43	48	51	55
	世帯数		31	26	30	28
宝島	人口	男	62	52	53	84
		女	57	50	52	64
		計	119	102	105	148
	世帯数		66	55	66	85
総計	人口	男	401	355	301	413
		女	355	318	296	343
		計	756	673	597	756
	世帯数		413	372	357	427

資料:国勢調査

本村の産業別就業人口比率は、平成 22 年では第1次産業が 28.2%、第2次産業が 20.8%、第3次産業が 51.0%となつておる、第3次産業が半数を超えてゐる。

区分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総数	405 人	342 人	351 人	-
第1次産業就業人口比率	26.9 %	26.6 %	28.2 %	-
第2次産業就業人口比率	27.7 %	27.5 %	20.8 %	-
第3次産業就業人口比率	45.2 %	45.9 %	51.0 %	-

資料:国勢調査(平成 27 年度分は現時点未公表)

第5 村の管内図、港湾・漁港、ヘリポート等

本村の管内図、港湾・漁港、ヘリポート等は、下記のとおりとなっている。

【港湾の状況】

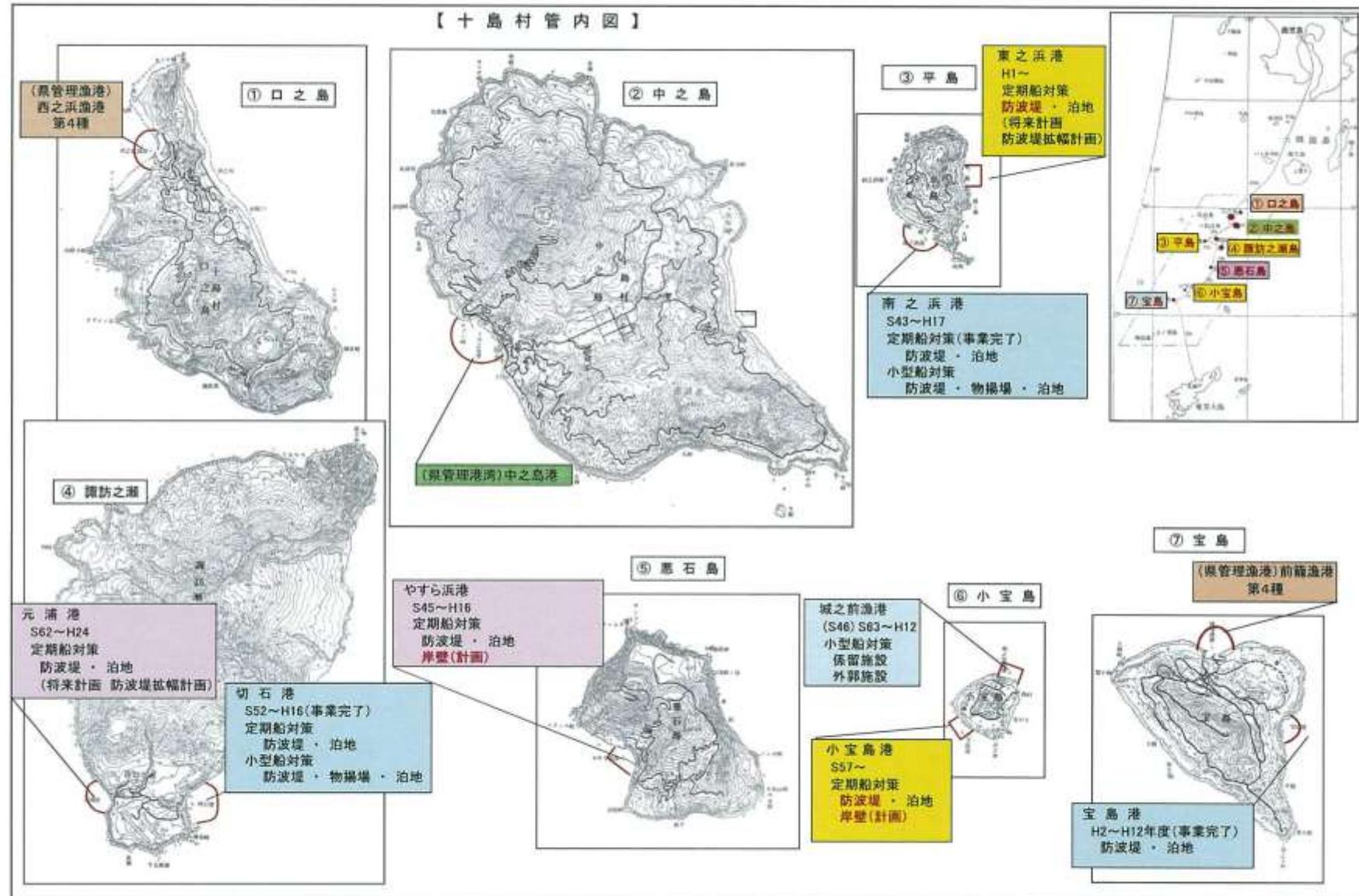
H28.4.1 現在

種別	島別	港名	管内図島番号	管理主体	指定年月日	整備期間	係留施設		外郭施設			定期船の接岸	
							大型船用		小型船用				
							岸壁 (-4.5m) 以上 (m)	物揚場 (-2.0 m) (m)	船揚場 (m)	防波堤(m)	防潮堤(m)	護岸(m)	
地方港湾	中之島	中之島港	②	県	S30.7.10	S34~	185	125	59	1,144	868	821	S45.4
	中之島	七ツ山港	②	村	H4.9.28	H5~H9	—	—	—	160	—	—	—
	諏訪之瀬島	切石港	④	村	S50.8.12	S52~H16	—	90	10	614	—	260	S58.3
	元浦港	元浦港	④	村	S31.9.29	S62~H24	—	57	—	405	—	23	H8.5
	平島	南之浜港	③	村	S43.2.29	S43~H17	—	161	18	591	—	255	S55.6
	平島	東之浜港	③	村	H1.10.5	H 1 ~	—	—	—	200	—	110	H24.4
	悪石島	やすら浜港	⑤	村	S31.9.29	S45~H17	—	68	15	508	—	350	S52.6
	小宝島	小宝島港	⑥	村	S56.6.24	S57~	—	—	—	407	—	—	H2.4
	宝島	宝島港	⑦	村	S54.1.23	S54~H12	—	—	—	259	—	—	H2.4

【漁港の状況】

H28.4.1 現在

種別	島別	港名	管内図島番号	管理主体	指定年月日	整備期間	係留施設		外郭施設		定期船の接岸		
							大型船用		小型船用				
							岸壁 (-4.5m)以 (m)	物揚場 (-3.0 m) (m)	物揚場 (-2.0 m) (m)	船揚場 (m)			
第4種	口之島	西之浜漁港	①	県	S29.10.30	S48~	180	230	89	30	852	479	S51.10
第1種	小宝島	城之前漁港	⑥	村	S48.5.16	S45~H11	—	—	—	11	248	—	
第4種	宝島	前籠漁港	⑦	県	S37.10.25	S37~	180	200	—	37	974	168	S51.7



【臨時ヘリポート：ドクターへリランデブーポイント】

島名	名称	一連番号	所要時間（本土/奄美）
口之島	口之島小中学校	十島-1	54 / 42
	口之島ヘリポート	十島-6	
	口之島健康広場	十島-7	
中之島	中之島小中学校	十島-2	60 / 39
	中之島ヘリポート	十島-8	
	中之島椎崎ヘリポート	十島-9	
	十島村総合運動公園	十島-10	
諏訪之瀬島	諏訪之瀬島小中学校	十島-4	67 / 33
	諏訪之瀬島飛行場	十島-12	68 / 33
平島	平島健康広場	十島-3	67 / 34
	平島ヘリポート	十島-11	68 / 33
悪石島	悪石島小中学校	十島-5	73 / 28
	悪石島ヘリポート	十島-13	
	悪石島湯泊温泉公園	十島-14	
小宝島	小宝島ヘリポート	十島-15	78 / 22
宝島	宝島ヘリポート	十島-16	81 / 21

【定期船「フェリーとしま」について】

- ① 村営定期船 フェリーとしまについて
 - ・就航年度 平成 12 年度 4 月 1 日
 - ・船 質 鋼船
 - ・総トン数 1391.00 トン
 - ・速 力 19 ノット
 - ・旅客定員 200 人
 - ・航海 数 週 2 便 (2 往復) + 臨時便 15 便/年

- ② 行政連絡船 ななしま 2
 - ・就航年度 平成 10 年度 4 月 1 日
 - ・船 質 軽合金
 - ・総トン数 19 トン
 - ・速 力 29.6 ノット
 - ・旅客定員 12 人 (30 人)

第5章 災害の想定

本計画の策定にあたっては、災害対策基本法第2条に定める災害のうち、特に暴風、豪雨、高潮、大規模な火事、その他特殊災害を想定し、規模は災害救助法適用程度の災害を想定している。

第1 想定被害の概要

1 土砂災害危険

本村は土砂災害に係る指定危険箇所が26箇所存在している。山裾に沿った形での居住区域が非常に多く、地盤が緩んだ状態での地震や断続的な大雨により多大な被害が発生すると予測される。

2 建物被害

山裾の地域では土砂災害による全壊棟数の被害が集中すると予測される。

3 生活支障・防災活動上の障害

(1) 移動・輸送の制約

道路の寸断等により、移動や輸送に大きな障害が発生すると予想される。また、台風発生に伴い海上輸送等にも規制がかかり、孤立化した集落への輸送等に支障が及ぶことが予想される。

(2) 通信の制約

施設被害や輻輳により通話不能又は通話困難となることが予想される。周辺地域でも、安否の問い合わせの殺到で電話がかかりにくくなる可能性がある。

(3) 教育の制約

学校施設や教員の被災により通常教育の停止、休止を余儀なくされ、施設を避難所として使用することから教育の制約が生じることが予想される。

(4) その他の経済的な制約

建物・ライフライン等に大きな制約を受け、経済活動の著しい低下を招くことが予想される。

第2部 災害予防・減災

第1章 災害に強い施設等の整備

第1節 土砂災害等の防止対策の推進

【関係機関：鹿児島県】

【十島村：土木交通課・総務課】

風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るために、各防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。

本章では、このような災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

第1 土砂災害の防止対策

1 急傾斜地崩壊防止対策

(1) 危険箇所の実態調査及び県指定の促進

ア 斜面崩壊の危険性のある箇所について、実態調査を行って現況を把握し、今後の対策等について検討する。

イ 危険性の高い箇所については、県の指定を受け防止対策が実施されるよう、地元との調整を図る。

(2) 点検パトロールの実施

梅雨時期前等に危険箇所のパトロールを行い、災害を未然に防止するための適切な対策を講じる。

(3) 宅地開発における防災指導の強化

斜面崩壊等の発生し易い地域における宅地開発に際しては、宅地造成等規制法、建築基準法、基本法、土地利用対策要綱等により災害防止の措置に係る指導や監督を強化する。

2 地すべり防止対策

(1) 地すべり面対策等の促進

地すべりを起こしている区域(以下「地すべり区域」という。)または地すべりを起こすおそれの極めて大きい区域について、県の指定を受け防止対策が実施されるよう地元との調整を図る。

(2) 警戒・避難体制の整備

過去に発生した地すべり等の土砂災害発生時の時間雨量、地下水位の変動量、地盤の変動量、研究機関の成果等を参考として、避難勧告等の基準を検討し警戒・避難体制の整備を行う。

3 土石流災害防止対策

(1) 危険渓流の実態調査及び県指定の促進

ア 危険渓流について、実態調査及びパトロールを実施し現状把握に努める。

イ 危険性の高い未指定渓流については、県の指定を受け防止対策が実施されるよう要請する。

(2) 砂防事業の推進

ア 県が実施する砂防事業が円滑に進むよう協力するとともに、砂防指定区域内における制限行為についての遵守に努める。

イ 土石流危険渓流に指定されている渓流や崖地の付近において災害防止対策工事の施工に協力し、災害予防に努める。

(3) 警戒・避難体制の整備

過去に発生した土石流等の土砂災害発生時の時間雨量、研究機関の成果等から協議設定された土石流警戒・避難基準雨量等を参考として、避難の雨量基準を検討し警戒・避難体制の整備を行う。

4 山地災害防止対策

(1) 危険地区調査

危険地区について調査及びパトロールを実施し、その実態を充分に把握するとともに、必要に応じ山地災害を防止するための適切な対策を講じる。

(2) 治山事業の推進

ア 崩壊、土砂流出等を防止するため、森林整備事業の推進に努める。

イ 復旧治山、予防治山について関係機関に協力を要請し、土地所有者の理解を得て事業の推進に努める。

ウ 保安林整備の充実を図るとともに、地域住民の協力を得て、その拡大に努める。

5 建築基準法に基づく災害危険区域(急傾斜地崩壊危険箇所と同一区域を指定)

県及び本村は、建築基準法に基づく災害危険区域内における建築に関する制限について条例で定める。

また、山腹や崖地に近接する既存の不適格住宅の移転を促進する。

6 主要交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。

7 他の災害危険箇所

各種法令の指定要件に該当しない危険箇所について掌握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

8 災害発生時の緊急調査体制

(1) 実態調査を行う要員を確保し、その早急な動員を要請する。

(2) 土砂災害の危険性のある斜面や渓流等の実態調査を行って現況を把握する。

(3) 危険性の高い箇所については、県及び関係機関に要請する。

- (4) 災害の危険性について住民に周知するとともに、情報の収集及び伝達体制を整備し、避難情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。

9 災害危険箇所の警戒避難体制の整備

- (1) 災害危険箇所の警戒体制の確立

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合には、早めに避難できるように心がける。

なお、気象予報・警報等が出された場合には、災害危険箇所のある地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

- (2) 避難計画の整備

災害危険箇所等の住民を対象に、下記の内容の避難計画を作成しておく。

ア 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び要配慮者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

イ 住民への情報伝達方法の整備

村防災無線のほか、有線放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法を整備しておく。

ウ 避難場所、避難所及び避難路の指定

災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮し、災害後、被災者を一時的に滞在させるため公共施設等を指定避難所として指定する。また、避難路については、途中にかけ崩れや高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。

また、指定緊急避難場所や指定避難所における住民の世話を人を配備する等の措置を講じる。

エ 避難誘導員等の指定

消防団員や自主防災組織のリーダー等、避難する際の誘導員を定め、特に、地域の老人等の要配慮者については、誘導担当者を定めておく等の措置を講じる。

オ 住民の自主的避難の指導

土砂災害の発生のおそれがある場合の住民の自主的避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて指導に努める。避難対象地区内の住民避難は、隣保協同の精神に基づいて組織された自主防災組織等により地域ぐるみで、早めに行うよう努める。

このため、村及び各防災関係機関は協力して、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

カ 避難訓練の実施

村及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、適宜、土砂災害を想定した避難訓練を実施するように努める。

第2節 高潮等の防止対策の推進

【十島村：土木交通課・総務課】

近年では、これまでの台風や梅雨期の豪雨に加え、異常気象による局所的な豪雨に伴い、災害発生の要因は複雑・多様化し新たな対応を迫られている。

第1 高潮災害等の防止対策

1 海岸保全施設の整備

(1) 災害の特徴

高潮の発生原因は、台風や低気圧等の通過に伴って海面の上昇、吹き寄せである。高潮による危険性は、地盤高の低い河口、急深なV・U字形の入り江等の地域で高く、更に、台風が満潮時と重なると被害が拡大すると想定される。

(2) 災害予防計画

ア 平常時から海岸堤防や護岸等の海岸保全施設におけるパトロールを行い、漏水や破損箇所の発見及び応急対策工の計画的な検討に努める。

イ 中規模の高潮の浸入を完全に防止するような防波堤等の補強及び整備を検討する。

ウ 台風の通過に満潮が重なると予測されるときには、海岸線の道路や危険が予想される地区的住民等に対して適切な情報を伝達し、通行の規制や避難等の措置を講じる。

エ 住民に対しては日頃から広報、啓発活動を行い、高潮災害に対する知識を普及し、高潮発生時に心理的及び集団的なパニック防止に努める。また、災害時に適切な行動がとれるよう、住民意識の向上に努める。

オ 高潮災害に必要な資機材を水防倉庫等に設置する。

第3節 建築物災害の防災対策の推進

【関係機関：各関係機関】

【十島村：土木交通課・教育総務課・総務課】

強風・豪雨・火災等による災害では、浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。

このため、建築物の「構造耐火上の安全性」、「防火性・耐火性」等の安全性を確保することにより、建築物災害の防災対策を推進する。

第1 公共施設及び防災基幹施設の安全性の確保

1 公共施設等の安全性の確保

庁舎等の施設、学校、公民館、医療機関の施設は、災害時における応急対策活動の拠点としての重要な防災拠点施設となるほか、学校、公民館などは、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。このため、これらの施設等の機能を確保・保持できるよう安全性の確保を行う。

また、大規模災害においては、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、行政庁舎及び防災拠

点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

第2 一般建築物の安全性の確保

1 防災指導等による不燃化、安全化の促進

一般建築物の不燃化、安全化等の促進の指導に努める。

(1) 一般建築物に対する防災指導

ア 建築確認審査等による指導・誘導

特定行政庁である県は、建築確認審査及び完了検査を通して、建築物や敷地等が安全となるよう、建築基準法等に基づき指導を行う。

イ 建築制限の指導・強化

災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域)内の既存建築物に対する防災指導を実施するとともに、住居の用に供する建築物の建築を制限し、災害を未然に防止する。

ウ 危険予想地域内建築物の安全措置の指導

がけ崩れや浸水その他災害が予想される地域の建築物や敷地等については、安全性確保のための措置を講ずるよう指導・啓発する。

(2) 既存建築物に対する改修指導

建築年次が古く、老朽化の進んだ既存建築物については安全性が確保されていないものが見込まれることから、老朽化した建築物の改修の必要性について普及・啓発を図る。また、これら施設に対する災害は、地盤高や周辺の斜面等の状態にも関係するため、風水害等の危険性の高い区域については、特に重点的な安全化対策が望まれる。

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

なお、がけ地に近接した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事などの対象とならない住宅に対し、移転促進のための啓発を行う。

(3) 融資制度等の活用による不燃、耐震化促進

ア 住宅金融支援機構の融資による中高層建築物及び産業労働者住宅(会社用住宅)等への融資制度を活用し、耐火建築物の建設を促進する。

イ 特定賃貸住宅建設融資利子補給補助事業制度を活用して、民間賃貸住宅の耐火建築物建設を促進する。

2 住民等への意識啓発

住民に対し、以下の意識啓発を実施する。

(1) 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築物の不燃化等の関係法令について、講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

(2) 一般に対する指導啓発内容

ア 建築主に対する建築物の改修の促進に関する法律についての普及啓発

イ がけ地近接危険住宅の移転に対する指導

ウ コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

3 特殊建築物等の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する診療所、民宿、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、建築物の維持保全の状況等について、所有者又は管理者が建築士等に定期的に調査・検査をさせて、その結果の報告を求める。

また、必要な場合は、県と連携して現地調査を実施し、適正な指導を行い、災害を未然に防止する。

(2) 特殊建築物の定期的な防災査察の実施

前期に掲げた特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施。）において消防団等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全性を確保するため、積極的な指導を推進する。

第4節 公共施設の災害防止対策の推進

【関係機関：鹿児島県・九州電力・NTT西日本】

【十島村：土木交通課】

上水道、電力、通信等のライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港等の公共施設等は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きい。

このため、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより電力供給や熱供給の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第1 上水道施設の災害防止

1 災害に強い上水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は日常生活に不可欠なため、災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き、以下の対策により、災害に強い上水道施設の整備を推進する。

- (1) 水源、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (2) 老朽水道施設、配水管、管路施設の点検・補修の推進
- (3) 净水場等の耐震化・停電対策の推進
- (4) 広域的なバックアップ体制の推進

2 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の復旧用資機材、被災者への応急給水施設等の整備を推進する。

第2 電力施設の災害防止

1 電力設備の災害予防措置

(1) 整備計画

台風等の災害時に電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐震環境の整備に努める。

(2) 防災体制

九州電力株式会社では、発電、配電設備の防災について、保安規程、災害等対策規程等に基づき次のような予防対策を行っている。

ア 防災組織の確立

イ 情報連絡及び動員体制の確立

ウ 応急対策用資機材の備蓄

エ 関係設備の点検及び防護措置の実施

オ 災害危険箇所や要注意箇所における予防工事の推進

カ 需要者に対する災害予防のための点検、広報活動の推進

キ ほか電力会社との相互応援体制の確立、強化

第3 通信施設の災害防止

1 電気通信設備等の防災体制

西日本電信電話株式会社においては、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう、次の各項の防災対策の推進を行っている。

(1) 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築。

(2) 電気通信システムの一部の被災が、他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上。

(3) 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段の確保。

(4) 災害を受けた通信設備のできるだけ早い復旧。

(5) 災害復旧及び被災地における情報流通についてお客様、国、県、地方自治体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携。

2 放送施設の災害防止措置

(1) 放送施設等の防災体制

日本放送協会においては、「日本放送協会災害対策規程」に基づき次のような災害予防対策を行っている。

ア 消耗品、資機材等の定量常備

イ 無線中継状態の把握

ウ 移動無線機等の伝搬試験

エ 仮演奏所及び仮設送信所用場所の調査選定

オ 警察、国土交通省等の利用し得る通信回路の調査

カ その他、警戒時に必要と認められる事項

第4 防災基盤の整備

災害時の住民及び観光客等の避難施設・防災拠点施設を整備するため、次の事業を計画的に実施する。

(1) 避難施設整備事業

口之島地区においては、指定避難所となっている口之島地区コミュニティセンターが土砂災害による被害の恐れがあるため、災害時に住民が安全に避難できる施設を計画し推進する。

中之島においては、中之島御岳の大規模噴火を想定したとき、日之出地区は火碎流及び土石流の到達区域に入るため、これに対応した施設を計画し推進する。また、中之島御岳大規模噴火時に椎崎ヘリポートへの避難を想定したとき、災害による危険性がなくなるまでに必要な間、滞在させ、または家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設整備を推進し災害対策の強化を図る。

諏訪之瀬島においては、諏訪之瀬島御岳の大規模噴火を想定したとき第二避難所である場外離着陸場に避難した場合、住民等が危険性がなくなるまでに必要な間、滞在させ、または家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設を場外離着陸場周辺に整備・計画を推進する。

(2) 防災拠点施設整備事業

諏訪之瀬島・小宝島において大規模な災害が発生したときに、現地対策本部・消防分団・自主防災組織の活動拠点となる施設等の整備を推進する。

第5節 農林水産業災害の防止対策の推進

【十島村：地域振興課】

農林水産業あるいは農地・林地・海洋というものは、ただ単に作物を生産するだけでなく、水と緑の空間を約束するものであって、十島村における自然の持つ役割は極めて大きいといえる。したがって、今後とも農林水産業施設及び農林水産物等を台風、豪雨等による被害から未然に防止するため、所要の予防措置を講じる。

農林水産業施設等については農林水産業従事者により維持管理がなされ、地元住民に頼るところが大きい。整備計画にあたっては協力依頼を要請するとともに、村と住民による相互協力体制のもと計画を推進する。

第1 農林水産業災害予防計画

1 農業災害予防計画

(1) ため池整備計画

- ア 巡視による異常の早期発見と報告、草刈りの励行
- イ 斜樋、底樋の排水施設の点検整備
- ウ 堤体の応急補強と通行規制
- エ 余水吐及び下流放水路障害物の除去
- オ 不用貯水の排除及び事前放流
- カ 老朽ため池等整備事業の積極的活用による

(2) 用排水路

- ア 浚渫、除草、障害物の除去、破損箇所の修理
- イ 水路中の各種ゲートの整備点検、確実な操作
- ウ 滞水防除施設の整備点検、確実な操作

(3) 農道

- ア 側溝、暗渠、溜柵、排水管等、排水施設の浚渫、清掃
- イ 農業機械の大型化に対応した農道の拡幅、整備

2 家畜災害予防計画

(1) 施設等の整備

畜舎、鶏舎等施設の補強整備等を指導推進する。

(2) 飼料作物確保

家畜飼料の不足を補うための飼料作物の調達先、調達量等を把握しておく。

3 林業災害予防計画

(1) 関係機関、団体等と連携しながら森林のもつ機能の維持向上を図る。

(2) 保安林整備事業等により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水の防止に努める。また、森林の荒廃を防止するために保安林指定地域の拡大を図り、森林施業を推進する。

(3) 緑地の保全

村集落をとりまく山林や農地の本来保有する水源涵養機能や土砂流出崩壊防止機能等を重視し、緑地として積極的な保全を図る。

(4) 小規模林地開発や土石の採取等による自然破壊を未然に防ぐため、監視体制の充実を図り、森林の保全巡視を推進していく。

4 水産業災害予防計画

(1) 水産施設整備計画

ア 船舶、養殖等の水産施設は、気象情報に応じた適切な避難等の予防措置を講ずる。
イ 漁港・堤防等の水産施設は必要に応じて点検・補強を検討する。

(2) 養殖場の健全な育成、種苗の確保を検討しておく。

第2 農作物災害予防計画

1 農作物災害予防計画

(1) 果樹

ア 干害対策としては深耕、排水等によって根群分布を深めるとともに、土壤水分の蒸発抑制のため敷藁、敷草等を行い、雑草管理を適正にし、作物との水分競争をさける。また、灌水用の水源を確保する。
イ 風害に対しては、防風樹、防風垣等を設置し、果樹棚、ハウス施設等とともに、その補修、補強を図る。
ウ 水害に対してはテラス溝、排水溝等を整備し、また、敷藁、敷草等により土壤の流失を防

止し、園地の損壊を予防する。

(2) そ菜

- ア 干害対策として灌水施設を整備し、敷藁、敷草を実施する。
- イ 風水害又は水害に対する排水溝等の整備を図る。
- ウ 台風に対する防風垣、防風林の整備補強を図る。
- エ 倒伏防止のための支柱を補強する。

(3) 花卉

- ア 干害対策として灌水施設を整備し、敷藁、敷草を実施する。
- イ 風水害に対する温室、ビニールハウス等の補強を図る。
- ウ 倒伏防止のための支柱を補強する。
- エ 苗床、ハウス等に対する防風垣、防風林、防風網を整備する。
- オ 水害に対しては排水溝等の整備、敷藁、敷草を実施する。

第3 災害予防に関する試験研究の推進

災害予防の効果的な推進を図るために、干ばつや霜害等の気象災害に関する次の県及び関係機関の技術開発や農用地の保全等に関する試験研究成果の入手に努める。

- (1) 気象情報や気象観測衛星データを活用した災害予防に関すること。
- (2) 耐干性、耐湿性等を持った農作物の開発に関すること。
- (3) 簡易施設栽培や被覆資材及び蒸散抑制剤等の利用による気象災害防止技術の開発に関すること。
- (4) 土壤汚染、土壤流失防止等に関すること。

第4 防災思想の普及

災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合において災害応急対策を迅速かつ的確に実施して被害の拡大防止、住民生活の安定等を図るために、防災思想の普及に努めるものとする。

第5 防災基盤の整備

農地及び農業用施設災害の防止を図るために、次の事業を計画的に実施する。

(1) 農地防災事業

土砂崩壊、湛水等に対して農地農業用施設を防護するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に事業を推進し、災害の防止を図る。

(2) 農村整備事業等

農村地域の集落において、災害対策上不可欠な農道・林道、農業集落道及び緊急時に消防用水を取水することができる農業用排水施設等の整備を推進する。

(3) 海岸整備事業等

海岸地域において、漁港及び養殖場等の被害を軽減するため、必要な施設の整備を推進するとともに、関係機関に要請する。

第6 防災営農体制の整備

1 農地防災事業の推進

農地防災事業を計画的に推進し営農基盤を整備するとともに、農地保全施設等の管理体制の強化及び防災的見地に基づく営農指導を実施し、防災営農体制の確立に資する。

2 農地保全施設の管理

堤防、排水機、水門、樋門等の農地保全施設又は農業水利用施設の管理について、各管理主体が維持管理計画を定めるにあたって考慮すべき防災上の事項について指導し、管理の徹底に努める。

3 営農指導の実施

気象、地形、土壤等の自然的条件を考慮し、防災上の観点に基づく耕種、土壤保全、その他の営農指導に努めるとともに、農作物等に被害を与えるおそれのある気象の変化が起きた場合、又は予想される場合は、これに対応するために必要な技術対策を検討し、県と協力して指導を行う。

第6節 防災研究の推進

【関係機関：鹿児島県・十島村・各関係機関】

村及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、風水害等の防災に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努めるものとする。

地域危険度の調査研究

村は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップ等の作成に努める。

第2章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を備蓄、整備しておく必要がある。

本章では、このような災害応急対策の事前の備えについて定める。

第1節　防災組織の整備

【関係機関：鹿児島県・十島村社会福祉協議会】

【十島村：総務課・消防団】

風水害時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、高潮や浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、村内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、県、村及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進する。

第1 応急活動実施体制の整備

1 職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、以下の対策を推進する。

(1) 防災活動体制の整備

災害発生時に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災体制、防災施設や設備の使用を含め、事前に各種体制の確立に努める。

(2) 初動体制の確立

村災対本部は初動段階の職員収集基準、連絡手段の確保、収集手段の確保、携帯電話等収集途上での情報収集伝達手段の確保等について、事前に検討しておく。

(3) 災害対策本部運営体制の整備

災害発生の初動期において、速やかに職務に従事、専念できる体制を整えるため、次の対策を推進する。

ア 家庭における安全確保対策

職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん家庭にも防災対策を徹底し、被害を最小限にとどめるように努める。

イ 災害対策職員用通信手段の確保

災対本部は連絡体制を確立するため、携帯電話等の通信手段等の拡充を検討する。

ウ 災害対策本部運営・初動マニュアルの作成

誰もが手際よく災対本部の対応行動ができるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト

等を含むマニュアル等は必要に応じ見直しを行い、職員の習熟に努める。

(4) 地域の防災中枢機能等の確保、充実

災害発生後に避難所となる施設や災害応急対策活動等のベースキャンプとなる施設を中心に、平常時から防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育、訓練、防災資機材や物資備蓄等の整備、拡充を推進する。

(5) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部・支部の職員がその能力を最大限に發揮できるよう、少なくとも2～3日分の飲料水、食糧、毛布等を備蓄する。

第2 平常時の防災組織相互の連絡調整、体制の整備

1 情報連絡体制の充実

村及び防災関係機関は、大災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするために、平常時から以下のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルートの多重化及び情報交換を迅速に行うための情報連絡窓口の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

村、県及び防災関係機関は、勤務時間外においても相互間の情報収集・連絡体制を確保するため、連絡窓口等体制の明確化に努める。

2 自衛隊等関係機関との連絡体制の整備

県、防災関係機関と自衛隊との応援協定や防災訓練の実施等を通じて、平素から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

第3 広域応援体制の整備

1 応援体制の整備

(1) ボランティアとの連携体制の充実

ア 医療業務、介護業務の資格又は技術を要する専門ボランティアの事前登録並びに活動拠点等の整備を促進する。

イ 災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるため十島村社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

2 市町村間相互応援体制の整備

平素から締結している消防相互応援の体制整備を推進とともに、他市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するように努める。また、県外の市町村とも、あらかじめ大規模災害時に備えた広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

第2節 通信・広報体制の整備計画

【十島村：総務課】

大災害が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、村及び各防災関係機関は、災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

第1 通信施設の整備

1 防災行政無線通信の整備

住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための村防災行政無線及び災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備や衛星携帯電話等を整備するなど多種多様な通信手段で、確実に情報収集・伝達できる体制づくりに努める。また、避難所や主要施設との通信手段として活用することができることから、双方向通信が可能となる防災行政無線（同報系）のデジタル化を図る。

2 通信施設の運用体制の充実・強化

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

(1) 通信機器の操作の習熟

機器を取扱う職員及び住民へ日頃からの訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

(2) 通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理にあたる体制を整備する。

3 通信回線の整備

住民に対する情報の伝達を確実に行うために防災行政無線の整備をはじめ、多様な通信手段による複数の通信回線を確保し、通信回線のバックアップ体制を整備する。

第2 災害時優先電話（有線通信設備）の整備

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線をあらかじめ交換機の優先発信グループに収容しており、輻輳時に規制状態となても優先的に通話可能となることから、災害時優先電話の機能周知、設置場所の適正化と災害時における運用体制の確立に努める。

第3 各種防災情報システムの整備

1 防災情報の一元化

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整

備、充実を行う。

- (1) 災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し、村災対本部が的確な指示等を行うための防災情報システム整備の検討を行う。
- (2) 災害情報データベースの整備

全庁体制で被災者支援システムを活用し、次のようなデータベース化と一元的な情報管理により応急復旧作業の効率化を図る。

 - ア 安否情報(死亡者の氏名・住所、避難状況等)
 - イ けり災情報(建物被災程度等)
 - ウ 生活支援情報(災害弔慰金や義援金の支給、仮設住宅の入居、倒壊家屋の処理等)

2 防災情報システムの整備

- (1) 防災情報通信施設としては、県が「防災・行政情報通信ネットワーク」を整備し、その運用を行っている。
- (2) 気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を庁内及び住民等(特に要配慮者施設)への伝達体制を確立する。
- (3) 災害に強い通信網を構築し、県、村、消防団間で衛星回線と地上回線の非常通信ルートの確保を推進する。

3 独立電源施設の確保

- (1) 庁舎内の独立電源

庁舎の照明等の機器を含めた非常電源の確保として、ディーゼル発電機を常備している。
- (2) 民間電源設備等の利用

停電に備えて、ディーゼル発電機と移動電源車等の利用について連携を図る。
- (3) 災害に強い電源設備の整備

大規模災害時は停電復旧作業に時間を要することから、長時間対応型の設備確保を検討する。併せて、津波による浸水への対策を講じるため上層階への設置を検討する。
- (4) 避難所における電源設備等の確保

避難所における通信機器の電源を確保するために非常用発電機の設置を検討する。

第4 広報体制の整備

1 多様な情報メディアの活用

インターネット・携帯電話等のさまざまなメディアを活用し、地域住民・島外在住の出身者・報道機関等との情報共有を図る。

2 広報、広聴体制の確立

- (1) 住民への広報、広聴体制

災害時に住民への被害状況や避難、生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供し、住民からの要望・相談に対応する。
- (2) 報道機関への連絡体制

ア 村災対本部での広報の一本化を行い、窓口を総務対策部とし、各報道機関に対応す

る。

イ 報道機関への情報提供については原則としてインターネット上で行い、電話問い合わせ等による混乱を防ぐ。インターネットが利用できない場合は、ファックス等を利用する。

(3) インターネット(HP・ツイッター)や緊急速報メールを通じた情報提供

防災行政無線や地域メディアによる広報以外にも、村のホームページやツイッター・緊急速報メール等といった新たな情報伝達手段による情報提供も行う。

(4) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障害者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、村内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請しておく。

(5) 地上デジタル放送による情報提供の環境整備

災害時にはテレビの文字スーパー・データ放送も有効な情報伝達手段であることから、村内の難視聴地域への環境整備を推進する。

3 情報の収集整備計画

(1) 情報の収集

災害による被害が防災関係機関の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関間の連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等、体制の確立に努める。

また、その際夜間、休日等の場合においても対応できる体制を整備する。

ア 災害情報通信ネットワークの整備、拡充

イ 災害情報通信ネットワーク運用体制の整備

(2) 情報の共有

防災関係機関が相互に収集した情報を共有し、迅速な災害対応業務を行うための体制の確立に努める。また、情報共有を強固にするために公共情報コモンズの活用を検討する。

第5 孤立化するおそれのある集落との通信の確保

大規模な災害等による道路や通信の途絶などにより孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置など孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、応急対策を迅速に実施できる通信体制を確立する必要がある。

1 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者(区長、消防団員等)を「災害情報連絡員(仮称)」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。

2 集落内に学校や駐在所等の公共的機関、などの防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。

3 アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。

- 4 一般通信回線が途絶した場合に相互連絡が可能な連絡手段として、衛星携帯電話を活用できるように整備を推進する。
- 5 衛星携帯電話や防災行政無線(デジタル)などの情報伝達手段の整備にあわせ、集落の代表者(区長、班長、消防団員等)だけでなく集落全員を対象とした研修の実施やマニュアルの整備を行う。
- 6 空輸の必要性があるためヘリが離着陸可能である場所の確保を検討する。
- 7 孤立化した集落において、夜間の照明や携帯(衛星)電話などの通信機器の電源を確保する必要があるため非常用発電機を備蓄する。

第3節 気象観測体制の整備計画

【関係機関：鹿児島地方気象台・九州地方整備局・鹿児島県】

【十島村：総務課】

風水害による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を図る必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

第1 気象観測体制の整備

1 気象庁における気象業務体制の整備

気象庁は、気象庁気象業務計画に基づき、台風・豪雨、高潮・波浪災害に関する気象業務体制の整備、充実を図る。

(1) 観測施設の整備

県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し、関係行政機関、県市町村等と協力して観測体制の整備に努める。

(2) 関係資料のデータベースの構築

災害発生時等において、気象警報・注意報等を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の災害及び気象関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

2 主要関係機関における気象観測体制の整備

県、村及び国土交通省九州地方整備局等の関係機関における観測施設の整備については、年々充実しているものの、まだ十分とはいえない。このため、現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計(自記、テレメータ等)の整備拡充を図る。

第2 土砂災害発生予測情報システムの活用と土砂災害警戒情報の発表

県の設置する土砂災害発生予測情報システムの活用により、雨量データ及び雨量状況による危険度を示す危険指標レベル1、2、3等土砂災害に関する情報を電話、ファックス又はインターネット等により受信し、住民に対し情報提供するものとする。また、県と鹿児島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報については、インターネット防災情報提供システム(インターネット防災提)により、土砂災害判定メッシュ情報が10分毎に配信されるため活用の促進を図る。

第4節 消防体制の整備

【十島村：総務課・住民課・消防団】

災害の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資器材等の整備を推進する。

第1 消防活動体制の整備

1 消防活動体制の整備・強化

(1) 消防組織の整備

消防組織は、消防団により構成されており、その整備状況は以下のとおりである。

消防団の状況

条例団員定数：74名

退職年齢：65歳

区分		口之島 分団	中之島 分団	諫訪之瀬島 分団	平島 分団	悪石島 分団	小宝島 分団	宝島 分団	合計
団員	定数	11	14	10	10	10	8	11	74

(2) 消防団の育成強化

ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

イ 消防団の育成強化策の推進

以下のとおり消防団の育成強化に努め、地域社会の防災体制の強化を図る。

(ア) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

(イ) 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性

消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

2 地域住民の出火防止・初期消火体制と避難誘導体制の整備・強化

(1) 一般住宅に対する出火防止の指導

火気使用設備等の本体、燃料容器の転倒防止及び周囲からの転倒、落下や安全措置と災害発生時における火気使用設備等からの出火防止対策を図る。

(2) 地域住民の初期消火体制の確立と防災訓練の実施

地域住民による自主防災組織の育成強化を図り、災害発生時における初期消火等について、知識・技術の普及に努めるとともに定期的な防災訓練を行う。

(3) 地域住民の安全避難対策と要配慮者の避難対策

地域における第一避難場所・最終避難場所を明示し高齢者等、要配慮者の実態を把握しておくとともに地域における避難体制を整備し、速やかに避難できるよう努める。

3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備と要配慮者収容施設への避難応援体制の確立

(1) 事業所に対する出火防止の指導

日常の火気管理や消防用設備等の維持管理と日常・定期点検を遵守させ、取扱方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

消火器等の準備と万一の出火に備え、初期消火対策を講じておくとともに火災室に逃げ遅れ者がいないことを確認し消火器などを使って消火する。なお、消火が困難な場合は避難を優先する。

(3) 事業所の避難体制の整備と防災訓練の実施

災害発生時における消防計画に基づき、安全で速やかに避難誘導できることと児童、患者、高齢者等要配慮者を収容している施設等については、特に地域住民と日頃から連携を図りより安全で適切な避難ができるよう定期的な防災訓練を行う。

第2 消防水利、装備、資器材の整備

1 消防水利の整備〔耐震性貯水槽等〕

(1) 消防水利の整備状況

消防水利の状況は、以下のとおり

消防水利状況

区 分			口之島	中之島	諏訪之瀬島	平島	悪石島	小宝島	宝島	合計	
水 利	防 火 水 槽	公 設	4	6	8	4	3	5	3	4	33
		40 t	3	4	5	3	3	3	4	3	25
	私設 40 t 未満		1	-	1	4	3	1	4	17	
	井 戸		1	-	-	-	-	-	-	2	
	消 火 栓		11	7	7	2	3	4	7	45	

(2) 消防水利の整備方策

耐震性貯水槽等、水利の多様化を基本に、以下の方策により水利を整備する。

ア 消防施設の整備方針

国の示す消防水利の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

イ 畑地かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者との協議のもと、畑地かんがい用の貯水池、給水栓を消火用水として活用する。

2 消防用装備・資器材の整備(装備、車両等)

(1) 消防機械保有状況

消防団における消防機械保有状況は、以下のとおり。

消防機械保有状況

区分		口之島	中之島	諏訪之瀬島	平島	悪石島	小宝島	宝島	合計
小型消防ポンプ・B-3級	基 準	1	1	1	1	1	1	1	7
	整 備	2	3	3	2	2	2	2	16
小型消防ポンプ積載車	整 備	1	1	1	1	1	1	1	7

(2) 消防用装備・資器材の整備方策

国の示す消防力の整備指針に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

第5節 避難体制の整備

【関係機関：鹿児島海上保安部・鹿児島中央警察署・医療施設管理者・福祉施設管理者】

【十島村：住民課・教育総務課・総務課・消防団】

風水害等の災害時には、斜面崩壊、高潮、波浪等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、風水害時等における村長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

第1 避難所等の定義

1 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、法の基準を満たし、かつ村地域防災計画で指定した場所をいう。

指定緊急避難場所については、村は、災害に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることがで

きる。

2 指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、公民館及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ村地域防災計画で指定した施設をいう。

指定避難所については、村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

第2 避難場所及び避難所の指定と事前周知

村は、避難場所及び避難路の選定にあたっては、次の事項に留意し、指定を行うものとする。

村は、地域住民等が災害による危険を事前に回避する場合又は住家の倒壊等により生活の本拠を失った場合等を考慮し、公園、緑地、グラウンド、体育館、公民館及び学校等の公共施設等を対象に、その管理者(設置者)の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所(公園、緑地、グラウンド等)及び被災者が避難生活を送るための指定避難所(体育館、公民館及び学校等の公共施設等)(以下「避難所等」という)について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、村地域防災計画に定めるとともに、住民への周知徹底を図る。

1 指定避難所の指定基準

指定避難所の指定基準は、以下のとおりとする。

- (1) 規模条件:被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
(⇒ 被災者の生活の場となることを踏まえ、当該避難所での受入れが見込まれる被災者の数に対し、十分な面積を有すること。民家等は望ましくない。)
- (2) 構造条件:速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布する事が可能な構造又は設備を有するものであること。(⇒ 事務所等のスペースは、被災者等の受入れにあたって、備品等を整理する必要があることから、迅速な受入れの観点から望ましくない。)
- (3) 立地条件:想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- (4) 交通条件:車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。(⇒ 避難所入所者だけでなく、在宅で避難生活を送る者に対しても、物資の供給等の必要な支援を講じる際の拠点となりうこと。)
- (5) 福祉避難所関係:要介護高齢者、障害者等の要配慮者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有すること。(⇒ 社会福祉施設等を想定。)

2 指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所の指定を行うこととなる異常な現象は、津波、高潮、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事とする。指定緊急避難場所の指定基準は、以下のとおり。

(1) 地震以外の異常な現象を対象とする指定緊急避難場所の指定基準

ア 管理条件:災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

イ 立地条件:異常な現象による災害発生のおそれがない区域(安全区域)内に指定緊急避難場所が立地していること。

ウ 構造条件:指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水については、その水位よりも上に避難上有効なスペースがあること。

(2) 地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準

上記管理条件に加えて、

ア 当該施設が地震に対して安全な構造であること。

イ 場所・その周辺に、地震発生時の人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

3 避難路

避難路については、避難圏域や道路整備状況等の条件が異なるため、統一的な基準での設定が困難であるが、基本的には幅員が比較的広く、安全と考えられる道路を選定する。

4 避難所等指定の留意点

(1) 村は、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

(2) 村は、学校を避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。学校施設の避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(3) 村は、指定避難所の学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。

第3 避難指示体制の整備

1 避難指示等の整備

(1) 避難指示等の基本方針(実施基準及び区分等)の明確化

ア 避難措置は、原則として**避難準備・高齢者等避難開始**、避難勧告、避難指示(**緊急**)の3段階に分け実施するが、状況により、段階を経ず直ちに避難勧告、避難指示(**緊急**)を行う。(避難指示・勧告・準備情報の実施基準は、第3部第2章第6節「避難の勧告・指示、誘導」参照)

イ 村長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ避難の指示を行う。

ウ 村長は、関係機関の協力を得て管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努め

る。

(2) 避難指示等の実施要領

- ア 避難指示等を迅速に実施するため災害時における避難勧告・判断等を定めた「災害時避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を住民及び関係機関に周知しておく。
- イ 村長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、関係市町村にも通知しなければならない。
- ウ 村長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事(危機管理防災課長及び鹿児島地域振興局長)に報告しなければならない。

2 避難指示等の伝達方法の周知

(1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のように、あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお、情報伝達にあたっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

ア 同報無線等無線施設を利用した伝達

イ あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

ウ サイレンによる伝達

エ 広報車からの呼びかけによる伝達

オ テレビ、ラジオ(親子ラジオ含む)、有線放送、電話等の利用による伝達

カ 一斉同報メール(メール配信サービス)の利用による伝達

(2) 伝達方法等の周知

危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてより危険地域の住民に周知徹底を図る。

(3) 伝達方法の工夫

伝達方法において、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

第4 要配慮者の避難体制の整備

1 要配慮者の避難体制の強化

要配慮者の避難については、以下の点に留意し「市町村要配慮者の避難支援モデルプラン」(鹿児島県)を参考にした、「十島村要配慮者避難支援プラン」を作成し、地域の実情に応じた要配慮者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

日頃から要配慮者の掌握に努めるとともに、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 地域ぐるみの避難誘導体制の整備

要配慮者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員を定め、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定めておくものとする。

(3) 要配慮者の実態に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者等の介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワー等介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮するものとする。

(4) 避難行動要支援者名簿の作成

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な避難行動要支援者を適切に支援するため、十島村要配慮者避難支援プランに定めるところにより、避難行動要支援者名簿を作成する。

2 要配慮者の避難体制の拡充

十島村要配慮者避難支援プランを住民に周知徹底し、要配慮者の避難支援体制の拡充に努める。

第5 各種施設における避難体制の整備

1 診療所、社会福祉施設等の避難体制の整備

(1) 診療所、社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や診療所等の患者等には、寝たきりの高齢者や心身障害者、重症患者、新生児、乳幼児等いわゆる「要配慮者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

ア 避難体制の整備

社会福祉施設や診療所等の管理者は、災害が発生した場合に迅速かつ的確に避難指示や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防団等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や診療所等の管理者は、日頃から村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

イ 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や診療所等の管理者は、災害に備え、消防団等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における避難指示や誘導にあたっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

ウ 防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や診療所等の管理者は、施設等の職員や入所者等が災害時において適切な避難行動がとれるよう定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設

の構造、入所者や患者の実態等に応じた避難訓練を定期的に実施するよう努める。

2 不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

(3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防団等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備・強化に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

3 学校における児童生徒の避難体制の整備

教育長は、管内の学校における児童生徒の避難体制を以下の方法により整備する。

(1) 集団避難計画の作成

ア 管内学校の児童生徒の集団避難計画を作成するとともに、各校長に対し、学校の実状に応じた具体的な避難計画を作成させる。

イ 避難計画は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

(3) 避難誘導体制の強化

ア 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるようにならかじめ連絡網を整備しておく。

イ 校長は、避難誘導が安全かつ迅速に行われるよう努める。

ウ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

エ 児童生徒を帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。

オ 児童生徒が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒及び保護者に周知徹底しておく。

カ 校長は、災害種別に応じた避難訓練を、日頃から実施しておく。

キ 校長は、学校行事等による校外での活動時の対応について、事前踏査により避難場所

等について確認しておく。

ク 校長は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、避難場所、安否確認方法等について確認しておく。

(4) 避難場所の指定・確保

教育長は、十島村地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を定めておく。

第6 避難誘導、避難所の運営体制

1 避難誘導、避難経路の確保

(1) 避難経路については、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。また、浸水に関しては安全な建物の2階以上に避難するケースも周知しておく。

(2) 学校等の避難

中・小学校の生徒、児童の集団避難は、学校等管理責任者が村長の指示により行う。

(3) 診療所等の避難

診療所の患者の避難は、その施設の管理者が村長の指示により行う。

(4) 施設の管理者は、あらかじめ避難に必要な資材、輸送車両等の確保、及び避難要領等を定めておく。

2 避難所の開設・運営体制の整備

避難所ごとに、避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、避難所の整備運営方針の作成に努める。

また、高齢者や障害者等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等の協力を得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に考慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設できるようにしておく。

3 避難所の環境改善

関係機関の協力のもと、避難所への食糧や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等、生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段、システムの整備に努める。併せて、安否確認等の情報伝達に用いる通信機器の電源確保のために非常用発電機の整備も考慮する。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、通信機器や自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮する。

第6節 救助・救急体制の整備

【関係機関：鹿児島海上保安部・鹿児島中央警察署】

【十島村：総務課】

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救助、救急体制の整備に努める。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備に努める。

村は、総力をあげて救助、救急活動を行うものとする。

第1 救助、救急体制の整備

1 救助、救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救助、救急体制の整備に努める。

(1) 救助、救急体制の整備

ア 消防団を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。

イ 当該地域で予想される災害、特に建物倒壊等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資器材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討する。

ウ 傷病者の速やかな搬送を行うため、救急医療情報ネットワーク等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

エ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

オ 災害発生時に同時多発する救出・救助事象に対応するとともに、必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結する等連携を図る。

2 住民の救助、救急

災害時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、住民による地域ぐるみの救助、救急への参加協力も必要になる。

このため、住民は日頃から村が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助、救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

3 孤立化集落対策

土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、孤立者の救出方法や当該地域と村との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、事前に関係機関と十分に検討しておく。

第2 救助、救急用装備・資器材の整備

1 装備・資器材等の整備

建物倒壊や土砂崩れ等による生き埋め等の救出、救急事象に対応するため、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資器材の整備を検討する。

2 救急救助体制の整備

(1) 救急救助体制の充実

医療機関への迅速な搬送体制を確立するとともに、救命、救助装備を拡充する等、円滑な救急及び救助体制の充実を推進する。

- ア 救急・救助体制の充実
- イ 初動医療体制の確立
- ウ 医療支援体制の確立

第7節 交通確保体制の整備

【関係機関：鹿児島海上保安部・鹿児島県・鹿児島中央警察署】

【十島村：土木交通課・総務課】

あらかじめ風水害及び大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路（以下「緊急交通路」という。）を選定し、当該緊急交通路を重点に耐震性、安全性を強化し、大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に資する。

道路管理者は、災害が予想される箇所から優先的に緊急交通路をはじめとする道路の整備を行う。

第1 道路整備計画

1 交通施設整備計画

道路管理者は、災害が予想される箇所から優先的に施設の整備を行う。

- (1) 土砂崩壊、落石等の危険箇所については、現況調査を行い法面防護工等の設置を検討する。
- (2) 道路、橋梁等の被害を防止し、また、被害の誘因となるものを排除するため、パトロールを強化し道路の維持補修に努める。
- (3) 災害時の避難、災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、架け替えや拡幅等を検討する。
- (4) 通過交通量の分散・緩和と災害時における交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策も十分検討する。
- (5) 狹あいな生活道路については、民家等の建築時におけるセットバック指導に併せて道路拡幅を図る。

2 道路施設等の点検、整備

突発的な災害から道路機能を確保するため、次の改修、改良工事等を実施する。

- (1) 側溝等の機能が有効に發揮されるよう、土砂、塵芥等の滞留や破損状況について点検し、災害防止のための適切な措置を講じる。
- (2) 幅員の狭い道路や橋梁等について、拡幅や架け替え等の改良を検討する。

3 緊急通行車両の事前届出

- (1) 大規模災害時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路（以下「緊急交通路」という。）を選定し、選定緊急交通路を重点に道路及び施設等の耐震性、安全性を強化し、大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に資する。

選定される緊急交通路は、優先的道路整備を推進し、広域的輸送体制等を考慮し、県の緊急交通路の指定と併せて相互の連絡体制を確保できるようにする。

- (2) 緊急輸送活動体制の充実

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を

考慮しつつ確保すべき緊急輸送活動体制の整備について検討する。

(3) 交通ネットワークの整備

- ア 骨格的な幹線道路の整備
- イ 緊急輸送拠点と緊急輸送路の確保
- ウ 防災上重要な道路改良の実施
- エ 橋梁等の安全対策の実施
- オ 災害時用臨時ヘリポートの整備

(4) 輸送対策

- ア 陸上輸送の整備
 - 車両の活用、物資調達業者又は民間運送業者への輸送協力要請
- イ 航空輸送の整備
 - 災害の状況により自衛隊等への航空輸送の検討

第2 法面崩壊等防止対策

1 法面崩壊等防止対策

(1) 危険箇所の対策

村道の危険箇所については、防災点検調査に基づき、法面保護工等の災害防止対策について危険度に応じ検討推進する。

(2) 関係機関への要請

林道等における危険箇所に対する対策工事の早期完成を県に要請するとともに、実施が円滑に進むよう地元調整等について協力する。

(3) 危険箇所の監視

パトロールを適宜実施し、危険箇所の状況を監視するとともに、法面中の浮石等落石のおそれがあるものの除去等を行う。

第3 交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、職員が必要に応じてパトロールを実施し、実態の把握に努める。また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止を行い、被害の未然防止に努める。

第8節 輸送体制の整備

【関係機関：各関係機関】

【十島村：土木交通課・総務課】

交通施設機能の停止により、避難・被災者の救出に支障をきたすおそれがあり、緊急医療、物資輸送、集積施設等の機能確保を迅速に行えるよう、輸送体制の支援強化を推進する。

第1 災害を想定した輸送計画の確立

道路・港湾・漁港施設の損壊等により輸送対象の変化に迅速対応できるよう、日頃から災害の

種別、規模、地区、輸送手段(車両・舟艇・ヘリコプター等)ごとの輸送条件を想定した輸送計画の確立に努める。

第2 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する緊急輸送路、又は輸送施設について、あらかじめ指定しておく。

第9節 医療体制の整備

【関係機関：各関係機関】

【十島村：住民課】

医療体制については、関係機関と連携し、応急的な診療機能を確保するため、各種機能の停止を想定した施設の整備、医薬品・医療資機材、備蓄物資等の確保を迅速に行い、支援体制強化を推進する。

第1 拠点となる医療施設の強化

拠点となる医療施設については、応急的な診療機能を確保するため、ライフラインの機能停止に備え、貯水槽、自家発電装置等の整備、医薬品・医療資機材、備蓄物資等の確保が迅速に行えるよう、支援体制強化を推進する。

第2 救急医療情報ネットワークの整備

医療活動等に必要な情報収集・連絡体制を確保するため、医療機関と連携して救急医療情報ネットワークの整備を検討推進する。

第10節 複合災害対策体制の整備

【関係機関：鹿児島県・防災関係機関】

【十島村：総務課】

第1 村及び県等の複合災害対策

村及び県等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することなど、複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

第2 複合災害を想定した訓練

村及び県等は、様々な複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練等の実施に努める。

第11節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備

【関係機関：鹿児島県】

【十島村：住民課・地域振興課・教育総務課・土木交通課・総務課・消防団】

災害発生直後は交通途絶等により住民生活に必要な物資が著しく不足することが予想される。そのために必要な食糧、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備を検討する。

第1 備蓄物資計画

1 備蓄計画(段階的な備蓄の方法)

食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の確保を推進するほか、次の段階的な備蓄を推進する。

- (1) 事業所、住民等による備蓄
- (2) 流通在庫備蓄
- (3) 協定の締結による備蓄、調達
- (4) 応急対策従事者のための備蓄

2 事業所、住民等による備蓄

事業所及び住民等は、災害時におけるライフライン施設や食糧等の流通が途絶えることを考慮し、概ね10日分に相当する量を目標として備える。また、これを広報紙や村のホームページ等を通じて住民の備蓄に対する役割を周知する。

3 流通在庫備蓄

- (1) 住家の被害やライフラインの寸断等により、食糧の入手が不可能な被災者に対して速やかに食糧の供給ができるよう、公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食糧供給協定を締結する等の流通在庫備蓄に努める。
- (2) 村内の商店及び小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、食糧及び生活必需品等の確保に努めるとともに、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。
なお、高齢者、乳幼児等の要配慮者への対応も考慮する。

4 備蓄物資の運用

(1) 応急対策従事者のための備蓄

避難所での給食、給水活動等が円滑に行えるよう、平常時から避難所等の必要物資の備蓄及び平時から活用方法、無理・無駄のない運用を検討しておく。

(2) 物資供給

被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、避難所や在宅の被災者の生活自立状況を勘案の上、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資の供給に努める。また、

物資の配給は画一的なものだけでなく、高齢者等の要配慮者へ配慮されたものとする。

第2 給水体制の整備

1 給水体制

災害時において、被災者1人あたりの最低給水量は1日20ℓを目安とし、被災直後は生命維持のため1人あたり1日3ℓ以上の飲料水供給を確保できるよう、給水車、ポリ容器、応急給水用資機材等の整備を検討する。

(1) 整備項目

- ア 学校等のプール施設の活用
- イ ろ過器の配備
- ウ 給水車、ポリ容器の配備
- エ 応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄
- オ 仮設給水所の開設

第3 し尿処理対策の事前措置

1 仮設トイレの確保

県地震被害予測調査結果等を踏まえて、必要とされるトイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努める。

2 清掃班の編成

し尿処理作業のために清掃班の編成計画を作成する。清掃班は、村の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

第4 住宅の確保対策の事前措置

1 住宅の供給体制の整備

- (1) 村及び県は、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、県営や村営の公共住宅の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。
- (2) 県は災害により住家を失った人に対して、迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ建築協会等との協定に基づき、速やかに、組立式住宅等を確保する体制を整える。
- (3) 応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておく。

第5 総合防災力の強化に関する対策

1 消防施設、設備整備計画

(1) 整備方針

近年の火災や施設の状況等を考慮して、次の方針で消防施設、設備の整備を図る。

- ア 消防団員の減少等を補うための消防機械の近代化
- イ 特殊火災等に対応できる消防力の整備
- ウ 所要基準に適合した消防水利の整備

(2) 整備、点検計画

- ア 消防団員の確保のため、魅力ある消防行政の活性化を図る等の対策を検討し、団員の補充を推進する。

- イ 消防施設については、年次計画により整備、買い替えを行っていくとともに、機械等の近代化、軽量化を図る。
- ウ 「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」等に基づき、増強及び更新を年次計画により整備していく。そのため、消火栓は水道管理設時に随時設置するとともに、耐震性防火水槽の整備を推進する。
- エ 毎年定期的に資器材の点検、整備を行い、不良品の交換や不足品の補充等を行う。
- オ 資器材の不足する場合を予想して、あらかじめ調達方法や調達場所を検討しておく。
- カ 消防防災体制を充実し、消防団の機能強化を図る。

第6 臨時ヘリポートの選定基準等

災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定、整備に努める。

1 臨時ヘリポートの選定

臨時ヘリポートの選定場所は、以下のとおりとする。

【臨時ヘリポート：ドクターへリランデブーポイント】

島名	名称	一連番号	所要時間（本土/奄美）
口之島	口之島小中学校	十島-1	54 / 42
	口之島ヘリポート	十島-6	
	口之島健康広場	十島-7	
中之島	中之島小中学校	十島-2	60 / 39
	中之島ヘリポート	十島-8	
	中之島椎崎ヘリポート	十島-9	
	十島村総合運動公園	十島-10	
諏訪之瀬島	諏訪之瀬島小中学校	十島-4	67 / 33
	諏訪之瀬島飛行場	十島-12	68 / 33
平島	平島健康広場	十島-3	67 / 34
	平島ヘリポート	十島-11	68 / 33
悪石島	悪石島小中学校	十島-5	73 / 28
	悪石島ヘリポート	十島-13	
	悪石島湯泊温泉公園	十島-14	
小宝島	小宝島ヘリポート	十島-15	78 / 22
宝島	宝島ヘリポート	十島-16	81 / 21

2 危険防止上の留意事項

- (1) ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。
- (2) 着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。
- (3) 塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。
- (4) ヘリコプターを中心として半径 20m以内は、火気厳禁とする。

3 ヘリポートの管理

選定したヘリポートの管理について、平素から当該指定地の管理者と連絡を保ち現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう留意する。

(1) 臨時ヘリポートの標示

- ア 村災対本部での広報の一本化を行い、混乱を防ぐ。
- イ 石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中にHの文字を標示する。
- ウ 旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。

4 県への報告

新たにヘリポートを選定した場合、本計画に定めるとともに、県に次の事項を報告(略図添付)する。

また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- (1) ヘリポート番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着場面積
- (5) 付近の障害物等の状況
- (6) 離着陸可能な機種

第7 災害用装備資器材等の整備

1 装備資器材等の整備

応急対策を円滑に実施するため、災害用装備資器材等をあらかじめ整備し、隨時点検を行い保管に万全を期する。

2 点検、調達計画

(1) 点検整備

- ア 災害を未然に防ぐため各防災無線局の施設及び各機器の機能について、梅雨期前等に定期保守点検を行う。
- イ 長期にわたる停電に際し、自家発電及び充電器の設置を推進する。バッテリーの充電不足のほか予期せぬ停電に備え、非常用発電設備の選定及び増設を検討する。

(2) 資器材等の調達

防災関係機関は災害時における必要な資器材等の調達を円滑に行うため、調達先の確認等の措置を講じておく。

第3章 住民の防災意識の啓発及び活動の整備

風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より住民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。本章では、このような住民の防災活動の促進について、その対策を定める。

第1節 防災知識の普及啓発

【関係機関：各関係機関】

【十島村：教育総務課・総務課】

風水害等の災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

また、村及び県は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

第1 防災知識普及計画

1 住民への防災広報等による防災知識の普及啓発

防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等、災害安全運動の一環として対策実施機関ごとに災害防止運動を行い、住民の防災の知識を高め、防災知識の普及を図る。

(1) 防災知識の普及・啓発の手段(媒体)

村が行う防災知識の普及は、以下に示す各種媒体を活用して行う。

- ア 広報紙、印刷物(チラシ、ポスター等)
- イ 広報車の巡回
- ウ 講習会等の開催

(2) 防災知識の普及・啓発の内容

防災知識の普及啓発の内容は、概ね以下のとおりである。なお、普及に際しては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に十分配慮して行う。

- ア 住民等の責務
 - (ア) 自ら災害に備えるための手段を講じること
 - (イ) 自発的に防災活動に参加すること
- イ 地域防災計画の概要
- ウ 災害予防措置
 - (ア) 家庭での予防・安全対策
 - ①災害に備えた10～11日分の食糧、飲料水等の備蓄

- ②非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
 - ③飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
- (イ) 出火防止、初期消火等の心得
 - (ウ) 家屋内、路上、自動車運転中など、様々な条件下で災害が発生した時の行動
 - (エ) 緊急避難場所や避難所での行動
 - (オ) 災害時の家族内の連絡体制の確保
 - (カ) 災害危険箇所の周知
 - (キ) 避難路、緊急避難場所等及び避難方法の確認
 - (ク) 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備
 - (ケ) 船舶等の避難措置
 - (コ) 農作物の災害予防事前措置
 - (サ) 気象庁が発表する気象警報・注意報・情報等の種類や内容
 - (シ) 本村が発表する避難指示・勧告・準備情報
 - (ス) その他
- エ 災害応急措置
- (ア) 災害対策の組織、編成、分掌事務
 - (イ) 災害調査及び報告の要領、連絡方法
 - (ウ) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領
 - (エ) 災害時の心得
 - ①災害情報の聴取及び聴取方法
 - ②停電時の照明
 - ③非常食糧、身廻り品等の整備及び貴重品の始末
 - ④屋根、雨戸の補強
 - ⑤排水溝の整備
 - ⑥初期消火、出火防止の徹底
 - ⑦避難の方法、避難路及び緊急避難場所等の確認
 - ⑧高齢者等要配慮者の避難誘導及び緊急避難場所等での支援
 - (オ) その他
- オ 災害復旧措置
- カ 被災地支援
- キ その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

(3) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行うものとする。なお、「防災週間」、「防災とボランティアの日」に合わせて、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

2 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

小・中学校における防災教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。

また、青少年、婦人、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教

育は、各種社会教育施設等を利用しつつ、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も、台風・豪雨等の気象現象等に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

第2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施

村及び防災関係機関は、日頃より各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促すものとする。

なお、災害時において、県、村及び防災関係機関の職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋の家具の固定や補強、飲料水、食糧、医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに、日頃より様々な防災知識の習得に心掛けるなど、自己啓発に努めるものとする。

第2節 防災訓練の実施

【関係機関：鹿児島県・各関係機関】

【十島村：総務課】

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

1 防災訓練の目標・内容の設定

(1) 防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、県・村・防災関係機関及び住民等の参加者が、より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すものとする。

(2) 訓練の内容

防災訓練の内容には、以下の内容が考えられる。

ア 動員訓練、非常参集訓練

イ 通信連絡訓練

ウ 消防訓練

エ 救出訓練

オ 避難訓練

カ 給水・給食(炊飯)訓練

キ 医療・救護訓練

ク 輸送訓練

ケ その他必要な訓練

2 訓練の企画・準備

(1) 訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

(2) 訓練の場所

最も訓練効果をあげうる場所を選んで実施する。

(3) 訓練時の交通規制

村は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、必要な限度において、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するために道路使用許可を申請するものとする。

3 訓練の方法

訓練実施各機関は、単独に又は他の機関と共同して、以下に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。防災訓練の実施にあたっては、浸水・土砂災害等の被害を想定し、村・消防団、自衛隊、第十管区海上保安本部等防災関係機関と協力し、また、自主防災組織、民間企業、NPO法人やボランティア団体及び地域住民等とも連携し、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に十分配慮するなどして実戦的な訓練になるようとする。

(1) 村が行う訓練

ア 村の総合防災訓練

村長は、村域の各防災関係機関と十分連携をとりながら、総合的な防災訓練を実施する。

イ 消防訓練

村長及び消防団は、消防に関する訓練を単独で実施する。

ウ 非常通信訓練

村長は、県と合同で無線に関する訓練を実施する。

エ 急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区における避難訓練

村長は、急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して、土石流や崖崩れ等土砂災害に対する避難訓練を、実施するように努める。

(2) その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより防災訓練を実施する。

(3) 事業所等が行う訓練

学校、診療所、社会福祉施設、工事事業所、作業場等の管理者は、村、消防団その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため避難訓練を実施するように努める。

第3節 自主防災組織の育成

【十 島 村：総務課】

大規模災害発生時は多くの人々が近隣の住民を救助・救出し、また被災者の情報提供等を行うなど防災・減災において隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が重要となる。

このため、災害時に通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等を行う地域住民による自主防災組織の設置、育成強化を図る。

第1 自主防災組織育成計画

1 自主防災組織の育成強化体制の確立

(1) 自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る。

(2) 自主防災組織の整備

自主防災組織の整備について、消防団等と連携をとりながら、その組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して必要な助言及び指導を行うものとする。

2 自主防災組織の組織化の促進

(1) 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に災害発生の危険性の高い次の災害箇所を重要推進地区とする。

- ア 急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れによる災害が見込まれる地区
- イ 土石流発生危険渓流のある地区
- ウ 山地崩壊危険区域のある地区
- エ 地盤振動のある地区
- オ 津波危険のある地区
- カ 高齢化の進んでいる過疎地区
- キ その他危険区域

(2) 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることから、次の事項に留意するものとする。

- ア 住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもつて居ること。

(3) 自主防災組織の組織づくり

自治会等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進めるものとする。

- ア 自治会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- イ 自治会の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。

- ウ 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織を育成する。
- エ 青年団、女性団体、PTA等、その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。
- オ 先進的な防災活動を行っている事例を推挙し、自主防災組織の必要性を再認識する講習等を実施し、自主防災組織の育成を図る。

3 自主防災組織の活動の推進

(1) 自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び防災計画(活動計画)を定める。

(2) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画(活動計画)に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
 - (イ) 防災訓練(避難訓練、消火訓練等)の実施
 - (ウ) 情報の収集伝達体制の確立
 - (エ) 火気使用設備器具等の点検
 - (オ) 10～11日分の食糧・防災用資機材の備蓄及び点検等
 - (カ) 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検
- イ 災害発生時の活動
- (ア) 地域内の被害状況等の情報収集
 - (イ) 住民に対する避難勧告・避難指示等の伝達、確認
 - (ウ) 責任者による避難誘導
 - (エ) 救出・救護の実施及び協力
 - (オ) 出火防止及び初期消火
 - (カ) 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

【関係機関：鹿児島県】

【十島村：総務課】

村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村防災会議に提案するなど、当該地区の村と連携して防災活動を行う。

村は、村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう村内の一定の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、村地域防災計画に地区

防災計画を定める。

第5節 防災ボランティアの育成

【関係機関：十島村社会福祉協議会・鹿児島県医師会】

【十島村：住民課・総務課】

風水害等の大規模災害時においては、個人のほか、専門的なボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援する等発生直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

1 村における環境整備

(1) ボランティアの登録、把握

十島村社会福祉協議会との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行うボランティアの登録、把握に努めるとともに、鹿児島県社会福祉協議会へ随時報告するものとする。

(2) 大規模災害時のボランティアの活動拠点の確保

災害時のボランティアの活動拠点は各島出張所とする。

2 ボランティアとの連携等

村及び関係機関等においては、平常時から、当該区域内のボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう連携体制の整備に努める。

3 ボランティアの受入れ、支援体制

(1) ボランティア活動に関する情報提供

被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社、社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

(2) 被災地におけるボランティア支援体制の確立

十島村社会福祉協議会は、災害が発生した場合速やかに現地本部を設置し、行政機関等関係団体との連携を密にしながら、ボランティアによる支援体制の確立に努める。

(3) 現地本部における対応

十島村社会福祉協議会は、村と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として現地本部を設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

4 ボランティアの受付、登録、派遣

村への直接のボランティア活動の問い合わせに対しては、総務課が受付を行い、住民課に引き継ぐこととする。

その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、保険について紹介するとともに、加入が義務付けられている旨指導する。

ボランティアの活動内容

ボランティア の区分	活動 内 容 等	ボランティア関係協力団体 (登録・教育・訓練等を行う)	担当課
(1) 専門分野のボランティア			
通 信	通信、情報連絡	アマチュア無線クラブ	総務課
ボランティア コーディネーター	避難所等におけるボラ ンティアの指導・調整	十島村社会福祉協議会	住民課 総務課
医 療	人命救助、看護、メン タルヘルス等のボラン ティアの調整	鹿児島県医師会 鹿児島県歯科医師会 日本赤十字社	住民課
介 護	避難所等の要介護者の 対応及び一般ボランテ ィアへの介護指導等	十島村社会福祉協議会	住民課
通 訳	外国語通訳、翻訳、情 報提供	ボランティア通訳	総務課
(2) 一般分野のボランティア			
生 活 支 援 等	物資の仕分け、配送、 食糧の配給等	十島村社会福祉協議会	住民課
	清掃		住民課
	被服寝具その他生活必 需品の配給等		住民課

第6節 要配慮者の安全確保

【関係機関：医療施設管理者・福祉施設管理者】

【十島村：住民課・教育総務課・総務課】

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障害を持つ者、外国人、観光客・旅行者等は、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。今後とも、高齢化や国際化の進展に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。このため、県、村及び防災関係機関は、平素より、要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

第1 地域における要配慮者対策

1 要配慮者の実態把握

要配慮者については自主防災組織や自治会ごとに掌握しておくものとする。

なお、掌握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも、プライバシーには十分留意する。

2 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

村は、村地域防災計画及び十島村要配慮者避難支援プランに基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

なお、災害対策基本法により村へ作成が義務付けられた避難行動要支援者名簿については、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。具体的な手順については、十島村要配慮者避難支援プラン及び国から示される「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の改訂版を踏まえ実施する。なお、「避難行動要支援者」とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者ことで、対象者の範囲は下記のとおりとする。

ア 避難支援等関係者となる者

- (ア) 村消防団
- (イ) 警察
- (ウ) 民生委員
- (エ) 村社会福祉協議会
- (オ) 自主防災組織
- (カ) 避難支援を行う自治会等
- (キ) 医療機関
- (ク) その他、村長が支援者として依頼すべきと判断した方

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

- (ア) 要介護認定3～5を受けている者
 - (イ) 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障害者(心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く)
 - (ウ) 療育手帳Aを所持する知的障害者
 - (エ) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
 - (オ) 村の生活支援を受けている難病患者
 - (カ) 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者
- ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (ア) 必要な個人情報

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 所属自治会
- ⑧ 避難所(避難先)
- ⑨ 個別支援計画の有無
- ⑩ 危険種別(危険地域の種別を記載)
- ⑪ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

(イ) 入手方法

村関係課、県、関係団体等より情報提供を受けるとともに、手上げ方式(要支援者の範囲外の者)により入手する。

エ 名簿の更新に関する事項

名簿は年1回定期的に更新を行い、適宜追加修正を行う。

オ 名簿情報の適正管理

避難行動要支援者のプライバシーを保護するため、村においては、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、避難行動要支援者名簿についての情報を適正に管理する。

なお、法により、避難支援関係者等、名簿情報の提供を受けた者は、正当な理由なく、名簿に係る情報を漏らしてはならないこととされているため、避難支援関係者等へ、その旨、十分説明する。

カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

災害が発生又は発生するおそれがあり避難準備情報、避難勧告及び避難指示を発令する場合は、防災放送、防災行政無線、広報車、緊急速報メールなど複数の情報伝達手段を組み合わせて伝達する。また、常日頃、避難行動要支援者が使用している情報取得手段等についても可能な限り伝達手段としての活用を検討する。

避難行動要支援者に情報が確実に届くよう、分かりやすく的確な情報伝達に努めるとともに、避難支援等関係者にはできる限り早い段階で速やかに連絡するように努め避難行動要支援者の避難支援にあたる。

キ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難行動要支援者の避難を支援するが、避難支援にあたってのルール等を決めておく等により避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

村は、村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するために、運送事業所等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらか

じめ定めるよう努める。

村は、避難支援等に携わる関係者として村地域防災計画に定めた消防団、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるよう努める。

3 支援体制の整備

(1) 緊急連絡体制の整備

要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態にあわせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置する等、緊急連絡体制の充実・強化に努める。

(2) 支援体制の整備

ア 一人暮らしの高齢者、寝たきり老人等の要配慮者の現状を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で要配慮者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを促進する。

イ 要配慮者自身の災害対応能力の状況等を考慮し、危険箇所及び避難所等の周知・啓発を推進する。

ウ 在宅介護支援センター やケアマネジャーと連携して、災害時の要配慮者の安否確認を行える体制の整備を推進し、平常時から災害対応能力の向上を目指す。

4 防災設備・物資・資機材等の整備

(1) 施設設備の整備

ア 災害時に備えて、要配慮者の台帳や位置図等の整備により、地域における要配慮者の把握に努める。

イ 一人暮らしの高齢者や寝たきり老人等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備を進める。また、在宅者の安全性を高めるため、自動消火設備等の設置等を検討する。

(2) 物資・資機材等の整備

災害発生直後の食糧・飲料水等については、住民自らの家庭備蓄によって対応できるよう、事前の備えの啓発を推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておく等の対策を推進する。

5 在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、要配慮者の実態にあわせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず、要配慮者を含めた地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施するものとする。

また、ホームヘルパー や民生委員等、高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者に

対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

6 観光者・旅行者対策

観光者や旅行者が、災害時に迅速・的確な行動が取れるように、交通基点に避難所や災害危険地区等の情報表示等の整備を推進する。

7 外国人対策

外国人に対しては、住民登録の際等に、居住地の災害危険性や防災体制等について危険箇所等を記載している防災マップの配布など十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の標示板等の多言語化に努める。

第2 社会福祉施設・診療所等における要配慮者対策

1 防災設備等の整備

社会福祉施設や診療所等の管理者は、当該施設の入所者等が「要配慮者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や、非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

2 組織体制の整備

社会福祉施設や診療所等の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとする。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防団等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、社会福祉施設や診療所等の管理者は、日ごろから、村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や診療所等の管理者は、災害に備え、消防団等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

また、災害時には、複数の手段を用いた気象情報などの積極的な情報収集に努める。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や診療所等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を自主防災組織等と連携して定期的に実施し、また、各種災害対応マニュアルの作成に努める。

第3部 災害応急対策(一般災害)

第1章 活動体制の確立

風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、県、村及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。

第1節 応急活動体制の確立

【関係機関：十島村】

風水害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、県、村及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に到るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

第1 応急活動体制の確立

1 災害状況等に応じた活動体制の確立

風水害等による災害が発生した場合、県、防災関係機関、他の町村等と連携・協力し、災害応急対策を実施するとともに、村及びその他の防災機関が処理する応急対策を支援し、かつ総合調査を行う体制を確立する。

このため、必要があると認めるときは、十島村災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

なお、災害の規模等によりこれに至らない場合は、情報連絡体制又は十島村災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策にあたる。

また、災害の状況により、県への被災状況の通報や応援要請を行い、被災地域の状況を早期に把握できる体制の確立に努めることとし、被害の程度によっては、村が実施する応急対策を県が代行する場合もあることに留意する。

(1) 災害対策本部設置前の初動体制

ア 情報連絡体制の確立

村内に各種の気象警報等が発表されたときは、災害情報や被害状況等の情報を収集するため、総務課職員による情報連絡体制を確立する。

イ 災害警戒本部(支部)の設置

(ア) 村内に小規模な災害が発生したとき、又は村内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるときは、災害警戒本部を設置する。

(イ) 災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は総務課長を、副本部長は土木交通課長及び総務課政策推進室長をもって充てる。本部に災害警戒要員を置き、事前に指定した課(教育総務課を含む。)の職員をもって充てる。

(ウ) 災害の発生するおそれが解消したと認められるとき又は災害対策本部を設置した時は、災害警戒本部を廃止する。

(2) 村災害対策本部の設置

ア 村災害対策本部の設置又は廃止

(ア) 村災害対策本部の設置

村長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

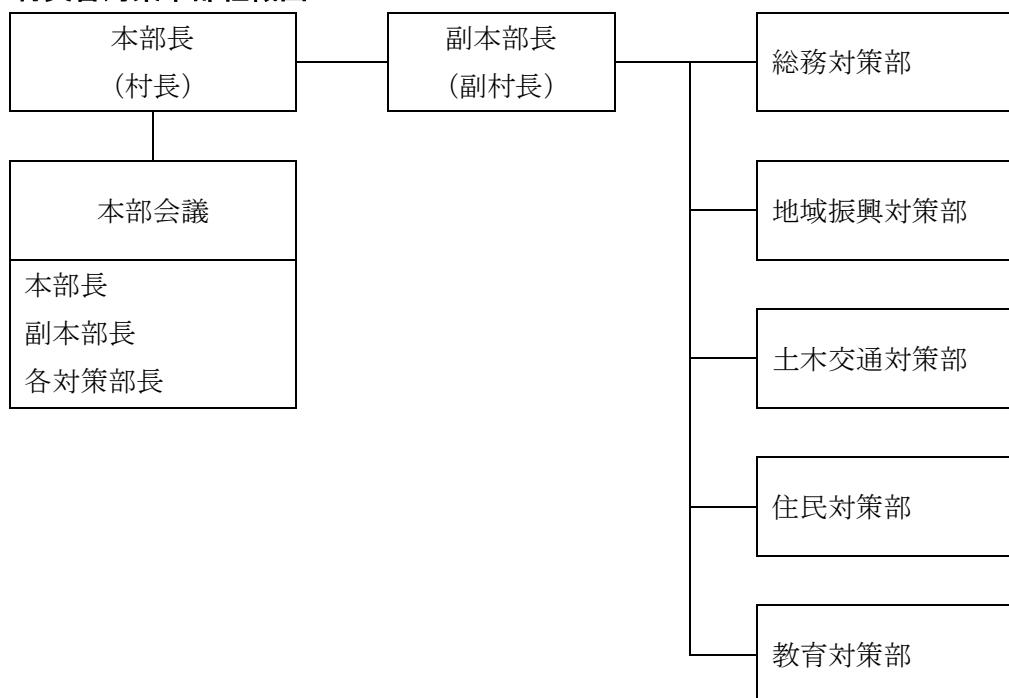
- ①村内に重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められたとき。
- ②災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。
- ③村内に特別警報が発表されたとき。

(イ) 村災害対策本部の廃止

本部長は、村の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、村災害対策本部を廃止する。

(ウ) 村長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関へ通知する。

村災害対策本部組織図



2 村災害対策本部の組織

(1) 本部の組織

ア 本部の構成

(ア) 本部に、災害対策本部長(以下「本部長」という。)及び副本部長を置き、本部長は村長を、副本部長は副村長をもって充てる。

なお、村長に事故や不測の事態があった場合は、副村長、総務課長及びあらかじめ指定された順で村長に替わる意思決定を行う。

(イ) 本部に、対策部を置き、各対策部のもとに、各課の職員で構成される班を置く。

イ 本部の設置場所

本部は、原則として村災害対策本部(十島村役場3F)に設置する。

ウ 本部会議

(ア) 本部に、本部会議を置き、本部長、副本部長及び各対策部長をもって構成する。

(イ) 本部会議は、次の事項について本部の基本方針を決定する。

- ①災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- ②国、県、村、その他防災機関との連絡調整に関すること。
- ③自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- ④災害救助法の適用に関すること。
- ⑤国、県、他町村、その他防災機関への応援要請に関すること。
- ⑥その他、重要事項に関すること。

災害対策本部の対策部、班の所掌事務

対策部名	課名	所掌事務
各部共通事項		<ul style="list-style-type: none">1 所管する施設及び分野の災害対策、応急対策に関すること。2 所管する施設及び分野の被害情報の収集、取りまとめに関すること。3 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。4 本部長の指示による事務及び他部の応援に関すること。
総務対策部 (総務課長)	総務課 [総務室] [政策推進室] 出納室 議会事務局	<ul style="list-style-type: none">1 村防災会議及び関係機関との連絡調整に関すること。2 本部会議に関すること。3 各対策部及び関係機関の情報の収集及び連絡に関すること。4 災害気象情報、地震・津波情報等の収集及び広報に関すること。5 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告、避難指示(緊急)に関すること。【住民対策部、教育対策部と連携】6 指定避難所及び指定緊急避難所の決定に関すること。7 自衛隊等の出動要請に関すること。8 災害調査書の作成及び県への報告に関すること。9 無線通信の運用及び保守に関すること。10 災害時における人員の動員及び調整に関すること。11 職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の被害状況の確認並びに職員等への支援に関すること。12 災害時の総合相談窓口の設置に関すること。13 村有財産の災害調査に関すること。14 災害対策に必要な経費の予算経理に関すること。15 所管する電気施設の保守及び非常発電に関すること。16 村有車両の管理に関すること。17 自主防災組織、自治会との連絡調整に関すること。

対策部名	課名	所掌事務
		18 行方不明者の捜索に関すること。 19 応急復旧等に要する資機(器)材の調達確保に関すること。 20 広報全般に関すること。 21 災害写真に関すること。 22 広報紙の発行に関すること。 23 災害時の府内電子機器の管理に関すること。 24 府内ネットワークシステムの維持及び管理に関すること。 25 災害時の消防及び水防に関すること。 26 消防団の動員に関すること。 27 救助・救急に関すること。
地域振興対策部 (地域振興課長)	地域振興課 [定住対策室] [産業振興室]	1 商工水産関係の被害調査及び報告に関すること。 2 中小企業に対する災害復旧に係る金融に関すること。 3 漁業関係及び漁港施設の被害調査及び報告に関すること。 4 漁業者に対する災害復旧に係る金融に関すること。 5 労働対策及び職業安定所への連絡に関すること。 6 農業・林業関係の被害調査及び報告に関すること。 7 農家に対する災害復旧に係る金融に関すること。 8 畜産物に関すること。 9 林野火災に関すること。 10 村営住宅の被害調査及び対策に関すること。 11 応急仮設住宅の建設に関すること。 12 災害住宅資金の融資に関すること。 13 被災住宅の応急修理に関すること。 14 村営住宅使用料の減免に関すること。 15 村営住宅の特定入居及び目的外入居に関すること。
土木交通対策部	土木交通課 [地域整備室] [航路対策室]	1 土木関係災害予防及び応急措置に関すること。 2 土木関係の被害の調査及び報告に関すること。 3 災害時における道路及び橋りょう等の使用に関すること。 4 緊急輸送道路の確保に関すること。 5 救援物資等の輸送に関すること。 6 被災建物及び被災宅地の応急危険度判定に関すること。 7 水防法に基づく諸対策に関すること。 8 水位・流量その他の情報の関すること。 9 津波及び高潮対策に関すること。 10 上水道施設の災害予防及び応急工事に関すること。 11 上水道施設の被害調査及び報告に関すること。 12 農林道関係災害予防及び応急措置に関すること。

対策部名	課名	所掌事務
住民対策部 (住民課長)	住民課 [村民室] [健康福祉室]	1 被災家屋等の調査、被災者台帳の作成及び災証明の発行に関すること。 2 避難所の開設・運営に関すること 3 ごみ、し尿及び廃棄物の応急対策に関すること。 4 仮設トイレの確保・設置に関すること。 5 災害時の防疫、清掃に関すること。 6 迷ペットの対応及びペットの処理に関すること。 7 流出油災害対策に関すること。 8 災害による村税の減免に関すること。 9 日本赤十字社との連絡に関すること。 10 義援金品に関すること。 11 炊き出しに関すること。 12 食品及び被服・寝具その他生活必需品の供給に関すること。【地域振興対策部と連携】 13 要配慮者の援護及び報告・取りまとめに関すること。 14 福祉避難所との連絡及び開設に関すること。 15 社会福祉施設の被害調査及び報告・取りまとめに関すること。 16 救護所の設置及び運営に関すること。 17 ボランティアの受け入れ配備に関すること。 18 食品及び被服・寝具その他生活必需品の給与に関すること。
教育対策部 (教育長)	教育総務課 [教育総務室]	1 避難所の開設の協力に関すること。【住民対策部と連携】 2 児童・生徒・教職員の安全対策に関すること。 3 応急教育に関すること。 4 授業に係る措置に関すること。 5 文化財の被害の調査及び報告に関すること。

3 職員の配備基準

災害発生時において、迅速な災害応急対策を推進するため、あらかじめ定められた基準により配備体制をとる。

(1) 職員の配備

ア 配備区分の決定

村長は、配備基準に基づき、災害対策本部等の配備区分を決定する。

なお、災害の態様により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、配備体制を変更し、又は配備を解くことができる。

災害時の参集・配備基準

体制	基 準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制	(1)村内に各種の気象警報等が発表されたとき (2)総務課長が必要と認めるとき	(1)総務課:1名以上 (2)総務課長が必要と認める課、人数	関係機関との連携により、降雨状況や被害情報の収集を行う。
災害警戒本部体制	(1)村内に小規模な災害が発生したとき (2)村内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき	(1)総務課: 1名以上 (2)土木交通課:1名以上 (3)本部長が必要と認める課、人数	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第1配備 相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき	(1)総務課:2名以上 (2)土木交通課:2名以上 地域振興課:2名以上 住民課: 2名以上 教育総務課:2名以上 (3)本部長が必要と認める課、人数	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、村の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備 全地域にわたり大きな災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	(1)総務課:3名以上 (2)土木交通課:3名以上 地域振興課:3名以上 住民課: 3名以上 教育総務課:1名以上 出納室: 1名以上	
	第3配備 (1)特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪)が発表されたとき (2)特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき	各所属職員全員	

※上記の表に限らず、村長が必要と認めるときは、職員は参集する。

イ 勤員の伝達方法

(ア) 総務課職員の勤員配備

気象警報等の発表又は災害の発生とともに、総務課職員は参集する。

(イ) 各部職員の動員配備

総務課職員は、各部主管課長に各部の職員の動員配備を指示するよう伝達する。この伝達を受けて、各部主管課長は、各部の職員を動員する。

ウ 自主参集

(ア) 配備要員に指定された職員の自主参集

配備要員に指定された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ、インターネット等により管内における気象警報等の発表を覚知あるいは災害に遭遇したときは、前表の参集・配備基準に照らして自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

(イ) その他の職員の自主参集

その他の職員にあっては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。なお、参集する際には職員自身の安全確保に十分注意すること。

ただし、参集・配備基準に照らして第3配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する部局の関係機関等に参集し、応急活動に従事するか、その地域に残り被害情報の収集にあたるものとする。

第2節 情報伝達体制の確立

【関係機関：鹿児島県・鹿児島中央警察署】

【十島村：総務課】

大規模な災害の発生に際して、迅速かつ的確な災害応急対策を遂行するためには、機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

第1 通信連絡手段の確保・運用

1 情報管理体制の確立

災害時は、被災状況等の収集に即座に着手し、その実態を的確に把握・評価し、応急対策に反映する必要がある。その一方で初動期は、被災地との通信が困難となりがちであり、他方で外部からの問い合わせ等により通信連絡が混乱し、応急対策の実施が阻害されることが多い。このため、被害の拡大を防ぎ被災者の救援に全力を挙げて対応するため、各防災関係機関と連携を密にし、平時から多種多様な通信・広報(機器等)の整備を図る。

(1) 防災行政無線システム等の運用

災害の程度に応じて有線通信施設が被災し、通信連絡が一時的に困難になることが想定されるため、防災行政無線を主体とする無線通信系統を利用し、住民への情報伝達を図る。また、防災行政無線の同報系無線については、災害時における集落や住民への防災情報伝達のほか、電話回線等が復旧するまでの間の各避難所や主要施設等との連絡手段としても活用することができることから、双方向通信が可能となるデジタル化を図る。県との通信にあたっては、県の防災行政無線を効率的に運用する。

(2) 災害現場等に出勤している職員との連絡は、携帯電話及び衛星携帯電話により行う。

(3) 緊急情報提供システム等の活用

放送機関の協力のもとに、早期予防、早期避難の実施、不要不急の電話の自粛、知人等の安否照会にあたっての対応、救援物資送付にあたっての要請事項をはじめとする住民への行動喚起情報をテレビ・ラジオを通じて住民に提供できるよう、事前に県において締結済みの協定や緊急情報提供システムを効果的に活用するよう、県へ要請する。

4) アマチュア無線等の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線の協力を依頼する。有線通信の途絶時の代替えとして、アマチュア無線等を活用し、災害情報の収集や伝達に役立てる。

(5) 一斉同報メール・緊急速報メール等の活用

災害時に一般固定電話が繋がりにくくなる場合を考慮し、住民に対して各種警報や避難情報等の災害関係情報を一斉配信できるメールを活用する。

(6) インターネット(HP・ツイッター)の活用

災害時に迅速な災害情報の提供や収集が可能であり、細かな情報を配信できるインターネット(HP・ツイッター)による情報提供を行う。

(7) 衛星携帯電話の活用

NTT一般加入電話(各種携帯電話等を含む)回線が不通になり、交通が途絶した場合には衛星携帯電話により情報伝達を行う。また、孤立化した集落への通信手段の確保として各避難所への衛星携帯電話の設置を推進する。

2 有線通信途絶の場合の措置

災害の程度によっては、自己が保有する無線通信手段自体が故障したり、通信回線の輻輳等のため通信が不能になることもある。したがって、各種通信施設が利用不能となる最悪の事態も想定しておき、通信可能な地域まで各種交通機関を利用するなど、あらゆる手段をつくして連絡に努め、災害情報の通報、被害報告の確保を図る。

災害救助法第28条では、救助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う村長は、非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合には、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

3 各機関の通信手段の利用

災害時に有線通信施設が使用不能となったとき、利用できる災害通信系統及び災害通信施設の設置場所並びに種別等は、以下のとおりである。

(1) 鹿児島県無線通信系統

第3節 災害救助法の適用及び運用

【関係機関：鹿児島県】

【十島村：全課】

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて県、村は災害救助法を運用する。

第1 災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、法定受託事務として知事が行い、村長はこれを補助する。

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を村長が行うこととすることができる。

第2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した本村の区域内において、被災し現に救助を必要とする者に対して行う。

- (1) 村の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、60以上であること。
- (2) 県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が30以上であること。
- (3) 県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

第3 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

第4 災害救助法の手続き

1 災害救助法の手続き

災害に対し、村における災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、村の窓口を福祉対策部福祉援護班とし、直ちにその旨を県に報告する。

連絡先：鹿児島県社会福祉課福祉企画係

NTT回線：099-286-2824

救助法に基づく応急救助に係る事務処理は、すべて法令の規定によって実施する。

2 知事への請求及び記録

(1) 村における簿冊等の作成(支払証拠書類の整備含む。)

《 整備すべき簿冊等 》	
簿 冊 の 種 類	
ア 救助の種目別物資状況	ケ 被災者救出状況記録簿
イ 避難所設置及び収容状況	コ 住宅応急修理記録簿
ウ 炊出し給与状況	サ 学用品の給与状況
エ 飲料水の供給簿	シ 埋葬台帳
オ 物資の給与状況	ス 死体処理台帳
カ 医療救護班活動状況	セ 障害物除去の状況
キ 診療所医療実施状況	ソ 輸送記録簿
ク 助産台帳	

様式等は、「災害救助法による救助の実施について（昭和40年5月11日社施第99号）」に準じる。

(2) 知事への請求

《 知事への提出書類 》	
繰替支弁金請求に必要な提出書類	提出期限
ア 災害救助費繰替支弁金請求書	
イ 救助業務に要した経費算出内訳	
ウ 決定報告による被害状況調	救助に関する業務の完了後 60 日以内
エ 災害救助費繰替支弁状況調	
オ 歳入歳出予算抄本及び支払い証拠書類の写	

《 費用の交付を受ける場合の書類 》

災害救助費繰替支弁金概算請求書

災害救助費繰替支弁金精算請求書

3 救助の実施

《 災害救助法の適用手続き 》

救助の種類	担当課
ア 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与	ア 地域振興課・総務課
イ 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給	イ 住民課
ウ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	ウ 住民課
エ 医療及び助産	エ 住民課
オ 災害にかかった者の救出	オ 総務課
カ 災害にかかった住宅の応急修理	カ 地域振興課
キ 生業に必要な資金の給与又は貸与	キ 住民課
ク 学用品の給与	ク 教育委員会
ケ 遺体の収容	ケ 住民課
コ 遺体の埋火葬	コ 住民課
サ 行方不明者の捜索	サ 総務課・消防団
シ 住居又はその周辺の土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼすものの除去	シ 土木交通課

4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表

救助の種類	対象	対象経費	期間	実施基準	留意事項
避難所の設置	現に被害を受け又は被害を受けるおそれのある者を収容する	避難所の設置、維持及び管理のための経費 ・人夫賃 ・消耗器物費 ・建物等の使用謝金 ・器物の使用謝金 借上費又は購入費 ・光热水費並びに仮設便所等の設置費	災害の発生の日から7日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	(基本額) ・避難所設置 1人1日当たり300円以内(加算額) 冬季(10月～3月)については別に定める額を加算する。 ・天幕借上、仮設便所設置等の経費も含まれる。 ・輸送費(別途計上) ・福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することがある。	・場所の選定 ・収容人員の把握 ・準備を要するもの(例 懐中電灯、敷ゴザ等) ・通信施設の確認(非常通信方法の教示)
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 死生不明の状態にある者	船舶、その他救助のための機械器具等の借上費、又は購入費、修繕費及び燃料費	災害発生の日から3日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・当該地域における通常の実費 ・期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取り扱う。 ・輸送費、賃金職員等雇上費(別途計上)	・救出に必要な機械器具、賃金職員等の確保及び輸送の方法 ・救出された者に対する医療処置 ・救出された者の輸送の方法
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)流出、床下浸水で炊事ができない者 3 床下浸水で自宅において自炊不可能な者	主食費、副食費、燃料費、雑費(器物の使用謝金、消耗品の購入費)	災害発生の日から7日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・1人1日当たり1,010円以内 ・食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額以内であればよい。 ・被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合、3日分支給可(大人、小人の区分なし)	人員の把握 炊出し場所の設置及び奉仕団、協力者の確保、必要物品の調達方法、食事の配布の方法
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	・水の購入費 ・給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費 ・浄水用の薬品及び資材費	災害発生の日から7日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・当該地域における通常の実費 ・輸送費・賃金職員等雇上費(別途計上)	飲料水の必要量及び輸送方法
障害物の除去	1 自力で除去することができない者 2 居室、炊事場、玄関等に障害物が重びにまれているため生活に支障をきたしている場合	・除去に必要な機械器具等の借上費、又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	災害発生の日から10日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・1世帯当たり137,000円以内 ・実情に応じ市町村相互間において対象数の融通ができる。	・対象世帯の適正な把握・障害物が住居の中に運び込まれている状況の確認(日常生活上の支障の程度) ・障害物の除去に必要な機械器具並びに賃金職員等の確保
	全半壊(焼)流失、床	被害者の実情に応	災害発生の日から	・夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の	・被害世帯区分の確認(全壊(焼)

救助の種類	対象	対象経費	期間	実施基準	留意事項			
被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品をそぞ失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯単位）	じ ・被服、寝具及び身の回り品 ・日用品 ・炊事道具及び食器 ・光熱材料	10日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	季別は災害発生の日をもって決定する。 ・備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ・現物給付に限る。 ・下表金額の範囲内 (単位 円)) 、半壊（焼）、床上浸水 ・物資配分計画表の作成（購入品目の検討） ・物資の調達方法 （特に現地調達可能量の検討） ・物資の配布の方法（賃金職員、車の確保並びに受領証の作成、寄贈物品との区別を明確にする（災害救済法に基づく救援物資とその他日赤救援物資等）】			
		区分	1人 世帯 2人 世帯 3人 世帯 4人 世帯 5人 世帯 6人以上1人を増すご とに計算する額					
		全壊 夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300
		全壊 冬	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400
		半壊 夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400
		半壊 冬	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（世帯単位）	・修理用原材料費、労務費、材料輸送費、工事事務費	災害発生の日から1ヶ月以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 ・1世帯当たり 520,000 円 ・実情に応じ市町村相互間において対象数の融通ができる。	・対象世帯の適正な把握、修理箇所の確認（居室、炊事場及び便所等日常最小限度の部分） ・工事請負契約の締結 ・完成検査の実施			
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	・診察 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護	災害発生の日から14日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・救護班（原則とする） 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 ・施術者 ・協定料金の額以内 ・患者等の移送費は別途計上	・応急的処置であること ・原則として救護班の診療を受けさせること ・病院又は診療所との連絡			
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つた者（出産のみならず死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者）	助産の範囲 ・分べんの介助 ・分べん前分べん後の処置 ・脱脂綿、ガーゼ その他の衛生材料	分べんした日から7日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 ・助産婦による場合は、慣行料金の2割引以内の額 ・妊婦等の移送費は別途計上	・原則として救護班の診療を受けること ・産院又は一般の医療機関でも差し支えない			
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品をそぞ失又はき損し、就学上障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。）	・教科書及び教材 ・文房具 ・通学用品	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・教科書及び教科書以外の教材で、教育総務課に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 ・文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,100 円 中学校児童 1人当たり 4,400 円 高等学校等生徒 1 人当たり 4,800 円 ・備蓄物資は評価額 ・入・進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	・児童生徒の確実な人員把握 ・教科書の確保につとめる ・教材については県、市町村教育総務課に届出又は承認を受けたもの			
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情により既に死亡していると推定される者	捜索のための機械器具等の借上費、又は購入費、修繕費及び燃料費等	災害発生の日から10日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・当該地域における通常の実費 ・輸送費、賃金職員等雇上費は別途計上 ・災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。				
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	・洗浄、縫合、消毒 ・一時保存 ・検案	災害発生の日から10日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・洗浄、消毒等 1 体当たり 3,300 円以内 ・一時保存 既存建物は通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,000 円以内 ・ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することがある。 ・検案 救護班以外は慣行料金 ・輸送費、賃金職員等雇上は別途計上	・救助の実施機関である県知事、市町村長（補助又は委任）のみが行う ・死体の処理は救助の実施機関が現物給付として行う ・検案は原則として救護班が行う			
埋葬	・災害の際死亡した者 ・実際に埋葬を実施	・棺（付属品を含む） ・埋葬又は火葬に	災害発生の日から10日以内 但し厚生労働	・1 体当たり 大人（12歳以上） 201,000 円	・災害時の混乱の際に死亡した者であるか確認を行う ・災害のため埋葬を行うこと			

救助の種類	対象	対象経費	期間	実施基準	留意事項
	する者に支給	要する物品 (賃金職員雇上 費を含む) ・骨つぼ及び骨箱	大臣の承認によ り期間延長あり	・小人(12歳未満) 159,200円	とが困難

第5 り災者台帳の整備及びり災証明書の発行

1 り災者台帳の作成

村は、災害が発生したときは直ちに調査を行い又は調査されたり災状況に基づき、り災者台帳を整備するものとする。また、災害対策基本法の改正により、このようなり災者台帳の作成に必要な範囲で個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護法制との関係を整理し、被災者の援護に関する事務が円滑に行われるよう、必要な規定を整備する。

2 り災証明書の発行

村は、災害によるり災証明書及び被害証明書の発行の必要があるときは、次の要領により行うものとする。

- (1) 被害状況が確認できないときは、とりあえず本人の申告により仮り災証明書を発行する。
- (2) り災者の被害状況の調査確認を終了したときは、仮り災証明書を発行したものについて
はり災証明書に切り替え発行する。

第6 村への被災者情報の提供

改正災害対策基本法では、村が行う被災者台帳の作成とあわせて、県及び関係市町村に対して被災者に関する情報提供を求めることができることが規定された。村は、被災者台帳の円滑な作成に資するため、災害救助法に基づく救助を行った被災者について、県へ情報提供を依頼し、県の保有する被災者情報の提供を受けるものとする。

第4節 広域応援体制

【関係機関：鹿児島県】

【十島村：住民課・土木交通課・総務課・消防団】

大規模・広域災害が発生した場合、被害が拡大し、村や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えるとともに、同時被災の可能性が低い遠隔の市町村と大規模災害における広域応援に関する協定の締結に努め、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能にするため、平時においても相互の情報交換及び人材の交流等に努める。

第1 災害情報・被害情報の分析

収集した情報の分析を行い、応援の必要性の有無及び応援要請先について検討する。

応援要請先

- | |
|--------------|
| ア 被災地外の県内市町村 |
| イ 県及び関係機関 |

- ウ その他の公共的団体等
- エ 協定のある関係機関
- オ 消防庁(緊急消防援助隊等)
- カ 県消防班応援(鹿児島市消防団)
- キ その他、民間団体、企業等

第2 応援要請

1 県市町村間等の相互応援要請

村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、他市町村、指定行政機関、又は指定地方行政機関の職員等の応援派遣要請を行う。

(1) 他市町村の職員等

村長は、かねてから災害時における相互応援派遣について協議しておく。

(2) 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員等

村長は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明示して職員等の派遣要請を行う。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職種別及び人員数

ウ 派遣を要請する期間

エ 派遣された職員の給与、その他の勤務条件

オ その他職員等の派遣について必要な事項

(3) 県知事への職員派遣斡旋要請

村長は、県知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣について(2)の事項を明示して斡旋を求める。

(4) 県知事への消防・防災ヘリコプターの応援要請

村長は、必要に応じ県知事に対し、鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定に基づき、災害による被害を防止するため応援を求める。

(5) 県他市町村への応援要請

《応援要請する場合の要点》

災害の状況及び応援を求める理由

希望する機関名

希望する人員、物資等

場所、期間

給与、その他勤務条件

活動内容

(6) 応援の受入れに関する措置

他市町村、県、関係機関等に応援の要請を行う場合は、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る宿泊場所の斡旋等、応援の受入れ体制の確保に努める。

(7) 受入れる際の留意事項

応援の受入れを決定した場合、以下の点について留意し、必要があれば協議する。

ア 受入れルート

イ 応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊、給食等

2 活動の内容

(1) 応援項目

- ア 災害応急措置に必要な職員の派遣
- イ 食糧、飲料水及び生活必需品の提供
- ウ 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- エ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- オ 遺体の火葬のための施設の提供
- カ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- キ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- ク ボランティア団体の受付及び活動調整
- ケ その他応援のために必要な事項

(2) 連絡体制の確保

本節の定めるところにより、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、他市町村、県、関係機関等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(3) 受入れ体制の確保

ア 連絡窓口の明確化

村長は、他市町村、県、関係機関等との連絡を速やかに行うため総務対策部本部連絡班を連絡窓口とし、必要な調整を行うものとする。

イ 受入れ施設の整備

村長は、他市町村、県、関係機関等からの人的、物的応援を速やかに受け入れるため、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係わる人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れ体制の整備に努める。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入れ施設を定めておく。

3 九州地方整備局の応援要請

国土交通省が所管する施設に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、村長は、必要に応じて、九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所長に対し被害状況の把握や職員の応援、災害応急措置の実施に係る資機材等の応援について要請する。

第5節 自衛隊の災害派遣

【十 島 村：総務課】

大規模な災害が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ村や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

第1 自衛隊の災害派遣(撤収)要請の方法

1 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (3) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けた知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (4) 災害に際し、通信の途絶等により村長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、村長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- (5) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (6) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合
- (7) 庁舎・営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続

(1) 災害派遣の要請者

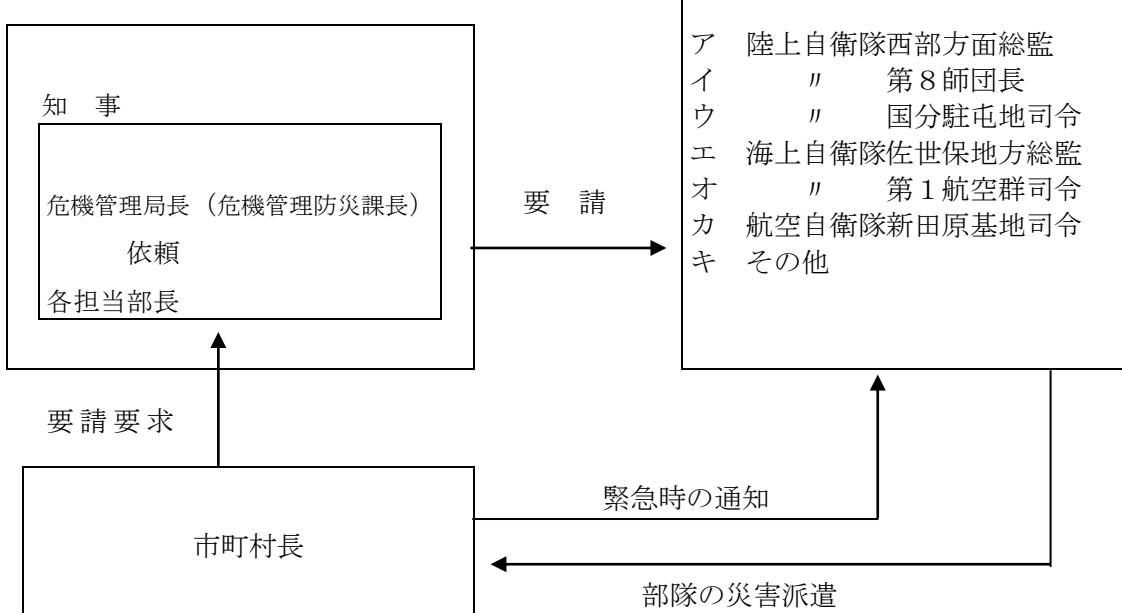
自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第 83 条に基づき自己の判断又は村長の要請要望により行う。

(2) 要請手続

知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、緊急を要する場合にあたっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

自衛隊派遣要請系統



3 知事への災害派遣要請の要求

(1) 災害派遣要請の要求者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として村長が行う。

(2) 要求手続

村長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記した文書を各活動内容に応じて県各担当部長あてに送達する。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。
 ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
 イ 派遣を希望する期間
 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 エ その他参考となるべき事項

(3) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

村長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、又は、通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令部等の職にある部隊の長に通知するものとする。

ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

第2 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等

1 派遣部隊の受入体制

- (1) 村は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておくこと。特に駐車場については留意すること。(地積、出入りの便を考慮)
- (2) 村は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮すること。
- (3) 災害地における作業等に関しては、県及び村当局と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定すること。
- (4) その他派遣部隊の便宜を図るために常に留意すること。

2 使用器材の準備

- (1) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類は特殊なものを除き出来得る限り村において準備し、不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。
- (2) 災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料、消耗品類はすべて県及び村において準備し、不足するものは派遣部隊が携行する材料、消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の使用材料、消耗品類のすべてを県及び村に譲渡するものではなく、災害時の程度その他の事情に応じて県及び村は出来る限り返品又は代品弁償しなければならない。
- (3) 使用器材の準備については、以上のかに現地作業にあたり無用の摩擦をさけるため、出来得る限り事前に受入側の準備する材料、品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関する所要の協定を行うものとする。

3 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた村が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備にかかるものを除く)等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償(自衛隊装備に係るものと除く)
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と村が協議する。

4 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられるので、発着予定地とし、陸上自衛隊国分駐屯地司令及び海上自衛隊第1航空群司令に通報しておくものとする。

【臨時ヘリポート：ドクターヘリランデブーポイント】

島名	名称	一連番号	所要時間 (本土/奄美)
口之島	口之島小中学校	十島-1	54 / 42
	口之島ヘリポート	十島-6	
	口之島健康広場	十島-7	
中之島	中之島小中学校	十島-2	60 / 39
	中之島ヘリポート	十島-8	
	中之島椎崎ヘリポート	十島-9	
	十島村総合運動公園	十島-10	
諏訪之瀬島	諏訪之瀬島小中学校	十島-4	67 / 33
	諏訪之瀬島飛行場	十島-12	68 / 33
平島	平島健康広場	十島-3	67 / 34
	平島ヘリポート	十島-11	68 / 33

島名	名称	一連番号	所要時間（本土/奄美）
悪石島	悪石島小中学校	十島-5	73 / 28
	悪石島ヘリポート	十島-13	
	悪石島湯泊温泉公園	十島-14	
小宝島	小宝島ヘリポート	十島-15	78 / 22
宝島	宝島ヘリポート	十島-16	81 / 21

第6節 技術者・技能者及び労働者の確保

【十島村：地域振興課・総務課】

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じて確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

第1 作業員等の確保対策

1 作業員等の確保

(1) 作業員の要請

災害対策を実施するための必要な作業員等の確保は、次の方法による。災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

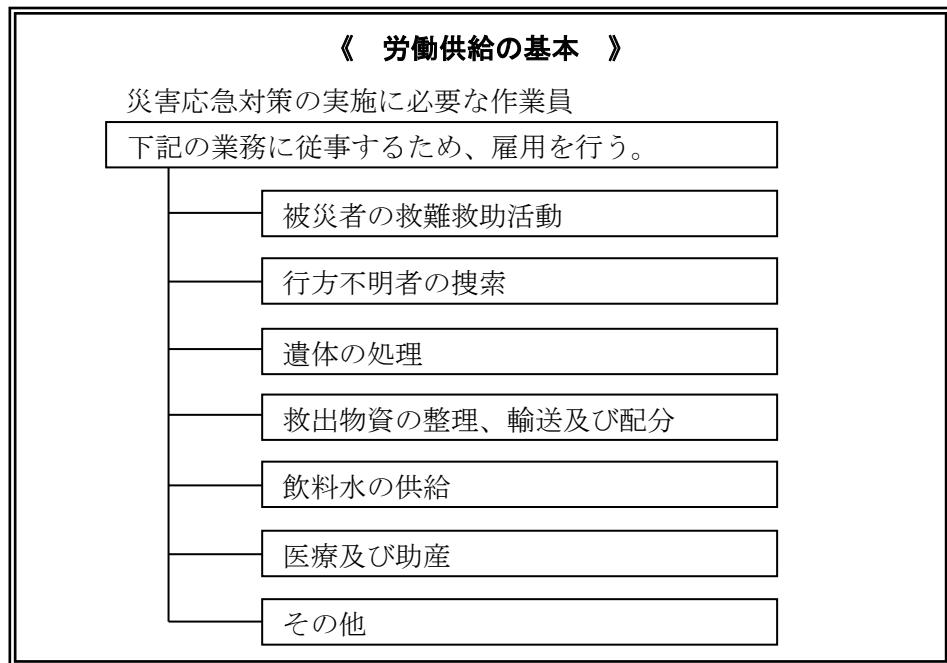
- ア 災害対策実施機関の関係者等の動員
- イ 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- ウ ハローワーク鹿児島による作業員の斡旋
- エ 緊急時における従事命令等による作業員等の強制動員
- オ 日赤奉仕団、ボランティアの協力動員

(2) 要員確保

村長は、技術者・技能者及び作業員等の雇用を行い、不足する場合は総務課を窓口とし、ハローワーク鹿児島所長へ斡旋を要請する。

各課は、作業員の確保が必要な場合は、総務対策部へ依頼する。

(3) 必要な作業種別



2 応援要請による技術者等の動員

技術者等確保が困難な場合、次の事項を明示して防災関係機関等に必要な技術者の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員等の派遣について必要な事項

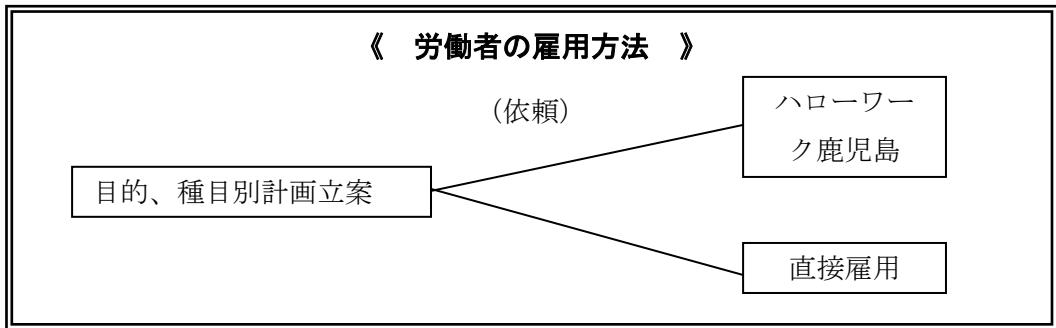
第2 公共職業安定所への作業員供給要請

1 作業者供給手続

- (1) 作業員確保が困難な場合、ハローワーク鹿児島に次の事項を明示して必要な作業員の供給斡旋を要請する。
- (2) 要請内容

《 作業員供給要請事項 》		
ア 必要作業員数	イ 男女別内訳	ウ 作業の内容
エ 作業実施期間	オ 賃金の額	カ 労働時間
キ 作業場所の所在	ク 残業の有無	ケ 作業員の輸送方針
コ その他必要な事項		

(3) 雇用方法



(4) 賃金

村が就労者に支払う賃金の額は、原則として同地域における同種職種に支払われる額とする。

第7節 ボランティアとの連携等

【関係機関：十島村社会福祉協議会】

【十島村：住民課】

大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。

このため、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

第1 ボランティアの受入れ、支援体制

1 ボランティア活動に関する情報提供

被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社、社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

2 ボランティア支援体制の確立

十島村社会福祉協議会等は、災害が発生した場合速やかに、現地本部及び救援本部を設置し、行政機関等関係団体との連携を密にしながら、ボランティア活動の第一線の拠点として被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

第2 ボランティアの受付、登録、派遣

ボランティア活動希望者の受入れにあたっては、住民課及び十島村社会福祉協議会等がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、災害対策本部、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介・加入に努める。

なお、県への直接のボランティア活動の問い合わせに対しては、十島村福祉協議会が総合窓口となり村等に引き継ぎ、登録等を行う。

第8節 災害警備体制

【関係機関：鹿児島中央警察署】

【十島村：住民課・総務課】

災害時には、住民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。

1 自衛警備活動

被災地の盗難、火災等の二次災害を防止するため、警察・消防団と連携し、地域の住民組織による巡回・警備活動を促進する。

2 村の自衛警備活動

村長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、鹿児島中央警察署長に連絡し、両者は緊密な連携のもとに協力する。

第2章 初動期の応急対策

風水害時の気象警報等の発表から災害の発生に到る警戒避難期においては、各種情報の収集・伝達、避難勧告・避難指示の発令、避難誘導、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

第1節 気象警報等の収集・伝達

【関係機関：鹿児島地方気象台・鹿児島県・各関係機関】

【十島村：総務課・消防団】

風水害時の応急対策を進めるうえで、名瀬測候所から発表される気象警報等、各種気象に関する情報、鹿児島県と鹿児島地方気象台が発表する土砂災害警戒情報（以下、総称して「防災気象情報」という）は、基本的な情報である。このため、村及び関係機関は、予め定めた警報等の伝達系統により確実に受信し、その内容を把握し、関係機関や住民等に伝達及び周知する。

第1 名瀬測候所による気象警報等の発表

1 警報及び注意報等の種類及び発表基準

十島村	府県予報区	鹿児島県		
	一次細分区域	奄美地方		
	市町村等をまとめた区域	十島村		
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量 70mm
		(土砂災害)	土壤雨量指数基準	159
	洪水	雨量基準	1時間雨量 70mm	
		流域雨量指数基準	—	
		複合基準	—	
		指定河川洪水予報	—	
	暴風	平均風速	陸上	25m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速		
	大雪	降雪の深さ		
	波浪	有義波高	6.0m	
	高潮	潮位	2.1m	
注意報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量 40mm
		(土砂災害)	土壤雨量指数基準	139
	洪水	雨量基準	1時間雨量 40mm	
		流域雨量指数基準	—	
		複合基準	—	
		指定河川洪水予報	—	
	強風	平均風速	陸上	15m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速		
	大雪	降雪の深さ		
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	1.5m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		

濃霧	視程	陸上	100m
		海上	500m
乾燥	最小湿度 50%で、実効湿度 65%		
なだれ			
低温			
霜	最低気温 5°C以下		
着氷・着雪			
融雪			
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	120mm	

記録的短時間大雨情報：数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測、解析したときに、気象情報の一種として発表。

土壤雨量指数 : 土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壤中に貯まっている状態を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

このほかに、竜巻注意情報（竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすいと判断された場合に県下に発表）、土砂災害警戒情報（大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と気象庁が共同で発表する防災情報）がある。

2 特別警報の種類、気象警報等発表時における村や住民の対応例

気象庁は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して「特別警報」を発表する。村は、下表の例のように、避難勧告・指示の判断材料などに活用するほか、直ちに住民に対し、防災行政無線、広報車の巡回、緊急速報メール等、消防団や自主防災組織による伝達周知の措置等により周知を図る。

[気象警報等発表時における町や住民の対応例]

村の対応	住民の行動	気象警報等の種類					
		大雨 (土砂災害)	暴風 (浸水害)	高潮	波浪	大雪	暴風雪
・担当職員の連絡態勢確立 ・気象情報や雨量の状況を収集 ・注意呼びかけ ・警戒すべき区域の巡回	・気象情報に気をつける ・テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報を入手 ・窓や雨戸など家の外の点検 ・避難所の確認 ・非常持出品の点検 ・避難の準備をする ・危険な場所に近づかない ・日頃と異なったことがあれば、役場などへ通報 ・暴風警報については、安全な場所に退避 ・直ちに命を守る行動をとる（避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる）	大雨注意報	強風注意報	高潮注意報	波浪注意報	大雪注意報	風雪注意報
・警報の住民への周知 ・避難所の準備、開設 ・必要地域に避難準備（要配慮者避難）情報 ・応急対応態勢確立 ・必要地域に避難勧告・指示 ・避難の呼びかけ ・特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知 ・直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ	大雨警報 (土砂災害)	大雨警報 (浸水害)	暴風警報	高潮警報	波浪警報	大雪警報	暴風雪警報
	土砂災害警戒情報	大雨特別警報 (土砂災害)	大雨特別警報 (浸水害)	暴風特別警報	高潮特別警報	波浪特別警報	大雪特別警報

3 防災気象情報の発表の目的

名瀬測候所は、住民の自主的な防災行動及び防災機関が行う避難勧告発令等の防災活動の迅速な立ち上がりに資するよう、防災気象情報を適時・的確に発表するとともに、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努めるものとする。

4 防災気象情報の伝達、入手

十島村への防災気象情報の伝達については、鹿児島地方気象台から鹿児島県経由の伝達が基本であるが、基本経路で伝達されないコンテンツも提供するインターネット防災情報提供システム、気象庁及び鹿児島地方気象台HP(ホームページ)も合わせて活用する。

5 土砂災害警戒情報の発表

鹿児島地方気象台と鹿児島県は、大雨警報(土砂)発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。

(1) 発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法第11条、災害対策基本法第55条により、鹿児島地方気象台と鹿児島県が共同で作成・発表する。

(2) 目的

土砂災害警戒情報は、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨により土砂災害の危険度が高まったときに、村長等が避難勧告等を発令する際の判断や、住民の自主避難の参考となることを目的とする。

(3) 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、鹿児島県内全ての市町村を発表対象とするが、無人の島々についてはその対象としない。

(4) 土砂災害警戒情報の作成

市町村の避難勧告等の発令の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせて作成する。(付図1参照)

(5) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア 発表基準

発表基準は、大雨警報発表中において、県が監視する基準(土砂災害発生予測情報システムの危険指標)と、気象台が監視する土壤雨量指数を活用した土砂災害警戒情報基準値が、ともに超過すると予想されるときとする。また、大雨警報の切り替え等各種情報を勘案して、より厳重な警戒を呼び掛ける必要があると認められる場合等には、両基準をともに超過していない時でも、県と気象台が協議のうえ土砂災害警戒情報を発表するものとする。

なお、地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合には、鹿児島県土木部と鹿児島地方気象台は基準の取り扱いについて協議するものとする。

イ 解除基準

解除基準は、県が監視する基準と、気象台が監視する基準について、どちらかがその基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、今後の予想雨

量や土砂災害発生の情報等を鑑み、県と気象台が協議のうえ解除するものとする。なお、土砂災害警戒情報が解除されたときでも、斜面が緩んでおり崩壊等が起こりやすい状態にあるため、避難勧告・避難指示の解除に当たっては、大雨警報(土砂)の解除や斜面や渓流の状況を確認した後に判断するものとする。

(6) 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

ア 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず急傾斜地等が崩壊することもある。

したがって、土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能性が高い土砂災害の内、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしない。

イ 村長が行う避難勧告等の発令にあたっては、十島村に土砂災害警戒情報が発表されたことを基本とするが、気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報及び県の土砂災害発生予測情報システムの危険指標レベル等、気象状況を踏まえて、危険度が高まっている区域を確認し個別の渓流・斜面の状況等も合わせた総合的な判断をする。

付図 1 土砂災害警戒情報例

鹿児島県土砂災害警戒情報 第3号

平成23年5月28日 22時20分

鹿児島県 鹿児島地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】

奄美市* 十島村 屋久島町

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

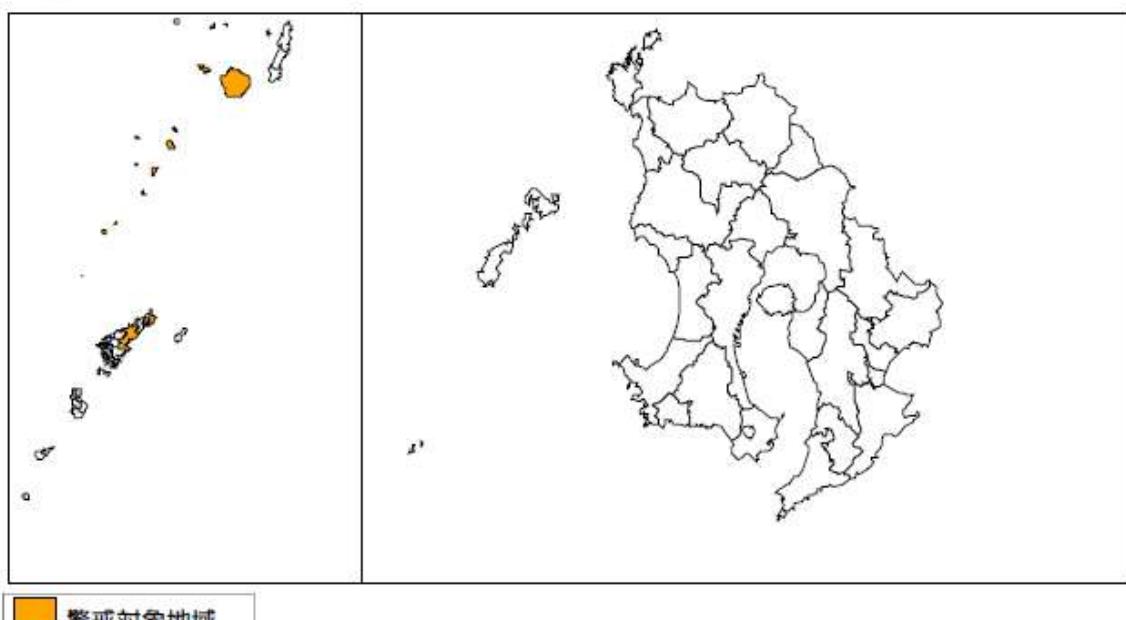
【警戒文】

<概況>

降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

崖や川の近くなど土砂災害の発生するおそれのある地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難勧告などの情報に注意してください。



問い合わせ先

099-286-3616 (鹿児島県土木部砂防課)

099-250-9913 (鹿児島地方気象台観測予報課)

6 火災気象通報及び火災警報の発表

(1) 火災気象通報

ア 発表機関及び伝達系統

火災気象通報とは、消防法に基づいて名瀬測候所長が、気象状況が火災予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、その通報を受けたときは直ちに、それを村長に通知しなければならない。

イ 発表基準

火災気象通報を行う場合の基準は次のとおり。

担当気象官署	火災気象通報の基準
名瀬測候所	実効湿度65%以下で、最小湿度が50%を下り、かつ最大風速が10m/sをこえる見込みのとき

(2) 火災警報

ア 発表機関

火災警報は、村長が火災気象通報の伝達を受けたとき、又はその他によって気象状況を知ったとき、その地域の条件等を考慮して必要な地域について発表する。

イ 発表基準

空気が乾燥し、かつ、風の強いとき等で、火災の危険が予想されるときは、村が防災行政無線で住民へ火災予防の広報を行う。

(ア) 実効湿度 65%以下であって、最低湿度が 35%以下に下がる見込みのとき

(イ) 平均風速が、10 メートル以上の風が吹く見込みのとき

第2 気象警報等の受信・伝達

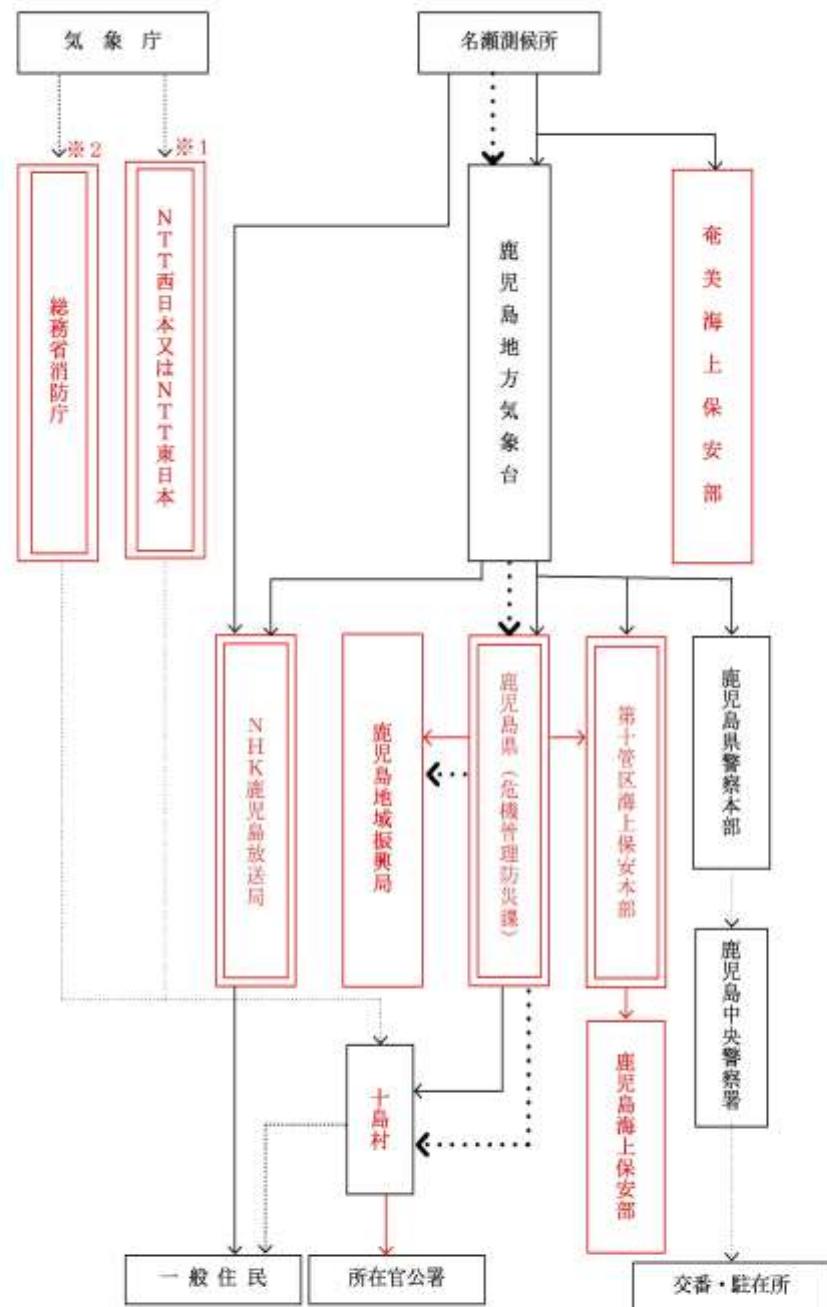
1 気象警報等の受信・伝達

名瀬測候所や鹿児島地方気象台が発表する警報等の防災気象情報は、鹿児島県を経由して市町村へ配信される一方で、インターネット防災情報提供システムでも確認ができる。このため、本村では警報等の連絡の受理体制を常に確立しておくよう努めるとともに警報等の連絡を受けたときは、すみやかに住民に周知徹底させる。この場合、要配慮者施設への伝達に配慮する。

2 気象予・警報、特別警報、情報等の伝達系統

各気象予・警報・特別警報・情報等の伝達系統は、以下の図に示すとおりである。

気象予警報等の伝達系統図



(注) 予報警報情報とも通知 → 警報だけ通知 → 火災気象通報 ……→

- 1 鹿児島県の伝達系統で注意報については、特に重要な災害対策の実施を必要とするものについて通知する。
- 2 NTT西日本又はNTT東日本とは、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する。
- 3 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条及び第9条の規定に基づく法定伝達先
- 4 特別警報が発表された場合、県においては市町村への通知が、市町村においては住民等への周知の措置がそれぞれ法律により義務付けられている。
- 5 ※1 気象資料伝送システム（オンライン）特別警報・警報のみ伝達
- 6 ※2 気象資料伝送システム（オンライン）

3 気象予・警報、情報等の種類と伝達方法

(1) 名瀬測候所が発表する予・警報、情報等の種類と伝達方法及び形式は、次の表に示すとおり。

名瀬測候所が発表する予・警報情報等の種類と伝達方法及び形式

通知先	種類	警 報					注 意 報					火 災 気 象 通 報	情 報	測 候 所 か ら の 伝 達 方 法	特 別 警 報 ・ 警 報 ・ 注 意 報
		暴 風	大 雨	高 潮	洪 水	波 浪	強 風	大 雨	高 潮	洪 水	波 浪	※ 警 報 の な い 注 意 報			
NTT西日本又はNTT東日本		○	○	○	○	○								オンライン	全文
鹿児島県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	防災情報提供システム	"
第十管区海上保安本部		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	"	"
NHK鹿児島放送局		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	"	警報全文

※警報のない注意報は以下のものをいう(雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、、着氷・着雪)

十島村への伝達:鹿児島県防災情報ネットワークシステムにより伝達される。

4 大雨等に関する情報等の伝達

本村は、大雨等に関する情報等の伝達を受けた時は、すみやかに所在官公署及び住民への周知を図る。この場合、特に要配慮者施設への伝達に配慮するものとする。

5 土砂災害警戒情報の伝達

(1) 伝達系統

鹿児島地方気象台は気象業務法第15条により大雨警報、第15条の2により大雨特別警報を都道府県等に伝達することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨特別警報・警報を解説する気象情報の1つとして関係機関に伝達する。鹿児島県までの伝達経路は大雨特別警報・警報の伝達経路と同様である。

鹿児島県は災害対策基本法第51条(情報の収集及び伝達)及び第55条(県知事の通知

等)により村長その他関係者に伝達する。

ア 鹿児島県と鹿児島地方気象台が共同して土砂災害警戒情報を発表した場合、鹿児島地方気象台は気象庁防災業務計画に基づき土砂災害警戒情報を専用通信施設等により、鹿児島県危機管理局危機管理防災課等関係機関、日本放送協会(NHK)等報道機関へ伝達する。また鹿児島県砂防課は、必要な機関に伝達する。

イ 鹿児島県危機管理局危機管理防災課は鹿児島県地域防災計画に基づく大雨特別警報・警報の伝達先と同じ関係機関及び市町村等へ土砂災害警戒情報を専用通信施設等により伝達する。

ウ 村は、土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他、関係ある公私の団体等へ伝達する。

エ その他の関係機関は、必要な伝達等の措置を執る。

以上より、十島村には鹿児島県防災情報ネットワークシステムにより伝達される。

第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

【関係機関：十島村】

村災害対策本部は、災害発生直後から被災状況を正確に把握するため、住民や職員及び関係機関から災害情報及び被害情報を収集し、あわせて、防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡するとともに、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。

このため、特に、住民の生命に係わる情報の収集に重点を置き、被災者等からの情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

第1 災害情報の収集

1 初期情報の把握

災害活動は、まず、正確な情報及び被害情報を迅速に把握することにはじまり、災害の事態に対応した応急対策を的確かつ速やかに実施する。担当は総務対策部とする。

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

(1) 初期被害状況調査等

防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会からの情報をもとに、被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努める。

災害の初期の段階においては具体的な被害状況によらず、通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報とする。

(2) 災害情報の把握内容

被害規模を早期に把握するため、主として次の初期情報等の収集を行う。

《 災害情報の把握内容 》

- ア 人的被害(死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数)
- イ 住家被害(全壊、倒壊、床上浸水等)
- ウ 災害被害状況(人的被害状況、倒壊家屋状況)
- エ 土砂災害(人的・住家・公共施設被害を伴うもの)
- オ 出火件数、又は出火状況
- カ 二次災害危険箇所(土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故等)
- キ 輸送関連施設被害(道路、港湾・漁港)
- ク ライフライン施設被害(電気、電話、水道施設被害)
- ケ 避難状況、救護所開設状況、救出・医療救護関係情報
- コ 災害対策本部設置等の状況
- サ 交通機関の運行・道路の状況
- シ 災害の状況及び社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

2 災害情報等の集約、報告及び共有化

(1) 災害情報の集約及び報告

上記の方法により報告された災害情報等を、総務対策部で集約する。なお、総務対策部への災害報告及び各関係機関への情報伝達にあたり、あらかじめ「情報連絡員」を定めておき、更に情報連絡員に事故のある場合を考慮して副連絡員を定めるようにする。

(2) 情報の共有化

総務対策部において、災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示、救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、関係機関等へ連絡するとともに全職員に周知する。

第2 被害情報の収集

1 被害情報の収集計画

(1) 被害調査班

被害調査班は日頃から、災害時の被害調査地区を各課に割り振り、被害状況について調査・収集を行う。

また、勤務時間以外で本庁に登庁が不可能な場合、自治会長、自主防災組織の協力等により被害状況を集約する。

2 被害状況の調査要領

(1) 被害情報項目

《 被害情報の項目 》

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時、場所又は地域
- ウ 被害の状況
- エ とられている対策
- オ 今後の見込み及び必要とする救助の種類

(2) 被害認定基準

災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用された際は「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)」に基づき判定する。

(3) 被害が甚大なため、村のみでは被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県及びあらかじめ定めた組織により応援を求めて実施する。

第3 被害情報の報告

1 被害情報の報告要領

(1) 県への報告要領

ア 被害状況等の報告

基本法及びほかの法令の規定に基づく災害の情報収集、被害状況及び部門別被害状況報告の取扱いについては、「県災害報告取扱要領(県地域防災)」の定めるところによる。

イ 報告要領

種類	提出期限	適用
(1)第1報	登庁直後 災害発生直後	第1報(参考途上の被害、庁舎周辺の被害状況) ①勤務時間外(本部連絡員の登庁直後) ②勤務時間内(災害発生直後)
(2)人命危険情報 中間集約結果報告	災害発生後、できる限り早く	この段階で村災害対策本部での意思決定(広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示、救助法の適用申請等必要性の有無)が得られていれば、県等へ報告する。
(3)人命危険情報 集約結果(全体概要))報告	災害発生後 1時間以内 遅くとも2時間以内	県への報告は、「災害情報等報告系統」と同一の方法を用いる。
(4)災害速報	覚知後30分後 可能な限り早く	報告(通報)すべき災害等を覚知したとき、原則として 覚知後30分後可能な限り早く、わかる範囲で、第1報 を報告し、以後判明したものから隨時報告する。

第3節 広報

【関係機関：鹿児島県・九州電力・NTT西日本】

【十島村：総務課・消防団】

風水害等の災害に際して、浸水、斜面崩壊等様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、県、村、防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、災害時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

第1 村による広報

1 広報内容

災害時には、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

(1) 災害危険地域住民への警戒呼びかけ(避難誘導)、避難の勧告

村の広報担当者は、降雨が長期化し、災害危険が増大していると判断されるときは、事前に定めた広報要領により、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施する。

(2) 災害発生直後の広報

各種広報媒体を活用して広報を実施する。災害発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ災害時の防災行動を喚起するため、以下の内容の広報を実施する。

ア 緊急避難を要する区域住民への避難の喚起・指示

イ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示

ウ 出火防止、初期消火、プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

(3) 災害発生後、事態が落ち着いた段階での広報

各種広報媒体を活用し、以下の内容の広報を実施する。

ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ 地区別の避難所

ウ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報(デマや流言)にまどわされない、テレビ、ラジオ、村のホームページ、緊急速報メール等から情報入手するようなど。

エ 安否情報

安否情報については、「NTTの災害用伝言ダイヤル“171” や、NTT及び各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言版“Web171”などを活用する」よう広報する。

(4) 広報及び情報等の収集要領等

ア 村の各対策部は、広報を必要とする場合、総務対策部に連絡する。

イ 被害状況、対策状況等の全般的な情報は、総務対策部本部において収集する。

ウ 総務対策部は、必要に応じて取材(現地写真撮影等)を要請する。また、取材を行う場合は、各対策部へ連絡する。

エ 災害発生により多くの取材(現場写真撮影等)が必要となり、総務対策部だけで対応でき

ない場合は、総務対策部より各対策部へ取材等の協力要請を行い、各対策部では出来る範囲で取材を行う。

2 広報手段

(1) 村による広報手段

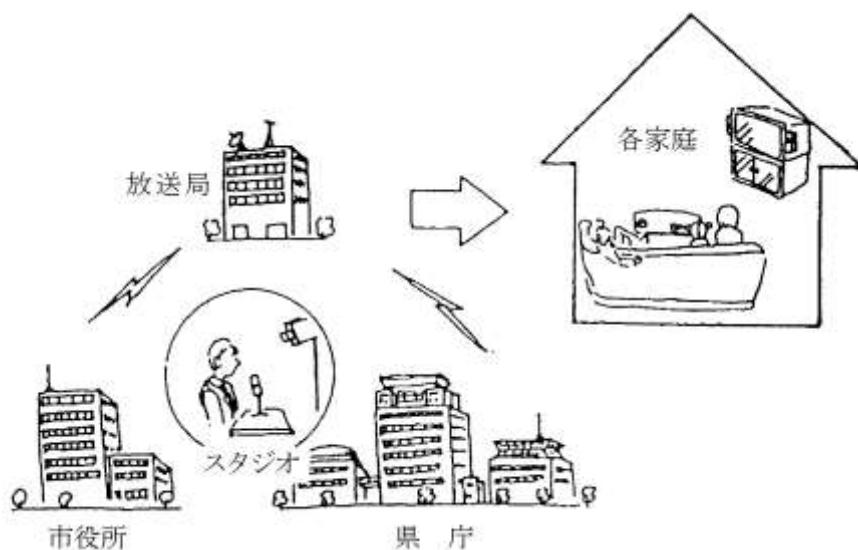
村による広報は、村が保有する防災行政無線、サイレン吹鳴装置(無線)、インターネット、緊急速報メール等、広報車、村職員・消防団・自主防災組織・自治会長や区長等による口頭などの各伝達手段による。

(2) 県による広報手段

県による広報は、第3「報道機関等に対する放送の要請・公表」に示す方法のほか、災害情報連絡(放送メディアを通じた緊急情報伝達システム)によるなどの方法による。

このシステムは、大災害時に住民への防災上の注意事項等の各種災害情報を県から直接住民に対し、緊急に伝達し周知徹底を図る必要が生じた場合に備え、県庁の緊急連絡スタジオなどから放送機関に対し映像と音声で情報を提供し放送できるようにしたシステムである。

放送メディアを通じた緊急情報伝達システム



第2 関係機関等による広報

1 放送機関による広報

災害時のテレビ・ラジオ等による公共放送は、住民の情報ニーズに応えるとともに、住民や関係機関等の職員が防災対策を遂行する上で必要となる各種情報を提供するなど極めて重要な役割を果たす。

したがって、各放送機関は、各々の防災計画に定められた活動体制を確立して、報道活動や住民への広報を実施する体制を強化する。

2 その他の防災関係機関による広報

(1) 九州電力株式会社鹿児島お客さまセンター鹿児島営業所

災害による停電等の被害箇所の状況、復旧の見通しをはじめ、公衆感電事故の防止等について、報道機関等により住民への周知に努める。

(2) NTT西日本鹿児島支店

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第3 報道機関等に対する放送の要請・公表

1 放送機関に対する広報の要請

(1) 放送要請の要領

県(危機管理防災課)は、人命の安全確保、人心安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報について、迅速・確実を期すべきもの、又は放送機関による広報が適当なものに関しては放送機関に広報を依頼する。

放送機関に対する放送の依頼は、原則として事前に締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県知事が村からの要請を受けて行う。この時村は県に放送を要請するとともに、報道機関にも補完的に要請文を送付する。要請にあたって、県は放送要請の理由、放送事項を明示し、放送機関は、要請のあった事項について放送の形式、内容、時刻等をその都度決定し、放送する。ただし、県との連絡が不可能な場合は、村が放送機関に対し直接放送を依頼し、事後、県に報告する。

(2) 災害情報連絡(放送メディアを通じた緊急情報伝達システム)による場合県は、大規模災害に関して、以下の事項を緊急に県民に対して周知・徹底する必要がある場合は、緊急連絡スタジオを活用して放送機関へ画像及び音声で情報を提供する。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人命・財産を保護するための避難の勧告・指示

イ 災害に関する重要な伝達並びに、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置
ウ 災害時における混乱を防止するための指示

エ その他必要な情報

2 報道機関に対する発表

村の広報担当者は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、情報提供については原則としてインターネット(村のホームページ)上で行う。インターネットが利用できない場合、又は大規模災害が発生した場合は、必要に応じて適宜報道機関に以下の要領で発表する。

(1) 報道発表の要領

ア 発表の場所は、原則として、その都度記者会見室を設ける。

イ 発表担当者は、総務対策部の在庁最上位の者とする。

ウ 事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。

エ 要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。

才 警察、その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

(2) 報道機関へ要請及び発表する広報内容

ア 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕

1(2)の内容に準じる。

イ 災害対策本部の設置の有無〔発表〕

ウ 雨量水位等の状況〔発表〕

エ 火災状況(発生箇所、被害状況等)〔発表〕

オ 家屋損壊件数、浸水状況(発生箇所、被害状況等)〔発表〕

カ 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕

キ 避難状況等〔発表〕

ク 被災地外の住民へのお願い〔要請〕

(例) ・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。

・安否情報については、NTTなどの災害用伝言ダイヤルを活用してほしい。

・個人からの支援はできるだけ支援金でお願いしたい。

・まとまった支援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう(梱包を解かなくて済むよう)、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。…等

ケ ボランティア活動の呼びかけ

コ 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕

サ 交通状況(交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等)〔発表、要請〕

シ 電気、電話、上水道等公益事業施設状況(被害状況、復旧見通し等)〔発表、要請〕

ス 道路、橋梁等土木施設状況(被害、復旧状況)〔発表、要請〕

第4 その他の関係機関等への広報の要請・調整

1 ライフライン関係機関への要請

災害時に村災害対策本部に寄せられる住民等からの通報の中には、ライフラインに關係する問い合わせ(復旧見通しなど)も多いと予想される。このため、村は、住民等の通報内容をモニタ一し、必要があると認めた時は、ライフライン関係機関に対し、広報担当セクションの設置や増強を要請する。

2 関係機関との調整

村災害対策本部は広報を実施したときは直ちに関係機関に報告する。

第4節 水防・土砂災害等の防止対策

【十島村：土木交通課・消防団】

風水害時は、高潮、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、村は、水防団(消防団兼務)等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

第1 土砂災害の防止対策

1 土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管課は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

村は、急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険渓流等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

3 土砂災害等による被害の拡大防止(応急復旧措置)

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、各々の施設所管各課、村において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設の整備を促進する。

(2) 警戒避難体制の確立

村は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

第5節 消防活動

【関係機関：鹿児島県・十島村】

火災が発生した場合、消防団を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防団は、現有の消防力（人員・装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

第1 村・県・住民による消防活動

1 村及び消防団の消火活動

消防団は、統制ある消防活動を行い、火災防ぎよ活動の万全を期する。消防活動に際しては、消防・救急無線通信網を効果的に運用し、他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

また、同時多発的火災の発生に際し、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利のほか、海、ため池等の自然水利からの取水等、消防水利の有効活用に努める。

大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に努め、避難の勧告・指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

2 県の対策

大火が予想されるときは、直ちに関係市町村に対し、大火防御の措置を講ずるよう指示する。

また、火災発生後、ラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め、あらゆる火源の即時消火について一般住民に周知を図るとともに、状況に応じ、被災者に電気の停止を要請する。

3 住民の対策

住民は、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

第2 消防応援協定に基づく消防活動

1 消防相互応援協定の活用

大規模な火災等が発生し、所轄する消防力で災害の防御が困難な場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」により県内の消防力を十分活用し、災害応急対策にあたる。

2 緊急消防援助隊等の出動の要請

大規模な火災等が発生し、県内の消防力で十分に対応できないときは、大規模災害消防応援実施計画に基づく応援部隊や緊急消防援助隊の出動を県に要請するものとする。

第6節 危険物の保安対策

【関係機関：鹿児島県・各事業所管理者】

【十島村：総務課】

風水害時は、危険物災害等が予想されるため、村、消防団を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、危険物の保安対策を行う必要がある。

このため、消防団は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を上げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、危険物の保安対策を推進する。

第1 村・県・事業所等による対策

1 村及び消防組合の対策

消防団は、被災地域に危険物や高圧ガス等の施設があり、地震災害に伴う特殊火災や漏洩・爆発等のおそれがある場合、直ちに、統制ある危険物対策を行う。

危険物対策に際しては、各種通信手段を効果的に運用し、危険物にかかる関係機関や事務所の管理者、自衛消防組織等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

村は、危険物・高圧ガス等の災害の発生に際して、被害の拡大防止を効果的に実施できるよう、

事前に整備されている各種設備・施設等を活用するほか、関係住民や事業所の管理者等に対する災害状況の実態に関する情報の伝達に努め、避難の勧告・指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

2 県の対策

県は、大規模な危険物災害が予想される場合、直ちに関係市町村に対して、火災防止や漏洩・爆発防止措置を講じること及び、関係地域住民の避難の必要性の把握又は避難の勧告・指示を行うよう指示する。また、県は、災害発生後、直ちにラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め、あらゆる危険物災害の発生状況や対応状況について一般住民に周知を図るとともに、状況に応じて、関係地域住民の避難の勧告・指示を広報する。

3 事業所等の対策

事業所の管理者等は、災害時の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止活動に努めるとともに、危険物・高圧ガス等の漏洩・流出等の防止活動に努める。万一、災害が発生したときは、直ちに、県及び村に通報するとともに、その被害の局所化を図り、必要に応じ、関係住民への情報伝達及び避難対策に万全の措置を講じる。

第2 広域応援や関係機関等への要請による危険物・高圧ガス対策

大規模な危険物災害や高圧ガス爆発・漏洩・流出等の災害が発生し、消防団の能力では災害の防御や被害の拡大防止が困難な場合、県は、他の市町村や関係機関に対し応援を要請する。

また、県内の消防力で十分に対応できないときは、大規模災害消防応援実施計画に基づく応援部隊や緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

なお、危険物等の内容に応じて、特殊な災害防御対策を必要とする場合、県は、関係機関等に専門技術者の派遣を要請する。

第7節 避難の勧告・指示、誘導

【関係機関：鹿児島海上保安部・鹿児島県・鹿児島中央警察署・福祉施設管理者】

【十島村：住民課・土木交通課・教育総務課・総務課・消防団】

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを勧告し又は、指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、村長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずるものとする。

第1 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立退きを勧告し又は指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失し

ないよう必要な措置をとらなければならない。特に村長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難をする状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(1) 斜面災害防止のための避難対策

急傾斜地等崩壊危険性の高い地域等における斜面崩壊からの避難等が想定される。村・消防団その他は、警戒活動により斜面状況を把握し、被災地域の被害実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と合わせて、必要な対策を講ずるものとする。

3 権限委譲順位

災害発生時に村長と連絡がとれない場合の避難勧告等を実施する権限の委譲については、次の順位とする。

第1順位 副村長

第2順位 総務課長

第3順位 総務課長補佐(総務課政策推進室長)

第2 避難の勧告・指示の実施

1 避難指示等の基準と区分

(1) 避難指示等の区分

避難措置は、次の段階に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。

ア 避難準備・高齢者等避難開始

崖崩れ、地すべり等の予想される地域からの避難、出火・延焼が予想される地域からの避難など、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないと判断される場合、要配慮者を事前に避難させる。また、要配慮者以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。

イ 避難勧告

山・崖崩れ、地すべり等の予想される地域からの避難、出火・延焼が予想される地域からの避難など、明らかに危険が事前に予想され、早期避難が適当と判断される場合、事前に避難させる。

ウ 避難指示(緊急)

山・崖崩れ、土石流等の斜面災害の兆候が直前に把握されたり、事故が発生するなど、著しく危険が迫っていると認められるときは、すみやかに近くの安全な場所に避難させる。また、避難勧告等の発令後で避難中の住民には、確実な避難行動を直ちに完了させる。

エ 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する

る危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

類型	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

(2) 避難指示等の基準

避難指示等の基準は、災害の種類、対象とする地域、その他により異なるが、村長は関係機関の協力を得て、十島村災害時避難勧告・判断等マニュアルに基づき発令するものとする。

また、災害の種類に対する避難指示等の基準に関しては、おおむね次のとおりとする。

ア 土砂災害

区域	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)
がけ崩れ 土石流等 危険箇所	①前兆現象(湧水・地下水の濁り、量の変化等)が発見された場合 ②十島村に大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ「防災情報提供システム」の土砂災害警戒判定メッシュ情報が赤色表示の場合 ③総合的判断	①前兆現象(渓流付近で傾斜崩壊、斜面のふくらみ、崩壊、道路等にクラック発生等)が発見された場合 ②十島村に「土砂災害警戒情報」が発表され、かつ「鹿児島県土砂災害発生予測情報システム」の土砂災害の危険指標がレベル3を表示した場合 ③総合的判断	①土砂災害が発生している場合 ②山地での崩壊や地すべり、渓流における土砂の流出や堆積、さらに堆積地の再侵食といった土砂移動現象、前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)が発見された場合 ③総合的判断
上記以	①前兆現象(湧水・地	①前兆現象(渓流付近で傾斜	①土砂災害が発生している

区域	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)
外の箇所 (地滑り含)	下水の濁り、量の変化等)が発見された場合 ②総合的判断	崩壊、斜面のふくらみ、崩壊、道路等にクラック発生等)が発見された場合 ②総合的判断	場合 ②山地での崩壊や地すべり、渓流における土砂の流出や堆積、さらに堆積地の再侵食といった土砂移動現象、前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)が発見された場合 ③総合的判断

※避難勧告等の対象となる、がけ崩れ・土石流等危険箇所の区域については、十島村災害時避難勧告・判断等マニュアルにおいて定める。

イ 水害

区域	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)
浸水予測対象区域	①十島村に大雨(浸水害)警報が発表され、かつ「防災情報提供システム」の規格化版流域雨量指数が赤色表示の場合 ②総合的判断	①大雨による湛水・内水氾濫など、浸水害の発生のおそれの住民からの情報を入手した場合等 ②今後の予想される雨量で水位の上昇が見込まれ、家屋等の浸水害が予想される場合 ③「防災情報提供システム」の規格化版流域雨量指数が桃色表示の場合 ④総合的判断	①内水・外水氾濫による家屋等の浸水害が発生している場合 ②堤防の決壊等が発生し、危険性が極めて高くなった場合 ③「防災情報提供システム」の規格化版流域雨量指数が紫色表示の場合 ④総合的判断
上記以外の区域	①総合的判断	①大雨による湛水・内水氾濫など、浸水害の発生のおそれの住民からの情報を入手した場合等 ②今後の予想される雨量で水位の上昇が見込まれ、家屋等の浸水害が予想される場合 ③総合的判断	①内水・外水氾濫による家屋等の浸水害が発生している場合 ②堤防の決壊等が発生し、危険性が極めて高くなった場合 ③総合的判断

※避難勧告等の対象となる浸水想定対象区域については、十島村災害時避難勧告・判断等マニュアルにおいて定める。

ウ 高潮

種別	避難準備・高齢者等 避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)
浸水予測対象区域	①高潮警報が発表された場合 ②要配慮者等、特に避難行動に時間をする者が避難行動を開始しなければならない段階であり、広範囲な家屋の浸水害の発生する可能性が高まった状況 ③総合的判断	①高潮警報発表中における防波堤等、高潮防災施設を越波・越流での広範囲な家屋の床下・床上浸水害が予想される場合 ②総合的判断	①地区の防波堤等、高潮防災施設に越波・越流が発生 ②地区の防波堤等、高潮防災施設の損壊の発生 ③総合的判断
上記以外の区域	総合的判断	総合的判断	総合的判断

※避難勧告等の対象となる浸水予測対象区域については、十島村災害時避難勧告・判断等マニュアルにおいて定める。

種類	発令時の状況と基準	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	①高潮警報が発表された場合 ②要配慮者等、特に避難行動に時間をする者が避難行動を開始しなければならない段階であり、広範囲な家屋の浸水害の発生する可能性が高まった状況	①要配慮者等、特に避難行動に時間をする者は、計画された避難所への避難を開始(避難支援者は支援行動を開始する)。 ②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持ち出し用品の用意等、避難準備を開始する。
避難勧告	高潮警報発表中における防波堤等、高潮防災施設を越波・越流での広範囲な家屋の床下・床上浸水害が予想される場合	①通常の避難行動が出来る者は、計画された避難所への避難行動を開始する。 ②家屋の安全が確認された場合は2階以上に避難することも問題ない。
避難指示(緊急)	①地区の防波堤等、高潮防災施設に越波・越流が発生 ②地区の防波堤等、高潮防災施設の損壊の発生	①避難勧告等発令後、避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了する。 ②未だ避難を実施していない住民は、直ちに避難行動に移ると共に、そのいとまがない場合は、生命を守り最低限の行動をとる。

2 村における避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

村の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

- ア 避難すべき理由(危険の状況)
- イ 避難の経路及び避難先

- ウ 避難先の給食及び救助措置
- エ 避難後における財産保護の措置
- オ その他

(2) 避難対策の通報・報告

- ア 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか指定緊急避難場所等の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- イ 避難措置を実施したときは、すみやかに県(危機管理防災課、鹿児島地域振興局総務企画部)へ報告するとともに、放送機関に情報提供する。
- ウ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。
- エ 村は、避難措置の実施に関し、十島村災害時避難勧告・判断等マニュアルにおいて次の事項を定める。
 - ① 避難措置に関する要配慮者施設への連絡方法及び担当課
 - ② 避難指示等の伝達方法
 - ③ 各地域の指定緊急避難場所、指定避難所
 - ④ その他の避難措置上必要な事項

3 診療所・社会福祉施設等における避難措置

診療所・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

(1) 避難体制の確立

診療所・社会福祉施設等の管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防団等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立する。

また、社会福祉施設や診療所等の管理者は、村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や診療所等の管理者は、災害に備え整備されている消防団等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

4 不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

(1) 避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防団等への通報連絡の確保や入所者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難指導を実施する。

また、施設管理者は、村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図

りながら、災害時対応を実施する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、災害に備え整備されている消防団等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制をとる。

5 学校・教育施設等における避難措置

児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が特に避難対策について、学校防災マニュアルを作成し、生徒・児童の安全確保行動に務めることとする。

在校時の村立学校の児童生徒の避難対策

(1) 避難の指示等の徹底

ア 教育長の避難の指示等は、村長等の指示により行うほか、安全性を考慮して早期に実施する。

イ 教育長は、災害種別、災害発生の時期等を考慮し、学校順次避難指示を行う。

ウ 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報する。

エ 校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は迅速に、児童・生徒を安全な場所に避難させる。

オ 児童・生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。

カ 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において安全を確認した場合には児童・生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。

キ 学校が村地域防災計画に定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。

ク 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

(2) 避難場所の確保

教育長は、村地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた学校ごとの避難場所を選定し、避難させる。

第3 避難の勧告・指示の伝達

1 村長による避難の勧告・指示の伝達

(1) 避難計画にもとづく伝達

村長は、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

(2) 災害状況に応じた伝達

避難の勧告・指示は、避難を要する状況を的確に把握したうえで、住民への周知を最も迅速で確実・効果的に周知・徹底できるよう、村が保有する情報伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

ア 同報無線等無線施設を利用した伝達

イ あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

ウ サイレンによる伝達

エ 広報車からの呼びかけによる伝達

オ 緊急速報メール等

カ テレビ、ラジオ、インターネット、有線放送、電話の利用による伝達

(3) 伝達方法の工夫

村長は、伝達にあたっては、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用などにより、住民に迅速・確実に伝達する。

第4 避難の誘導等

1 地域における避難誘導

(1) 避難誘導の実施

村は、斜面崩壊等が予想され、地域に避難の勧告・指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、以下の方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

ア 避難誘導体制

(ア) 避難場所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するようにする。

(イ) 緊急を要する避難の実施にあたっては、特に誘導責任者・誘導員が充分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、風評による住民及び群集が混乱に陥らず、安全に避難できるようにすることに努める。

イ 避難経路

(ア) 誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。

(イ) 災害時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地滑り等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 避難順位

(ア) 災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。

(イ) 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ 携帯品の制限

(ア) 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。

(イ) 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

オ 危険防止措置

(ア) 避難場所等の開設にあたって、村長は、避難場所等の管理者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

(イ) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等の設置、誘導員を配置するなど危険防止に努める。

(ウ) 避難者は、携帯品を最小限とし、行動の自由を確保(両手の自由)し、夜間にあつては、

特に誘導者を配置し、その誘導にしたがうようにする。

(2) その他避難誘導にあたっての留意事項

ア 要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導にあたっては、事前に把握された要配慮者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。特に、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織の協力を得るなどして地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るほか、状況によっては、村が車両等を手配し、一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉避難所等に事前に移送するなどの措置をとる。

イ 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、村において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

2 診療所・社会福祉施設等における避難誘導

診療所・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防団等への通報連絡は入所者の状況に十分考慮した避難誘導を実施する。

3 不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

施設管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制などにしたがい、避難誘導体制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防団等への通報連絡は施設利用者の状況に十分考慮した避難誘導を実施する。

4 学校・教育施設等における避難誘導

(1) 在校時的小中学校の児童・生徒の避難誘導

ア 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ 校長は、概ね次の事項を予め定めて避難誘導を安全かつ迅速に行われるよう努める。

(ア) 災害種別に応じた避難指示等との伝達方法

(イ) 避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 災害の種別、程度により児童・生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

(ア) 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導す

る。

(イ) 集落ごとに児童・生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所(がけ崩れ、危険な橋、堤防)の通行を避ける。

カ 児童・生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童・生徒に周知徹底させるとともに、家庭での安全確認を実施する。安全が確保できないと判断した場合には、指定された避難所等へ安全確保行動(避難行動)を実施する。

第8節 救助・救急

【関係機関：自衛隊・鹿児島海上保安部・鹿児島中央警察署】

【十島村：総務課・消防団】

風水害等では、土砂崩れ、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

また、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第1 救助・救急活動

1 村、関係機関等による救助・救急活動

関係機関名	項目	活動内容
村(消防団を含む)	救助・救急活動	<p>(1) 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重傷者を最優先とする。</p> <p>(2) 出動の原則 ア 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 イ 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 ウ 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。</p>
	救急搬送	<p>(1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、消防団、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ県消防・防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターにより行う。</p> <p>(2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。</p>
	傷病者多数発生時の活	<p>(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果</p>

関係機関名	項目	活動内容
	動	的な救護活動を行う。 (2) 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
関係機関名	活動内容	
警察機関		(1) 災害の状況等を判断して、救助救急活動を実施する。 (2) 救出活動は、倒壊家屋の多発地帯及び診療所、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点的に行う。 (3) 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐか、車両、県警ヘリコプター、船艇等を使用して速やかに医療機関に収容する。 (4) 救出活動は、当該村を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。
海上保安機関		(1) 海難船舶や高潮等により沿岸において被災した人等の搜索、救助を行う。 (2) 救出活動は、沿岸市町村を始め関係機関と連絡を密にして行う。
自衛隊		(1) 必要に応じ、又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。 (2) 救出活動は、当該市町村を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。

2 住民及び自主防災組織による救助、救急活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

3 孤立化集落対策

土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、孤立者の救出方法や当該地域と村との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、事前に関係機関と十分に検討しておく。

第2 救助、救急用装備・資器材の調達

1 救助、救急用装備・資器材の調達

- (1) 初期における救助、救急用装備・資器材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- (2) 救助、救急用装備・資器材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借り入れ等を図り、救助活動に万全を期する。
- (3) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等にもとづき民間業者から調達する。
- (4) 搬送する重傷者が多数で、消防団、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

第9節 交通確保・規制

【関係機関：鹿児島海上保安部・鹿児島中央警察署】

【十島村：土木交通課】

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても航路障害等の発生による海上輸送への支障が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制や応急復旧を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

第1 交通施設対策

1 被害状況の把握

道路や橋梁のパトロールを強化し、被害状況の早期発見に努める。

《 パトロール時の留意点 》

- ア 法面の土砂や樹木の崩落状況
- イ 側溝等の流水状況
- ウ 橋梁の滯留物の状況
- エ 道路占有物(水道、電力施設等)の被害状況
- オ 応急復旧に必要な資機材の判断

2 交通の確保

災害応急対策用資機材や物資、要員の輸送等を迅速に行うため、災害現場や避難所に通ずる道路の確保に努める。この場合、緊急交通路等から優先的に応急復旧を実施する。

《 交通の確保対策 》

- ア 障害物の除去
- イ 被災箇所の応急復旧
- ウ 迂回路の確保

3 緊急輸送対策の実施

(1) 通行可能路線の確認

交通の確保や緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

(2) 緊急通行車両の確認

災害発生後、特に初期には、使用可能な交通及び輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、交通規制に対応した緊急通行車両の確認等の措置をとる。

事前に緊急通行車両の確認申請を受けた車両について、災害発生時、必要に応じて県

又は県公安委員会から緊急通行車両証明書及び標章の交付を受ける。

(3) 応急復旧実施

緊急輸送道路や迂回路がなく孤立する路線等、順次優先度を考慮して応急復旧のための集中的な人員、資機材の投入を図る。

第10節 緊急輸送

【関係機関：自衛隊・鹿児島海上保安部・十島村漁業協同組合・十島村】

災害時には、避難及び救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急性度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

第1 緊急輸送の実施

1 緊急輸送の実施責任者

輸送対象	実施責任者	輸送にあたっての配慮事項
被災者の輸送	村長	(1)人命の安全 (2)被害の拡大防止
災害応急対策及び災害救助を実施する必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	(3)災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急性度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段階	輸送対象
第1段階(警戒避難期)	(1)救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2)消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 (3)政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等 (4)後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5)緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階(事態定期)	(1)上記第1段階の続行 (2)食料、水等生命の維持に必要な物資 (3)傷病者及び被災者の被災地以外への輸送 (4)輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階(復旧期)	(1)上記第2段階の続行 (2)災害復旧に必要な人員及び物資 (3)生活必需品

第2 緊急輸送手段等の確保

1 緊急輸送手段

緊急輸送は、次の手段のうちもっとも適切なものによる。

輸送手段	輸送力の確保等	関係連絡先
自動車	<p>(1) 確保順位</p> <p>ア 応急対策実施機関所有の車両等</p> <p>イ 公共的団体の車両等</p> <p>ウ 貨物自動車運送事業者等の営業用車両</p> <p>エ その他の自家用車両等</p> <p>(2) 貨物自動車運送事業者等の営業用車両</p> <p>災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援を要請する。</p>	<p>協力先 物資輸送 県トラック協会 (電話099-261-1167)</p>
船舶等	<p>(1) 県有船舶等の活用</p> <p>海上輸送を必要とするときは、県有船舶の活用を要請する。また、必要に応じて漁船の活用について関係漁業協同組合に対し、要請する。</p> <p>(2) 民間船舶等の活用</p> <p>災害救助又は陸上交通途絶等によって海上輸送を必要とするときは、九州運輸局鹿児島運輸支局に応援要請する。</p> <p>また、荷役業者の必要なとき同支局は荷役業者あっせんも併せて行う。</p> <p>(3) 海上保安部所属の船舶の活用</p> <p>村及び防災関係機関は、緊急に海上輸送を必要とするとき、又は(1)、(2)による輸送が困難であるときは、輸送条件を明示し鹿児島海上保安部に巡視船艇による輸送を要請するものとする。</p> <p>(4) 自衛隊所属船舶の活用</p> <p>(1)、(2)、(3)以外にさらに輸送手段として必要な場合は、県に關係自衛隊に船舶の派遣を要請するものとする。</p> <p>(5) 県警本部警備艇さくらじま</p>	<p>九州運輸局鹿児島運輸支局監理課 (電話099-222-5660)</p> <p>十島村漁業協同組合 (電話099-224-9768)</p> <p>鹿児島海上保安部 (電話099-222-6681)</p> <p>第1章 第5節「自衛隊の災害派遣体制」参照。</p> <p>生活安全部地域課 (099-206-0110)</p>
航空機	村長は、一般交通途絶等に伴い緊急にヘリコプターによる輸送が必要なときは、危機管理局危機管理防災課(電話099-286-2256)に輸送条件を明示してヘリコプター輸送の要請をする。県は直ちに自衛隊及び海上保安本部の機関にヘリコプターの出動、派遣を要請する。	<p>第十管区海上保安本部 (電話099-250-9801)</p> <p>第1章 第5節「自衛隊の災害派遣体制」参照。</p>

2 輸送条件

村長は、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

- | |
|---------------------------------|
| (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量(重量を含む) |
| (2) 輸送を必要とする区間 |
| (3) 輸送の予定日時 |
| (4) その他必要な事項 |

3 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金(運転手付等)として輸送実費を下らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当(運転手雇い上げのときは賃金)程度の費用とする、輸送費あるいは借上げ料の請求にあたっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出するものとする。

第3 輸送施設・集積拠点等の確保

輸送施設の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行るために、最も適当な輸送施設を選定し確保する。

輸送施設	輸送施設の内容
緊急輸送道路(緊急輸送道路ネットワーク計画)	<p>(1) 第一次緊急輸送道路 一般国道等(原則、国県道)で構成する緊急輸送の骨格をなす広域的なネットワークで、地方生活圏の中心役場及び重要港湾等を連絡する道路</p> <p>(2) 第二次緊急輸送道路 第一次緊急輸送道路と村役場等の地域防災計画に位置づけのある緊急輸送に係る拠点等を連絡する道路(原則、国県道)</p> <p>(3) 第三次緊急輸送道路 第一次及び第二次緊急輸送道路と村役場等の地域防災計画に位置づけのある緊急輸送に係る拠点の連絡を補完する道路</p>
港湾・漁港	西之浜漁港、中之島港、切石港、元浦港、南之浜港、東之浜港、やすら浜港、小宝島港、城之前漁港、宝島港、前籠漁港
臨時ヘリポート等	口之島小中学校、口之島ヘリポート、中之島ヘリポート、中之島椎崎ヘリポート、十島村総合運動公園、諏訪之瀬島飛行場、平島ヘリポート、悪石島ヘリポート、悪石島湯泊温泉公園、小宝島ヘリポート、宝島ヘリポート

第11節 緊急医療

【関係機関：鹿児島県】

【十島村：住民課・総務課・消防団】

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。また、傷病者が多数発生した場合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動簡易な場所に現場救護所を設置する。

このため、医療救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送

を迅速に行う。

第1 緊急医療の実施

1 DMAT

(1) DMATの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、災害現場等で急性期(発災後、おおむね48時間以内)に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

(2) DMATの出動

ア 知事による出動要請

知事は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。

(3) DMATの構成と所在地

ア DMATの構成

DMATは、おおむね1チームにつき医師1名、看護師3名及び業務調整員1名の隊員で構成する。

イ DMATの所在地

DMATの所在地は、次のとおりとする。

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市加治屋町 20-17	099-224-2101	2
鹿児島赤十字病院	鹿児島市平川町 2525	099-261-2111	2
鹿児島市医師会病院	鹿児島市鴨池新町 7-1	099-254-1125	2
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	1
鹿児島徳洲会病院	鹿児島市下荒田 3-8-1	099-250-1110	1
県立大島病院	奄美市名瀬新真名津町 18-1	0997-52-3611	1

2 医療救護班の出動要請

(1) 村による出動要請

村長は、必要に応じて鹿児島県医師会等へ医療救護班の協力要請を行う。

ア 医療・助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、住民課において調達及び調整するものとする。

(2) 県による出動要請

県は、必要に応じて県救護班の出動を命じ、国公立・公的医療機関、日赤県支部、県医師会、県歯科医師会にそれぞれの医療救護班の出動を要請する。

3 医療救護班の編成

(1) 医療救護班の設置

医療救護については、鹿児島県医師会が村内医療機関と協議により医療部隊を編成して行う。

医療部隊の編成は災害の規模により適宜定める。

4 初動体制の確立

(1) 初動体制の確立

医療救護班は、被災現場において迅速な救護活動を行うため、迅速に地域の医療機関と連携し、医療関係者、施設の確保、搬送収容体制、支援体制を確立する。

救護班は、必要に応じて医療救護班の支援を行うものとする。

ア 医療機関への要請

イ 医療施設への受入れ体制の確保

ウ 搬送体制の確保

エ 広域支援要請

(2) 応援要請

村長は、災害の通報連絡を受けたときは、直ちにその規模、内容等を検討し、鹿児島県(日赤鹿児島県支部、鹿児島県医師会)へ県の医務班の出動を要請する。

第2 後方搬送の実施

1 負傷者の収容施設の確保

救護のための収容を必要とする場合は、おおむね次の診療所に収容し、当該機関が収容できない場合又は近くでない場合は、医師会の協力を求め、状況により航空機等による移送を行う。

名称	所在地	電話
十島村立口之島へき地診療所	鹿児島郡十島村大字口之島146番地	09912-2-2402
〃 中之島 〃	〃 中之島133 〃	09912-2-2103
〃 平島 〃	〃 平島97 〃	09912-2-2010
〃 諏訪之瀬島 〃	〃 諏訪之瀬島265 〃	09912-2-2359
〃 悪石島 〃	〃 悪石島33番地1	09912-3-2103
〃 宝島 〃	〃 宝島1番地	09912-4-2006
〃 小宝島 〃	〃 小宝島3番地4	09912-4-2101

2 負傷者の後方搬送

応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の上記1の施設等への後方搬送について、村及び関係機関は以下の情報を収集し連携をとり迅速に実施する。

(1) 収容施設の被災状況の有無、程度

(2) 収容施設までの交通状況、道路状況(緊急輸送道路の状況)、ヘリポートの状況等、また、搬送能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効率的な活動を行う。

3 輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として、出張所に配備してある車両を使用し、船艇、航空機等については関係機関と協議して定めたものを使用する。

4 トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救護活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要があり、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。

第12節 要配慮者への緊急支援

【関係機関：社会福祉施設管理者】

【十島村：住民課・教育総務課・総務課】

災害時には、高齢者や乳幼児、障害者等が迅速・的確な避難等の行動がとりにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

第1 要配慮者に対する対策

1 要配慮者対策

(1) 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。

ア 地域住民等と協力して避難場所や避難所へ移送する。

イ 社会福祉施設等への緊急入所を行う。

ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。

(2) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等を遅くとも発災1週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

2 入所者・利用者の安全確保

(1) 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

(2) 施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

3 県への応援要請等

(1) 各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、県へほかの施設からの応援の斡旋を要請する。

(2) 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

4 村の支援活動

(1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。

(2) ライフラインの復旧までの間、飲料水、食糧等の確保のための措置を講ずる。

(3) ボランティアへの情報提供等を含めマンパワーを確保する。

5 村が実施する対策

避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

- (1) 村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するとともに、高齢者及び障害者を対象とした「各地区の見守りネットワーク支援制度」を基に作成された対象者リストを活用し、地域の自主防災組織、消防団や民生委員等の協力のもと、速やかに安否確認を行い、避難所への速やかな避難誘導を行う。
- (2) 被災した高齢者及び障害者の迅速な把握を行う。
- (3) 掲示板、広報紙、インターネットのホームページ・メール、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビの文字放送、データ放送や手話つきテレビ放送、ワンセグ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障害者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (4) 避難所等において、被災した高齢者及び障害者の生活に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- (5) 避難所や在宅の高齢者及び障害者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や福祉避難所、社会福祉施設への緊急入所等必要な措置を講じる。

6 要保護児童の把握等

次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、通報がなされる措置を講ずる。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の承認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- (3) 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を、親族等に提供する。

7 児童の保護等のための情報伝達

被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、ネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。

8 観光客の安全確保

民宿等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、村(消防団を含む)は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

第3章 事態安定期の応急対策

災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

また、大規模災害においては、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などに努める必要がある。

本章では、このような事態安定期の応急対策について定める。

第1節 避難所の運営

【十島村：住民課・教育総務課・総務課】

災害時には、ライフラインの途絶や住居の倒壊及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。

第1 避難所の開設等

1 避難所の開設

- (1) 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、県(保健福祉部)及び警察署、消防団等関係機関に連絡する。
- (2) 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
- (3) 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認(厚生労働大臣の承認を含む。)を受ける。
- (4) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設する。

なお、野外に受入れ施設を開設した場合の県及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。

- (5) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県に調達を依頼する。
- (6) 野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は、原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

2 福祉避難所の開設

- (1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の福祉避難所に収容する。
- (2) 福祉避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定機関等を、速やかに所定の様式により、県(保健福祉部)及び地元警察署、消防団等関係機関に連絡する。

第2 避難所の運営管理

1 避難所の運営管理

- (1) 避難者の受入れについては、可能な限り自治会単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。
その際、避難所ごとにそこに収容されている避難者の情報の早期把握に努める。
- (2) 避難所における情報の伝達、食料・水等の配付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、また必要に応じて防災関係機関やボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。
- (3) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備に努める。
- (4) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、特に避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保に努める。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保や女性が安心して使える避難所の運営には特に留意する。
- (5) 学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。
- (6) 避難所に指定されている学校の校長は、村職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等を確立する。

第3 広域的避難収容・移送

1 広域的避難収容・移送

- (1) 本村の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、広域避難(近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県への避難)に関する支援を県(危機管理防災課)に要請する。
- (2) 村長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。
- (3) 移送された被災者の避難所の運営は本村が行う。

第2節 食料の供給

【十島村：住民課・総務課】

災害時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

第1 食糧の調達・供給

災害時における災者及び災害応急対策員等に対する食糧の調達、供給は、村長が行う。

1 乾パン・乾燥米飯の調達方法

- (1) 村長は、災害時における乾パン・乾燥米飯の給食を実施しようとするときは、知事(県社会福祉課)に対し、乾パンの所要数量を報告し、調達するものとする。
- (2) 知事への報告は原則として文書によるが、緊急の場合は電話で行うものとする。

2 米穀の調達

災害時における米穀の調達の取扱いについては、政府(農林水産省)の定める手続に基づき処理する。

特に、災害用としての備蓄でなく、常時一般主食用として在庫する米穀販売事業者の手持米、政府所有米穀を所定の手続きにより、災害用として転用充当する。

(1) 販売業者の手持米を調達する場合

村長は、知事に所要数量を報告し、知事の指定する米穀販売事業者から現金で、米穀を買い取り調達する。

(2) 政府所有米穀を調達する場合

災害救助法が適用されて、災害の状況により、前記(1)の方法で調達不可能の場合、知事は農林水産省生産局農産部貿易業務課に対し、政府所有米穀の引渡しを要請し、被災した村は受託事業体から引渡しを受ける。

第2 食料の供給

1 村における食料供給の手段・方法

- (1) 被災者及び災害救助従事者に対する炊き出しその他の方法により、給食又は食料の供給を行う。
- (2) 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受けて、被害を受けない住民に対しても米穀、乾パン及び麦製品等の供給を行う。
- (3) 米穀(米飯を含む)、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。
なお、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。
- (4) 炊き出し及び食料の配分について、あらかじめ炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておき、災害時に必要に応じ、迅速に炊き出しを実施する。
- (5) 村が多大な被害を受けたことにより、村において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に炊き出し等について協力を要請する。
- (6) 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき(県の協力を得て実施した場合も含む)は、実施状況を速やかに県に報告する。

2 食料基準

1人当たりの配給量

品目	基準	
米穀	被災者1食当たり精米200グラム以内 応急供給受給者1人1日あたり精米400グラム以内 災害救助従事者 1食当たり精米300グラム以内	
乾パン	1食当たり 1包(100グラム入り)	
食パン	1食当たり 185グラム以内	
調整粉乳	乳児1日当たり 200グラム以内	

3 納入対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家の被害(全焼、全壊、半壊、流出又は床上浸水等)により炊事ができない者
- (3) 旅行者等であって食糧の持ち合わせがなく調達できない者
- (4) 被害を受け一時縁故先等に避難する者で食糧を喪失し持ち合わせのない者

- (5) その他、村長が供給の必要を認めた者

4 食糧の輸送

- (1) 村による輸送

村が調達した食料の村集積地までの輸送及び村内における食糧の移動は、村長が行う。

- (2) 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

5 食料集積地の指定及び管理

- (1) 災害が発生した場合において、知事が必要と認めたときは広域の集積拠点を設け、県で調達した食料の集配中継地とする。
- (2) 村は、あらかじめ食料の集積地を定め、調達した食料の集配拠点とする。
- (3) 食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期するものとする。

第3節 給水

【十島村：土木交通課・住民課・総務課】

災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

第1 被災者への給水

- 1 村は、次の情報を収集し、被災者に対する応急給水の必要性を判断する。

- (1) 被災者や避難所の状況
- (2) 診療所、社会福祉施設等の状況
- (3) 断水区域及び断水人口の状況
- (4) 原水、浄水等の水質状況

- 2 水道施設の被災状況を把握し、最も適切な給水方法を採用して給水活動を実施する。

- 3 給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等を用いて きめ細かく住民に広報する。

- 4 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

- 5 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、NPO法人やボランティア等との連携を可能な限り図る。

- 6 被災地における最低給水量は1人1日 20リットルを目安とし、状況に応じ給水量を増減する。
(災害発生直後は、生命維持のため1人1日3リットルを確保する等)

- 7 激甚災害等のため本村だけで実施困難の場合には、県、他市町村及び関係機関へ応援要

請する。さらに被災者の情報を収集し、給水の必要量を把握する。

第2 応急給水の方法

給水方法	内容
浄・給水場等での拠点給水	住民が容易に給水を受けられる仮設給水栓を設置する。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は、村が実施するが、実施が困難な場合は、応援要請等により行う。 (2) 医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮設配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	(1) 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは、応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長期間を要する断水地域に対しては、状況に応じて、仮設配管及び、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
ミネラルウォーター製造業者等との協力	水道施設により十分な飲料水が確保できない場合には、管内のミネラルウォーター製造業者に協力依頼を行う。

第4節 生活必需品の給与

【十島村：住民課】

災害時には、住居の倒壊や焼失及び浸水等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

第1 生活必需品の調達

1 備蓄物資の調達

災害救助法が適用された場合等は県が、その他の場合は村において、備蓄物資を調達する。また、日本赤十字社県支部も保管物資を放出する。

(1) 県の備蓄状況

ア 備蓄場所

姶良市平松 6252

鹿児島県防災研修センター

イ 備蓄内容

災害救助法による物資

品名	毛布	タオル	大人用紙オムツ	防災キット(※)
数量	2,000枚	5,000枚	2,000枚	10,000セット

※防災キット：保存食、飲料水、携帯トイレ、非常用保温器具等を積み合せたもの。

うち2,000セットについては、県離島事務所等に備蓄。（保存食について、備蓄数量の半数はアレルゲンフリー対応）

(2) 村の備蓄状況

島名	口之島	中之島	諏訪之瀬島	平島	悪石島	小宝島	宝島	合計
場所	備蓄倉庫	開発センター	住民センター	コミュニティセンター	備蓄倉庫	住民センター	コミュニティセンター	
軽量畳	10		10		40			60
マット	140	170	80	80	80	70	140	760
毛布	140	170	80	80	80	70	140	760

備蓄場所を定め、毛布、タオル、日用品の備蓄に努めるものとする。

(3) 日本赤十字社鹿児島県本部

ア 備蓄場所

鹿児島県支部倉庫及び県下 37 の常備地区

イ 備蓄内容

日本赤十字社の備蓄内容

毛布、緊急セット（日用品）、ブルーシート等

第2 生活必需品の給与

1 給与又は貸与の対象者

災害により住家が全半壊（焼）、流失及び埋没等により、生活上必要な家財等がそう失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

2 生活必需品の給与

生活必需品の給与は、以下のとおりである。

(1) 村は、次の情報を収集し、被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。

ア 被災者や避難所の状況

イ 医療機関、社会福祉施設の被災状況

(2) 被服、寝具、その他生活必需品物資を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与を実施する。

(3) 自力で生活必需品を受けることが困難な要配慮者を支援するため、及び被災者が多数発生した場合、NPO法人やボランティア等との連携を可能な限り図る。

(4) 激甚災害等のため本村だけで実施困難の場合には、県、他市町村及び関係機関へ応援要請する。

3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第3部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

4 生活必需品の配給方法

(1) 配給の実施

物資の給与又は貸与は、職員及び自治会長等の協力を得て迅速、かつ的確に実施す

る。

また、自力で生活必需品を受けることが困難な要配慮者を支援するため、及び被災者が多数発生した場合、ボランティアとの連携を可能な限り図るものとする。

(2) 自治会長を通じて、自治会又はボランティアの協力を得て分配する。

(3) 配給等に関する広報

被災状況に応じて、どのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して供給を促す。また、配給(場所、時間、方法)等に関する広報を併せて行う。

第5節 保健対策

【十島村：住民課】

要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、避難所・応急仮設住宅・自宅等で次のような健康相談等を行う。特に要配慮者に対しては十分に配慮する。

第1 巡回相談・栄養指導

被災地や避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから、被災者の健康管理等を行う。

(1) 必要に応じて避難所に救護所を設ける。

(2) 保健師等による巡回相談を行う。

(3) 管理栄養士による巡回栄養相談、炊き出しに対する栄養指導、栄養食生活支援を行う。

第2 心のケア

被災したショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせるため、被災者に対する心のケアを実施する必要がある。

第3 訪問指導

一部の人は、被災してから時間が経過しても、こころやからだの不調が長引くことがあるため、特にケアが必要であると判断した被災者には、引き続き訪問指導を実施する。

第6節 感染症予防対策

【十島村：住民課】

災害時には、建物の倒壊や焼失及び水害等により多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防に関し、適切な処置を行う。

第1 感染症予防対策

1 感染症予防対策の実施

村長は、知事の指示、命令にしたがって応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

- (1) 感染症予防措置の地域指定は、県が村又はその一部の地域を定める場合の基準は次のとおりである。

ア 村又はその一部の地域の被害率が10%を超える場合
 イ 村又はその一部の地域の被害率が5%以上、10%未満で、その被害が集約的かつ甚大である場合
 ウ 村又はその一部の地域の被害率が5%未満で役場等を含む中心部が壊滅的な被害を受け、村の機能が著しく阻害された場合
 エ 相当の震災、火災のあった場合
【被害率】
 全半壊(焼)流失及び床上漫水の戸数の合計に床下浸水の戸数の5分の1を加えた数を総戸数で除したパーセントをいう。

2 感染症予防業務の実施

《 村における感染症予防業務 》

感染症予防業務	内 容
(1)消毒	知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施するものとする。 なお、消毒に要する1戸あたりの使用薬剤の基準は、概ね(別表)のとおりである。
(2)ねずみ族、昆虫等の駆除	知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。 なお、指定地域全体を通じ必要とする薬剤量は、概ね(別表)の基準により積算した総量とし、り災家屋と無差別に実施することなく、実情に応じ重点的に実施するものとする。
(3)患者等に対する措置	被災地において、感染症の患者等が発生したときは感染症予防医療法に基づいた対策をとる。
(4)家用水の供給	知事の指示に基づき、家用水の供給を行うものとする。 家用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情の応じ適宜な方法によって行うこと。この際、特に配水器の衛生的処理に留意すること。
(5)避難所の感染症予防指導等	避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いことから、県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。 この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成せしめ、その協力を得て感染症予防の完璧を期するものとする。なお、感染症予防活動の重点的項目は次のとおりとする ア 検病調査の協力 イ 消毒の実施 ウ 集団給食の衛生管理 エ 飲料水の管理 オ その他施設の衛生管理
(6)予防教育及び	保健所長の指導のもとにリーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織

広報活動	その他各種団体を通じて地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広報活動を強力に実施する。
------	--

消毒による1戸あたりの使用薬剤の基準

災害の程度 薬剤の種類等	薬品名		
	クレゾール (屋内)	普通石灰 (床下、便池及周辺)	クロールカルキ (井戸)
床上浸水 (全壊、半壊流失を含む)	200g	6kg	200g
床下浸水	50g	6kg	200g

ねずみ族、昆虫等の駆除

災害の程度 薬剤の種類等	薬剤別、剤型別の基準数量	
	有機燐剤 (室内、床面、床上)	オルソヂクロール ベンゾール剤(便所)
床上浸水 (全壊、半壊流失を含む)	油剤 1戸あたり 2リットル。 乳剤(20倍液として使用する場合) 1戸あたり 2リットル。 粉剤 1戸あたり 0.5kg	1戸当たり 40g
床下浸水	油剤 1戸あたり 1リットル。 乳剤(20倍液として使用する場合) 1戸あたり 1リットル。 粉剤 1戸あたり 0.5kg	1戸当たり 40g

(薬剤の種類及び剤型は、現地の実情に応じ適宜選択してさしつかえない。)

3 避難所の防疫指導

避難所は、多数の者を収容するため衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となることが多いので、次の措置を実施する。

《 避難所における防疫指導 》

- ア 避難所の清掃、消毒方法
- イ 避難者に対する健康調査の実施
- ウ 給食従事者に対する健康相談・調査の実施(なるべく専従者とする。)
- エ 配膳時の衛生保持、残渣物、厨芥等の衛生的処理の指導
- オ 飲料水等の水質検査の実施指導(使用の都度消毒)
- カ 避難所における衛生に関する自治組織編成の指導
- キ トイレの清掃

- ク 簡易トイレの設置
- ケ 手洗い用水、速乾性手指消毒薬の配布

第2 衛生対策

1 健康診断、臨時予防接種

(1) 健康診断への協力

検病検査の結果、必要があるときは「感染症予防医療法」第17条の規定により知事が行う健康診断に係る勧告に協力する。

(2) 臨時予防接種

予防接種の必要がある場合は、「予防接種法」第6条の規定により臨時予防接種を実施する。

2 入浴サービス及び仮設風呂の設置

災害により家屋の倒壊及びライフラインが寸断し、入浴施設が使用不可能となり、住民生活において衛生及び健康上の問題が発生するおそれがある場合は、入浴サービス及び応急仮設風呂を設置する。

(1) 公衆浴場の斡旋

県及び公衆浴場環境衛生同業組合等を通じて、受入れ体制を協議する。

第7節 動物保護対策

【十島村：住民課】

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。

第1 飼養動物の保護収容

放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、村、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。

第2 避難所における適正飼養

避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。

また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。

第3 危険な動物の逸走対策

危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

【十 島 村：住民課・土木交通課・地域振興課】

災害時には、建物・ブロック塀等の倒壊や火災及び水害等により、大量のごみの発生が予想される。また、上水道施設の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

第1 し尿処理対策

1 し尿の処理方法

災害によるライフラインの被災に伴い、し尿処理が困難となることが想定される。

以下に、し尿の処理方法について示す。

- (1) 水を確保する。
- (2) 1の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。なお、貯留したし尿の処理は原則として、し尿処理施設で行うが、やむを得ない場合は、農地還元等環境衛生上支障のない方法により処分する。

2 避難所等のし尿処理

(1) 避難所

発災後、断水した場合には、学校のプール等で確保した水を利用する。また、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレを準備する。

(2) 地域

ライフラインの供給停止により住宅において従前の生活ができなくなった地域においても可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。

なお、家庭、事業所では、平素から水の汲み置き等により、断水時における生活用水の確保に努める。便槽付きの仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境の活用を図る。

3 仮設トイレ等によるし尿処理

(1) 仮設トイレ等の設置

関係機関は、仮設トイレ等の設置にあたっては、次の事項について配慮する。

ア 設置体制等

仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備する。

イ 高齢者・障害者に対する配慮

仮設トイレの機種選定にあたっては、高齢者・障害者等に配慮したもの考慮する。

ウ 設置場所等の周知

仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともにこれを周知する。

(2) し尿収集・処理計画

ア 仮設トイレ等の設置状況の把握

災害が発生した場合、仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。

イ 収集作業

被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、し尿処理施設に搬入して、し尿の処理、処分を行う。

4 し尿収集の応援体制の確立

(1) 基本方針

し尿の量、し尿処理施設の被害状況等により、本村のみでは、し尿処理が困難と認められる時は広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

ア 県が実施する対策

広域的な支援の要請、調整を図るものとし、大規模災害により本村、他市町村のみでは、し尿処理が困難と認められる時は、他の都道府県等に対して支援を要請する。

イ 村が実施する対策

本村の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事にあっせんを要請し、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた他市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

第2 ごみ処理対策

1 ごみの収集、運搬及び処分の方法

(1) 村長は、現有の人員、施設を活用するほか、必要により一般廃棄物収集運搬業者の協力を得て、ごみの収集運搬に努める。

(2) 激甚な災害を受けたとき、本村の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事にあっせんを要請し、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた他市町村からの応援を得てごみの収集、運搬を実施する。

(3) ごみの収集にあたっては、排出される災害ごみを迅速、計画的に処理するため、ダンプやトラック、タイヤショベル等の重機借上を積極的に行い、車両をできるだけ多く確保するよう努める。

また、ごみは、原則としてごみ焼却場で焼却するが、やむを得ない場合は、仮置場にて保管し、野外での焼却等で適正に処理する。村長は、あらかじめ仮置場の予定場所を定めておく。

第3 死亡獣畜の処理対策

1 処理方法(所轄保健所長の許可を受けて処理する場合)

死亡獣畜の処理は、原則として化製場又は獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、所轄保健所長の指示を受けて処理する。

(1) 埋没

ア 死亡獣畜を運搬するときは、死亡獣畜が露出しないようにし、かつ、汚液が漏出しないようにすること。

イ 死亡獣畜は、速やかに埋却すること。この場合において、地表面から埋却した死亡獣畜

までの深さは1メートル以上とし、かつ、地表面に30センチメートル以上の盛土をすること。

ウ 死亡獣畜を埋却する場所には、消毒その他の必要な措置を講ずること。

エ 埋却現場には、その旨を標示すること。

オ 埋却した死亡獣畜は、埋却後1年間は発掘しないこと。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

(2) 焼却

0.5メートル以上の穴で実施し、焼却後は土砂で覆うこと。

第4 障害物の除去対策

1 障害物除去の実施者

障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去について自己の資力では除去できない場合は、村長が行い、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれの管理者が行うものとする。

2 障害物の集積場所の選定

障害物の流入してくるおそれのある箇所(がけ下等)においては、かねてから、付近の適当な場所を選定して必要な措置を講じておくほか、随時災害発生場所の状況により、障害物の種類数量等を考慮して適当な集積場所をその都度選定する。

3 障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の確保

障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の保有に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達するよう、かねてから十分協議しておく。

4 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第3部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第9節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

【関係機関：鹿児島海上保安部・鹿児島中央警察署】

【十島村：住民課・総務課・消防団】

災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

第1 行方不明者の搜索

(1) 村搜索隊の編成

村においては、鹿児島中央警察署とともに行方不明者の搜索を行うため、村搜索隊を編成する。村搜索隊の編成に際しては、消防団及び住民組織の活用を図る。

(2) 鹿児島海上保安部による捜索

災害時の行方不明者の捜索が海上に及ぶ場合には、所属巡視艇等により捜索を行う。

2 捜索の実施方法等

(1) 捜索の方法

検索範囲等	検索の方法
検索の範囲が広い場合	ア 検索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。 イ 検索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 ウ 各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め、重点的に行う。
検索範囲が比較的せまい場合	ア 災害前における当該地域、場所、建物などの正確な位置を確認する。 イ 災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。 ウ り災時刻などから検索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し検索の重点を定め、効果的な検索に努める。
検索場所が湖沼の場合	ア 平素の湖沼の実情をよく調査する。 イ 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 ウ 合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、検索を行う。

(2) 広報活動

検索をより効果的に行うため、検索地域はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

(3) 装備資材

検索に使用する車両、舟艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、警察、村で所有する車両、舟艇等が不足するときは、関係機関に対し、協力を依頼する。

(4) 必要帳票等の整備

村は、遺体の検索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 検索用機械器具燃料受払簿
- ウ 遺体の検索状況記録簿
- エ 遺体の検索用関係支出証拠書類

3 行方不明者発見後の処理

区分	負傷者等	遺体
第十管区海上保安本部	村長に引渡す。	刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、海上保安庁死体取扱規則の定めるところにより死体調査及び検視を行い、明らかに災害による死亡と認められるときは、その後、遺族等の引取人又は村長に引渡す。
県警察	医療機関に収容する。	刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、検視規則、死体取扱規則等の定

区分	負傷者等	遺体
		めるところにより、死体調査及び検視を行い、その後、遺族等の引取人又は村長に引渡す。
村	医療機関に収容する。	警察署長又は海上保安部署長に通報し、警察官又は海上保安官による死体調査及び検視を受け、その後、遺族等の引取人への引渡し又は遺体収容所に収容する。

捜索に対しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるよう、医療機関との緊密な連絡を保持するものとする。

第2 遺体の収容、処理、埋葬

1 遺体の収容、処理

(1) 死体調査及び検視(以下「検視等」という。)の実施

- ア 警察官及び海上保安官は、遺体を発見し、又は遺体発見の通報を受けた場合は、検視等を行うものとし、あらかじめ、検視等に要する資機材を整備する。
- イ 警察官及び海上保安官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、遺体収容所に搬送し、検視等を行う。この場合において、身分確認作業等については、必要に応じ、指紋、歯牙、DNA鑑定の科学的根拠に基づいて実施する。
- ウ 村捜索隊が自ら発見した遺体も、警察官及び海上保安官による検視等、身元確認作業のため、あらかじめ指定された検視等の遺体処理を行う場所及び遺体収容所へ収容する。
- エ 検視等に立ち会う医師については、警察本部及び海上保安本部において、あらかじめ、鹿児島県医師会、鹿児島県歯科医師会、日本法医師学会等と協議し協力を得る。

(2) 遺体の収容

- ア 村長は、災害によって多数の死者が発生することを想定し、検視等の遺体処理を行う場所及び遺体収容所をあらかじめ選定する。
- イ 検視等の遺体処理を行う場所及び遺体収容所の選定にあたっては、次の事項に留意の上、施設管理者の合意を得て選定する。
 - (ア) 遺体を公衆の面前にさらさない場所であること。
 - (イ) 遺体の洗浄、処理等の処理作業に便利であること。
 - (ウ) 遺体の検視等、身元確認が容易に行える場所であること。
 - (エ) 遺体の数に相応する施設であること。
 - (オ) 駐車場があり、長時間使用できること。

ウ 警察官及び海上保安官は、検視等を終えて身元確認できない遺体は全て村長に引き渡す。

村長は、警察官及び海上保安官から、検視等を終えた遺体の引継ぎを受け、身元特定され、引取人である遺族等からの申し出があった場合は速やかに遺体を引き渡し、引取人等のいない遺体については、遺体収容所に収容する。

(3) 遺体の処理

- ア 小災害時等で、遺体の状態が比較的正常で、顔貌で身元確認が可能であり、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は検視等終了後、直ちに遺族等に引渡す。

- イ 遺体の識別が困難なとき、伝染病予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、医師が実施する縫合、消毒等の処理を実施する。
- ウ 遺体の確認及び死因究明のための検視を行う必要があるが、遺体の検視は、原則として第3部第2章第10節「緊急医療」により医療救護班により行う。
ただし、遺体が多数のとき、又は医療救護班が他の業務で多忙なとき等は、県医師会と連携し、一般開業医により行うものとする。
- エ 遺体の識別、身元究明等に長日時を要するとき、又は遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合等は死体を遺体収容所に一次保存する。
- オ 村長は、警察、海上保安庁と共同して、災害による行方不明者の届出受理及び収容された遺体の遺族等による確認、並びに遺族が判明した遺体の引渡しを行う。
なお、遺体の身元確認に関しては、顔貌だけでなく、所持品、検視、検案後に行われる警察による指紋、歯牙、DNA等の鑑定結果等の情報を総合的に判断し、出来る限り科学的な根拠に基づいて特定する。

2 遺体の埋葬等

(1) 遺体の埋葬

- ア 身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても災害時の混乱で遺体を引き取ることができないもの並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により埋葬ができないものに対して埋葬を行う。
- イ 埋葬は、混乱期であるので应急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により、火葬又は土葬等の方法により行うものとするが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

(2) 身元不明者の措置

- 身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずるものとする。
また、その遺骨及び遺留品は遺骨遺留品保管所等に保管する。

(3) 必要帳票等の整理

- 埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した村長は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておく。
 - ア 救助実施記録日計票
 - イ 埋葬台帳
 - ウ 埋葬費支出関係証拠書類

3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第3部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第10節 住宅の供給確保

【関係機関：鹿児島県】

【十島村：地域振興課】

災害時には、住居の浸水、全壊等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

第1 住宅の確保・修理

1 応急仮設住宅の建設

(1) 実施者

ア 災害により住家が全焼、全壊又は流失し、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の建設は、村長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは、知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの通知により村長が行うこととする。また、知事による救助のいとまがないときは知事の補助機関として村長が行うものとする。

イ 本村限りで処理不可能な場合は、他市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 建設計画

ア 建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅1戸当たりの規模は29.7平方メートルを標準とし、その構造は木造住宅及び組立式住宅とする。

イ 資材の調達等

(ア) 木造応急仮設住宅

① 木造応急仮設住宅に必要な資材譲渡の要請を鹿児島森林管理署を通じ九州森林管理局に行い、資材の譲渡を受ける。

② 労務資材に関する関係者との協定は知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた村長が、地域的に災害に応じて締結するものとする。

(イ) 組立式住宅

組立式仮設住宅の提供、建設に関する(社)プレハブ建築協会等と県との協定に基づき、迅速な仮設住宅の確保に努める。

ウ 建設場所

建設候補予定地は、村有空き地を優先し災害ごとにその都度定めるものとする。

(3) 入居者の選定

ア 入居資格

次の各号の全てに該当する者の他、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯が1か所限りとする。

(ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者

(イ) 住居する住家がない者

(ウ) 自ら住家を確保できない者

イ 入居者の募集・選定

(ア) 入居者の募集計画は被災状況に応じて策定し、被災者に対し募集を行う。

(イ) 入居者の選定は、高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して行う。

(4) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、村が行う。

供与できる期間は竣工の日から2年以内とする。

2 住宅の応急修理

(1) 実施者

ア 災害のため住家が、半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者に対して、災害救助法を適用したときは、知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの通知により村長が行うこととする。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として村長が行うものとする。

イ 本村限りで処理不可能な場合は、他市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 応急修理計画

ア 資材の調達等

労務資材に関する関係者との協定は知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた村長が、地域的に災害に応じて締結するものとする。

3 公営住宅等の供与

村は災害発生時において、村営住宅の空家の確保に努めるとともに、他の地方公共団体に空家の提供を求め、災害により住家滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、公営住宅の入居(公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居又は地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用)について、最大限の配慮を行うものとする。

なお、入居者の選定については、村の定める選定基準を基に、その他の生活条件等を考慮して行うものとする。

4 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第3部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第2 被災宅地危険度判定の実施

宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

なお、被災状況に応じ、国、県、他の市町村との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行う

ものとする。

第11節 文教対策

【十 島 村：教育総務課】

災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

第1 応急教育の実施

1 教室等の確保

(1) 施設の応急復旧

被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合はできるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。

(2) 普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室、屋内体育施設、講堂等を利用する。

(3) 校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。

(4) 応急仮校舎の建設

(1)～(3)までにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

2 教職員の確保

(1) 学校内操作

欠員が少數の場合には、学校内において操作する。

(2) 学校外操作

学校内で操作できないときは、村教育総務課の意見を聞き、県教育委員会において教職員の確保の方法を検討する。

(3) 村の地域外操作

村で操作できないときは、県教育委員会において災害地に近い他の市町村からの操作を行うものとする。これも困難な場合は、教職員の緊急募集等の方法を検討する。

3 応急教育の留意点

(1) 災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努める。たとえば2部授業、分散授業の方法によるものとする。

(2) 応急教育の実施にあたっては、次の点に留意して行う。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないように留意する。

イ 教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒の健康等に留意する。

ウ 通学道路やその他の被害状況に応じ、通学等にあたっての危険防止を指導する。

エ 授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法等

を周知徹底する。

4 学校給食等の措置

- (1) 給食施設・設備が被災した場合、できるだけ応急措置を講ずる。
- (2) 原材料等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。
- (3) 衛生管理上支障のないよう十分留意する。

5 学校が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し次のような措置をとる。

(1) 児童生徒等の安全確保

在校中に発災した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設の使用方法について村と協議する。

(2) 避難所の運営への協力

避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう村、村教育総務課等との間で必要な協議を行う。

(3) 避難が長期化する場合の措置

ア 避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。

イ 避難が長期化する場合、給食施設はり災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

第2 学校用の調達及び授業料等の減免、育英資金

1 教材、学校用品等の調達、給与

- (1) 教科書については、村教育総務課からの報告に基づき、県教育委員会が一括して特約教科書供給所(鹿児島書籍株式会社[電話 099-223-8401])から調達する。
- (2) 文房具、通学用品等については村教育総務課又は県教育委員会において、それぞれ調達する。
- (3) 災害救助法が適用された場合における災小中学校の児童生徒に対する学用品の給与は、知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた村長が行う。

2 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第3部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照

第3 文化財の保護

1 所有者、管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防団へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

2 被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者被害状況を速やかに調査し、その結果

を村指定の文化財については村教育総務課へ、県指定の文化財については県教育委員会へ、国指定の文化財にあっては、県教育委員会を経由して、文化庁へ報告しなければならない。

3 関係機関との協力

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

第12節 義援物資等の取扱い

【十島村：住民課・総務課】

災害時には、村内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

第1 義援金の配分

1 義援金の引継ぎ及び管理

個人、会社及び各種団体等から送付されたり災者に対する義援金は、窓口である住民課で受領後、速やかに会計課に引き継ぎ、厳重な管理をする。

2 配分

住民課で受領した義援金は、関係機関をもって構成する配分委員会において、配分の対象、基準、方法、時期並びにその他必要な事項について決定する。

第2 義援物資の取扱い

1 村に送付される義援物資の取扱い方針

- (1) 国民、企業等からの義援物資について、被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により、受入れを調整する。
- (2) 義援物資の受入れ、仕分け、配送に関して、必要に応じて、十島村社会福祉協議会、その他防災関係機関やボランティアの協力を得る。

2 送付される義援物資の取扱い方法

(1) 義援物資の取扱いに関する広報

ア 受け付ける品目、送付場所等の決定

物資の過不足の状況を把握し、物資の受入れ品目、送付場所を決定する。

イ 受け付ける品目、送付場所等の広報

総務課は、アで決定した事項を、報道機関を通じて広報する。

(2) 義援物資の集積・搬送・配分

(義援物資の集積・搬送・配分については、第3部第3章第4節「生活必需品の給与」参考照)

第13節 農林水産業災害の応急対策

【十 島 村：地域振興課】

風水害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

第1 農産物対策

1 事前・事後措置の指導

村及び県は、災害による農産物の被害拡大を防止するために、各作物毎に事前・事後措置について、農家に対して実施の指導にあたるものとする。

2 気象災害対策

気象災害対策については、村は県と緊密な連携のもとに、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期するものとする。

対象作物	対象災害
(1) 水稻	風害、水害、干害、寒害
(2) 大豆	風害、水害、干害
(3) そば	風害、水害
(4) 甘しょ	風害、水害、干害、寒害、霜害、潮風害
(5) たばこ	風害、水害、干害、寒害、降灰害、霜害
(6) さとうきび	風害、干害、潮風害
(7) 野菜	風害、水害、干害、寒害、降灰害、潮風害、霜害
(8) 果樹	風害、水害、干害、寒害、降灰害、潮風害、霜害
(9) 花き・花木	風害、水害、干害、寒害、降灰害、潮風害、霜害
(10) 茶	干害、寒害、降灰害、潮風害、霜害
(11) 飼料作物	風害、水害、干害、寒害、降灰害

3 病害虫防除対策

災害時における病害虫の対策は、次のとおりである。

(1) 指導の徹底

病害虫防除対策については、県農政部各課、農業開発総合センター及び病害虫防除所と緊密な連携のもとに、村、県地域振興局・支庁農林水産部、JA等が的確な状況の把握と防除指導の徹底を期するものとする。

(2) 農薬の確保

県経済連及び県内農薬卸売業者においては、病害虫の異常発生に備えて、常時ある程度の農薬を確保しているので、その活用を図る。

(3) 防除機具の整備

村、団体及び集落防除班の保有する既存防除機具を有効かつ適切に使用するよう指導

する。

(4) 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病害虫については、大型防除機具等を中心に共同集団防除を指導するとともに、必要に応じて関係機関と協議のうえ、ヘリコプター等による防除も実施する。

第2 林水産物対策

1 応急措置、事後措置の指導

村及び県は、災害による林水産物等の被害の拡大を防止するために、被災林業家、漁家等に対して応急措置、事後措置の指導にあたるものとする。

2 対象作物等及び対象災害

応急措置、事後措置の指導を行う対象作物等及び対象災害については、次のとおりである。

(1) 林産物

対象作物	対象災害
(1) 苗畑	干害、降灰害
(2) 造林木	干害、風害、潮害
(3) たけのこ専用林	風害、水害、干害
(4) しいたけ	干害、降灰害

(2) 水産物

養殖魚類対策

台風等の際の養殖魚については、餌止めを行うなど過度なストレス負荷を与えないように適正な養殖管理を指導する。

第3 畜産関係対策

1 防疫体制

被災地における家畜伝染病予防上必要な措置は知事が行うものとする。

2 畜舎の消毒

家畜伝染病の発生・まん延防止のため、必要に応じ、畜舎の消毒を次のように実施する。

(1) 実施主体

家畜保健衛生所

(2) 実施の方法

災害時に家畜防疫車を派遣し、村本部と協力して実施する。

(3) 家畜防疫車常設場所

鹿児島中央家畜保健衛生所

(4) 消毒薬品

家畜保健衛生所の備蓄分を利用する。

3 飼料の確保

災害時の緊急を要する飼料は、次の機関を指定し、必要量を確保する。
鹿児島県経済農業協同組合連合会(鹿児島市鴨池新町15番地)
鹿児島県→経済農協連→末端農協→被災者

4 緊急電力の確保

次の機関への送電は、研究試料及び栄養食品の保管並びに家畜防疫上緊急を要するので、九州電力と緊密な連絡を保ち確保を図る。

- (1) 農業開発総合センター畜産試験場((社)鹿児島県種豚改良協会含む)
農業開発総合センター肉用牛改良研究所
- (2) 家畜保健衛生所
- (3) ふ卵施設
- (4) 牛乳乳製品工場
- (5) と畜場
- (6) 食鳥処理場
- (7) GPセンター
- (8) 化製場
- (9) 死亡獣畜取扱場
- (10) 飼料工場

5 家畜管理の指導

家畜保健衛生所において、災害発生に伴う一般管理を指導するが、状況に応じて農業開発総合センター畜産試験場、県地域振興局・支庁農林水産部から職員を派遣して指導にあたる。

6 畜産関係施設の代替施設の確保

食肉処理場等の畜産関係施設が被災し、操業停止となった場合には、非被災地域施設において、被災した施設の業務を補完できるよう、関係機関・団体に対し協力を要請するとともに、必要に応じて、国及び他の地方公共団体に対しても協力・支援を要請する。

第4章 社会基盤の応急対策

電力、上水道、通信などのライフライン関係施設や道路等公共施設及び交通施設等は、ますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。本章では、このような社会基盤の応急対策について定める。

第1節 電力施設の応急対策

【関係機関：九州電力】

【十島村：土木交通課】

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、電力施設の防護、復旧を図り、早急に被災者等に電力を供給する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、九州電力(株)防災業務計画(規程)等に基づき災害対策組織を設置する。また災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点を予め定めておく。

2 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、対策組織の長は、気象、地象情報等の一般情報や、電力施設等の被害状況及び復旧状況等の被害情報を迅速、的確に把握するとともに村等からの情報を収集するなど、九州電力(株)防災業務計画(規程)等に基づく情報連絡体制により、対策組織間並びに村等防災関係機関との相互情報連絡に努める。

3 電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、村防災行政無線を活用する。

4 対策要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、予め定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。また、防災体制が発令された場合、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

5 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は現地調整、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

また、資機材の輸送は、原則として予め要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等を始めその他実施可能な運搬手段により行う。

6 危険予防措置

電力の需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防団等から要請があつた場合等には、対策組織の長は送電停止等適切な危険防止措置を講ずる。

7 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力ない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は自衛隊法に基づき知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

8 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。また、作業は通常作業に比し悪条件のもとで行われるので安全衛生についても十分配慮して実施する。

9 施設の復旧順位

(1) 電力供給設備の復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、九州電力(株)防災業務計画(規程)で定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

また、重要拠点施設である、医療機関、電気通信施設、水道施設、防災関係機関等への電気施設の早期復旧を行うため、必要に応じ、道路管理者と復旧箇所の優先度、復旧方法等について協議する。

(2) 需要家への電力供給の順位

供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、医療機関、交通、通信、報道機関、水道、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線を優先的に復旧を進める。

第2節 液化石油ガス施設の応急対策

【十 島 村：総務課】

風水害時には、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

1 災害対策に対する基本体制

(1) 液化石油ガス販売事業所(以下「販売店」という。)は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に消防団及び県LPガス協会に連

絡する。さらに、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条第5項に規定する消費設備（ガスマーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。以下「特定消費設備」という。）に係る事故の場合には、九州産業保安監督部保安課に通報する。

- (2) 県LPガス協会は連絡を受けたときは、県危機管理局消防保安課、消防機関、警察に連絡するとともに、支部長と協議し事故処理に必要な指示を与えなければならない。
- (3) 休日又は夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

2 出動体制

- (1) 販売店は、消費者等からガス漏れ等の通報を受けたときは、直ちに現場に急行し、応急対策にあたるものとする。
- (2) 前項の通報があっても特別の事情により応じられない場合、又は応じられるが現場到着までに時間を要するときは、事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
- (3) 供給販売店等は、事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは、速やかに所轄の消防機関に出動を要請し、さらに応援を必要とするときは、支部長及び地区代表者に応援出動を要請し、適切な対応をとりガス漏れをとめる。
- (4) 支部長、地区代表者は、前項の要請があつたときは、直ちに出動班を編成し、出動人員、日時、場所等を確認し、事故処理に必要な事項を指示する。
- (5) 販売店は、供給販売店等からの応援出動の依頼を受け、又は支部長及び地区代表者から出動の指示があつたときは、何時でも出動できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備しておくものとする。

3 出動条件

- (1) 出動にあたっては通報受理後可及的速やかに到着することとし、原則として30分以内に到着できるようにする。
- (2) 出動者は緊急措置を的確に行う能力を有するものとする。この場合、有資格者が望ましい。
- (3) 出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
- (4) 出動の際には必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

4 事故の処理

- (1) 事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。
- (2) 設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

5 関係機関との連携

- (1) 会長は、事故発生の連絡及び事故の状況報告に基づき、県危機管理局消防保安課、消防機関、警察と連携をとり、事故対策について調整を図るものとする。
- (2) 支部長及び地区代表者は、消防機関、警察との連携を密に行うため、連絡方法、協力体制等についてあらかじめ地区組織をつくり協議しておくものとする。

6 報告

- (1) 供給販売店は、事故の処理が終わったら、速やかに「事故届書」を九州産業保安監督部保安課(特定消費設備に係る事故の場合に限る。)及び危機管理局消防保安課に提出する。
- (2) 支部長は、他の販売店に応援出動を指示し、又は自ら出動したときは、出動日時、場所、事故の状況及び処理、その他必要な事項を速やかに協会に報告する。

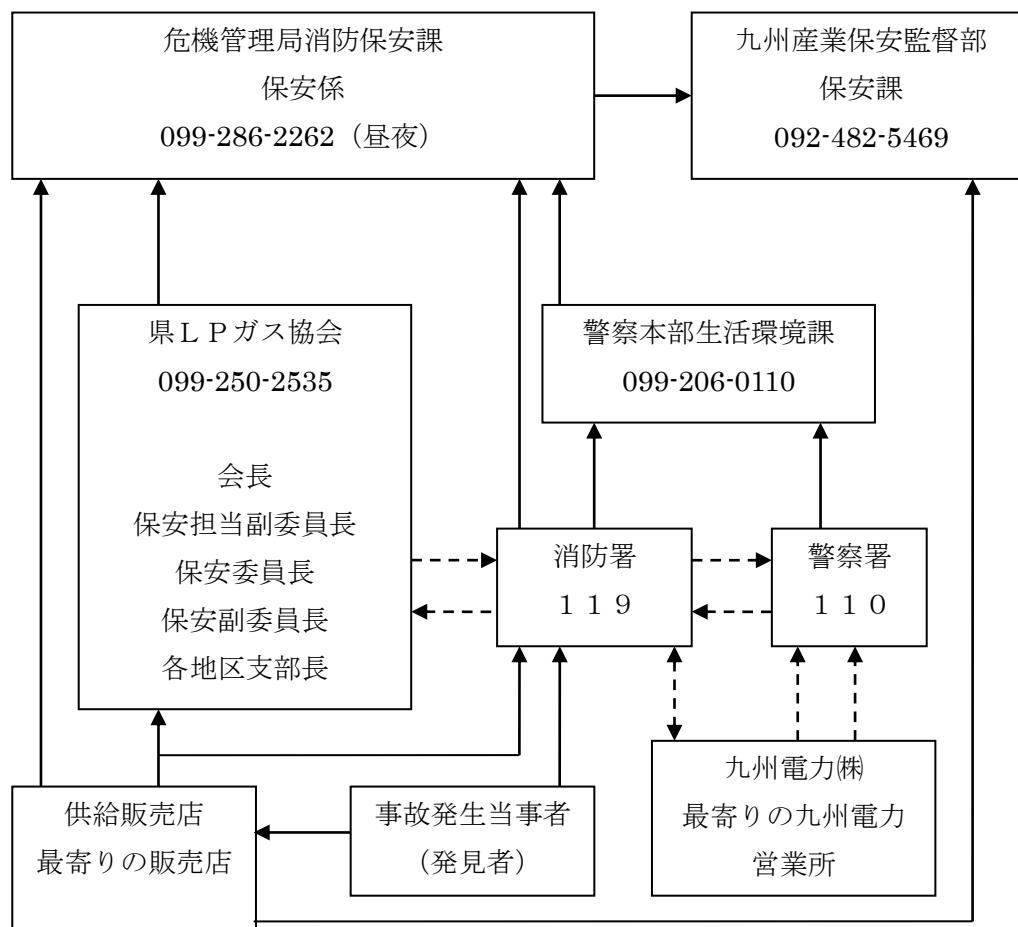
7 周知の方法

協会及び販売店は、消費者等に対し事故が発生したときの通報の方法を文書等により周知させておく。

8 安全管理

- (1) 供給販売店は、自己の安全管理に万全を講じなければならない。
- (2) 支部長は、応援のため出動する販売店に対し、安全管理に万全の注意を払うように指導しなければならない。

緊急連絡体制図



-----相互連絡

第3節 上水道施設の応急対策

【十 島 村：土木交通課】

風水害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、崖崩れ、橋梁の流出等に伴う配水管の損壊等が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度、及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 応急対策要員の確保

土木交通課は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

土木交通課は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、他の水道事業者から緊急に調達する。

3 応急措置

- (1) 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (2) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入した恐れがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (3) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく、給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急処理を行う。
- (4) 施設に汚水が侵入した場合は、汚水を排除した後、施設の洗浄、消毒及び浄水の水質検査を行い水質に異常がないことを確認した後、給水する。
- (5) 施設が破損し、一部の区域が給水不能となったときは、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。
- (6) 施設が破損し、全般的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに、他の市町村から給水をうけるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について、住民への周知を徹底する。

第4節 電気通信施設の応急対策

【関係機関：NTT西日本】

【十島村：土木交通課】

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 災害対策本部等の設置

- (1) 防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、必要があると認められるときは、NTT西日本鹿児島支店内に災害対策本部又はこれに準ずる組織(情報連絡室等)を臨時に設置する。
- (2) 災害対策本部及び情報連絡室等は、災害に際し被害状況、通信の疎通状況の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動、その他被害対策に関する業務を行う。

2 情報の収集及び連絡

災害が発生し、あるいは発生するおそれのあるときは災害対策本部は重要通信の確保及び被災した電気通信施設等を迅速に復旧するため、気象状況、災害状況、電気通信施設等の被害状況及び回線の事故・疎通状況、停電状況、その他必要な状況を収集するとともに、当社の情報連絡体制に基づき、県、村、警察等の防災関係機関との相互情報連絡に努める。

3 事前準備

災害災害の発生が想定されるときは、その状況により次の事項について準備に着手する。

- (1) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検。
- (2) 災害対策機器の点検と出動準備、非常配置並びに電源設備に対する必要な措置。
- (3) 復旧のために必要な資材等の準備。
- (4) 電気通信設備等に対する必要な防護措置。
- (5) その他、安全上必要な措置。

4 通信の非常疎通措置

災害が発生した場合、次により状況に応じた措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 臨時回線の設置、中継順路の変更等疎通確保の措置をとる他、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用、特設公衆電話の設置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、状況に応じて利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急電話は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の電話に優先して扱う。

- (4) 警察通信、消防通信、その他諸官庁が設置する通信網との連携を図る。

5 設備の応急復旧

被災した電気通信施設等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信施設等の復旧は、サービス回復を一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業所と連携し、早期復旧に努める。

6 応急復旧等に関する広報

電気通信施設が被災した場合、被災した電気通信施設の応急復旧状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてNTTホームページに掲載する等により、直接当該被災地に周知を行う。

第5節 道路等公共施設の応急対策

【関係機関：鹿児島県】

【十島村：土木交通課】

災害時には、道路・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等初動期の応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 道路・橋梁等の応急対策

(1) 災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、パトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。また、災害の程度によっては「大規模災害における対策に関する協定書」に基づき協力要請を行う。

(2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。また、災害の程度によっては「大規模災害における対策に関する協定書」に基づき協力要請を行う。

2 砂防・港湾・漁港等の応急対策

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設が、高潮等により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 港湾・漁港施設

高潮等により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(3) 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第4部 特殊災害

第1章 海上災害等対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者の発生又は油等の大量排出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策

【関係機関：鹿児島海上保安部・鹿児島中央警察署・十島村漁業協同組合・各関係機関】

【十島村：総務課・消防団】

第1 海上災害対策(排出油対策は除く)

1 災害情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

「第2部 第2章 第2節 通信・広報体制の整備計画」参照

2 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

3 防災資器材の整備

大規模な海難等の事故が発生した場合に、捜索、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施するため、防災資器材の整備に努める。

4 医療活動体制の整備

「第2部 第2章 第9節 医療体制の整備」参照

5 緊急輸送活動の整備

「第2部 第2章 第7節 交通確保体制の整備」参照

6 防災訓練の実施

海上保安部等国の機関、消防団及び警察等をはじめとする県及び村、その他の防災関係機関は、大規模な海難を想定のうえ相互に連携した訓練を実施するものとする。

第2 海上排出油等災害対策

1 災害情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

「第2部 第2章 第2節 通信・広報体制の整備計画」参照

2 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

3 防災資器材の整備

大量の流出に備え、資器材の整備に努める。

また、災害時に必要な資器材の把握、要請、輸送、管理等について関係機関で十分協議し、資器材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備する。

4 医療活動体制の整備

「第2部 第2章 第9節 医療体制の整備」参照

5 緊急輸送活動の整備

「第2部 第2章 第7節 交通確保体制の整備」参照

6 防災訓練の実施・連絡会議の設置

(1) 防災訓練

関係機関は、協力して、流出油災害を想定した訓練を行うものとする。

(2) 連絡会議の設置

関係機関は、本計画の円滑な推進を図るため、原則として毎年1回連絡会議を開催する。

なお、防災資器材及び沿岸施設等の現況を相互に確認するとともに、災害の予防対策についても協議するものとする。

第2節 応急対策

【関係機関：鹿児島県・鹿児島海上保安部・鹿児島中央警察署・十島村漁業協同組合・各関係機関】

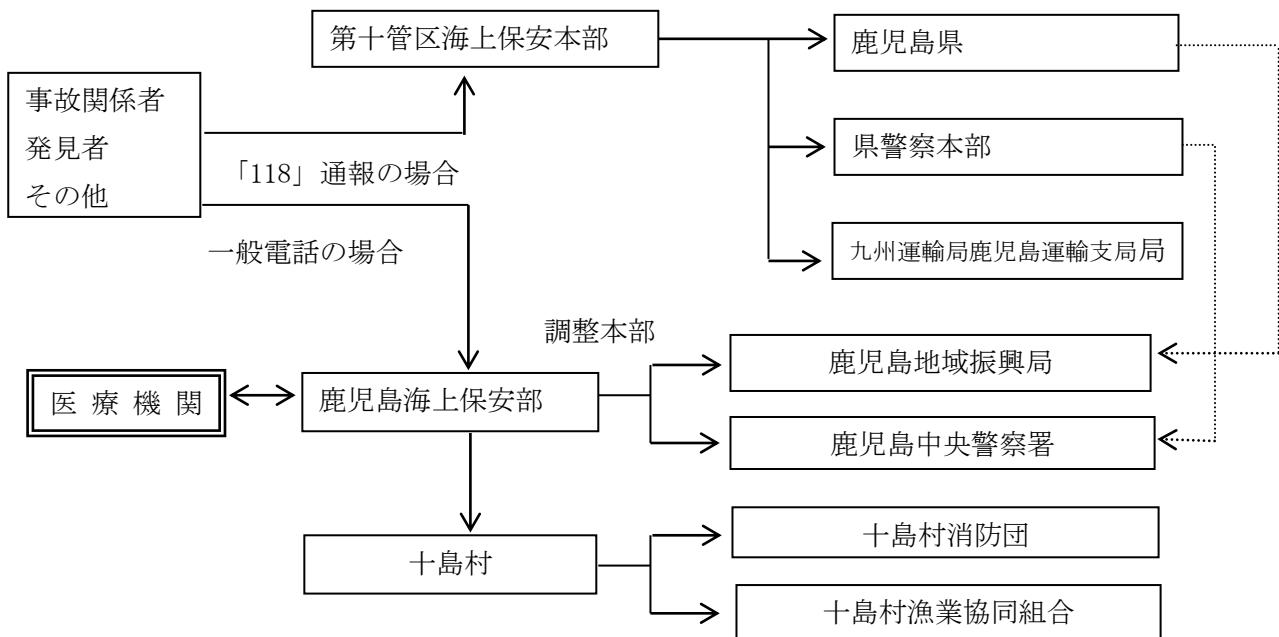
【十島村：住民課・総務課・消防団】

第1 海上災害対策(排出油対策は除く)

1 海上災害応急対策連絡調整本部の設置

- (1) 鹿児島海上保安部に海上災害応急対策連絡調整本部(以下「調整本部」という。)を設置する。
- (2) 調整本部が設置された場合、関係機関の長は、調整本部に防災責任者を派遣し、相互の連絡を密にして対策の調整を図るものとし、その連絡体制は次のとおりとする。

発災現場



2 実施事項

各関係機関の実施事項は、以下のとおりである。

関係機関	実 施 事 項
鹿児島海上保安部	(1) 巡視船艇・航空機の出動及び救助活動 (2) 緊急輸送 (3) 情報の収集 (4) 海上交通安全の確保 (5) 通信の確保 (6) 治安の確保 (7) 広報
警察	(1) 警備艇等を使用した海上災害応急対策の実施 (2) 調整本部における調整事項の実施 (3) 他の災害応急対策
消防団	(1) 負傷者等の搬送体制の実施 (2) 調整本部における調整事項の実施 (3) 他の災害応急対策
鹿児島県及び十島村	(1) 海上災害応急対策の実施(被災者の救助、医療、輸送、感染症予防及び保護等) (2) 調整本部における調整事項の実施 (3) 他の災害応急対策
その他の関係機関・団体	(1) 海上災害応急対策の実施 (2) 調整本部における調整事項の実施 (3) 他の災害応急対策

3 被害情報等の連絡

(1) 関係事業者等

海上災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合、船舶乗務員及び関係事業者等

は、事故発生の状況、被害状況等を速やかに鹿児島海上保安部に連絡する。

(2) 海上保安部

ア 海上災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合、海上保安部は県、村、警察等防災関係機関に連絡する。

イ 海上保安部は、必要に応じ巡視船艇、航空機等による目視、写真撮影等による情報収集を行い、被害規模の把握を行うものとする。

ウ 海上保安部は、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を防災関係機関に連絡する。

(3) 県

ア 県は、海上保安部から受けた情報を村、防災関係機関へ連絡する。

イ 県は、村等から人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を直ちに消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

また、警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

(4) 村

村は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

4 捜索・救助救急活動

- (1) 船舶の事故が発生したときは、海上保安部、警察等は、船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施するものとする。
- (2) 事故関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。
- (3) 捜索にあたり、風や波高、天気などの気象データの提供を鹿児島地方気象台に依頼する。

5 消火活動

海上保安部等による消火活動(船舶火災)

- (1) 海上保安部は、船舶の火災を認知した場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。
- (2) 関係事業者、防災組織等は、速やかに火災の発生状況を把握のうえ関係先に速報するとともに、迅速に消火活動を行うものとする
- (3) 海上保安部は、速やかに火災発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

第2 海上排出油等災害対策

1 海上排出油等応急対策連絡調整本部の設置

- (1) 鹿児島海上保安部に海上排出油等応急対策連絡調整本部(以下「調整本部」という。)を設置する。
- (2) 調整本部が設置された場合、関係機関の長は、調整本部に防災責任者を派遣し、相互の連絡を密にして対策の調整を図るものとし、その連絡体制「第1 海上災害対策(排出油対策は除く)1 海上災害応急対策連絡調整本部の設置(2)」記載の体制に準ずる。

2 実施事項

各関係機関の実施事項は、以下のとおりである。

関 係 機 閣	実 施 事 項
鹿児島海上保安部	(1) 油等汚染状況の調査・確認 (2) 油等汚染発生の情報の通報 (3) 油等防除措置義務者に対する措置 (4) 緊急的油等防除措置 (5) 関係行政機関等に対する油等防除措置の要請 (6) 海上交通安全の確保及び危険防止措置
鹿児島県	(1) 隣接自治体等に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (2) 回収油の処分の連絡調整 (3) 漂着油の回収状況の把握 (4) 漁業被害等の取りまとめ (5) 応急対策物資のあっせん、調達・輸送の協力 (6) 応援要請、その他の応急措置 (7) その他海上保安部の行う応急対策への協力
鹿児島中央警察署	「第3部第1章第8節 災害警備体制」によるほか、次の事項 (1) 警備艇による油等の流出海面のパトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒取締り (2) 危険防止又は民心安定のための広報活動
十島村	(1) 漂着油等の状況把握 (2) 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報 (3) ハイ火気使用の制限、危険防止のための措置 (4) 沿岸及び地先海面の警戒 (5) 沿岸住民に対する避難の勧告又は指示 (6) ふ頭又は岸壁にけい留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止 (7) 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止 (8) 漂着油等の除去措置 (9) 回収した油等の処分 (10) 海上保安部等関係機関からの要請に対する排出油等防除資器材等の協力 (11) その他海上保安部の行う応急対策への協力
事故関係企業	自主かつ積極的な、 (1) 遭難船舶乗組員の人命救助 (2) 遭難船舶の破損箇所の修理、積荷油等の他の油槽又は船舶への移し替え、流出防止作業、消火作業及び安全海域への移動等 (3) オイルフェンスの展張等による拡散防止、流出油の回収及び油処理剤の散布による油の処理 (4) 防災資器材の調達及び輸送
関係漁協、 その他の関係 機関、団体	関連情報の収集・共有に努め、自ら防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は、海上保安部署、その他関係機関の応急対策に協力するものとする。

3 被害情報等の連絡

(1) 関係事業者

海上排出油等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、関係事業者等は、事故発生の状況、被害状況等を速やかに海上保安部に連絡する。

(2) 海上保安本部

ア 海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、海上保安本部等は、県、村、消防団、警察等防災関係機関に連絡する。

イ 鹿児島海上保安部は、必要に応じ巡視船艇、航空機等による目視、写真撮影等による情報収集を行い、被害の状況等を把握のうえ、その状況、活動体制、応急対策の活動状況を防災関係機関に連絡する。

(3) 県

ア 県は、海上保安本部等から受けた情報を村、防災関係機関へ連絡する。

イ 県は、村から人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を直ちに消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

また、警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

(4) 村

村は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

4 一般船舶・沿岸住民等への周知

(1) 一般船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し、又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、一般船舶に対し巡視船艇（航空機及び警察艇を含む）の拡声器による放送、無線通信及び船舶電話等の手段により周知に努めるものとする。

(2) 沿岸住民等への周知

防災関係機関は、災害が発生し、沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、防災行政無線、広報車等の手段により周知に努めるものとする。

5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

「第3部 第2章 第9節 緊急輸送」参照

6 応急対策資器材の状況

各機関・事業所別資器材保有状況

別紙

第2章 道路事故対策

道路建造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策

【関係機関：九州地方整備局・鹿児島県・鹿児島中央警察署・各関係機関】

【十島村：土木交通課・消防団】

第1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、国、県、村等の各道路管理者は、既存道路施設等の安全化を基本に、以下の防災、耐震対策等に努める。

1 所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を促進する。

2 所管道路の橋梁における耐震対策工事

所管道路における橋梁の機能を確保するため、各管理者においては、橋梁定期点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置等の対策工事を実施する。

第2 緊急輸送道路ネットワークの形成

風水害等の災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、道路管理者においては、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパスの整備等、防災対策を推進する。

第3 道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

第4 情報の収集・連絡手段の整備等

- 1 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- 2 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

「第2部 第2章 第2節 通信・広報体制の整備計画」参照

第5 防災組織の整備

- 1 応急活動実施体制の整備
- 2 防災組織相互の連携体制の整備

「第2部 第2章 第1節 防災組織の整備」参照

第6 防災訓練の実施

- 1 事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- 2 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 応急対策

【関係機関：九州地方整備局・鹿児島県・鹿児島中央警察署・各関係機関】

【十島村：土木交通課・消防団】

第1 活動体制

- 1 事故災害復旧対策本部等の設置

また、村内において大規模な道路事故等により、重大な災害が発生した場合は、村は災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。

- 2 通信連絡体制

各道路管理者は、事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を整えるとともに、消防団、警察関係機関との連絡を密にする。

- 3 被害情報等の報告

- (1) 道路管理者

大規模な道路災害が発生した場合、速やかに県、消防団及び警察に事故の状況、被害の状況等を連絡するものとする。

- (2) 県

ア 県は、道路管理者等から受けた情報を村、防災関係機関へ連絡する。

イ 県は、村から人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を直ちに消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

また、警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

- (3) 村

村は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

第2 発生時の初動体制

- 1 救助・救急

道路管理者は、事故が発生した場合は、人命の救助・救急を最優先とし、消防団、警察等関係機関との連携を密にし、人命の救助・救急活動を行うものとする。

2 交通規制

道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うために、必要に応じて交通規制を行う。また、道路管理者は、道路の交通規制の措置を講じた場合には、関係機関や道路交通情報センターに連絡し、一般住民等への情報提供を行うとともに、迂回路等の案内表示を行い交通障害の解消に努める。

「第3部 第2章 第8節 交通確保・規制」参照

第3 広域的な応援体制

「第3部 第1章 第4節 広域応援体制」参照

第4 避難誘導

道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、消防団、警察等関係機関との連携を密にし、歩行者、運転者等の避難誘導を行う。

第5 被災関係者等へ迅速な情報の提供等

道路管理者は、被災者の家族等に対して事故災害及び救出作業に係る情報を可能な限り提供する。

第6 復旧活動

道路管理者は、事故が発生した場合は、輸送の確保を行うため速やかに復旧活動を行うものとする。

第3章 危険物等災害対策

石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、電気、毒物劇物の漏えい、流出、火災、爆発、飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策

【関係機関：消防団・各危険物施設管理者】

第1 危険物等災害の防止

1 危険物施設の状況

本村の危険物施設は以下のとおりとなっている。

台帳番号	島名	施設の区分	危険物の類			最大数量	指定数量の倍数	設置場所	備考
			類別	品名	物品名				
⑩	口之島	移送取扱所	4	3	重油	4	2	口之島西之浜 3-6～西之浜 漁港敷地内	
26	口之島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	30	15	口之島西之浜 3-6	九州電力(株) 口之島発電所
27	口之島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	30	15	口之島西之浜 3-6	九州電力(株) 口之島発電所
40	口之島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	20	10	口之島西之浜 4-12	九州電力(株) 口之島発電所
31	口之島	地下タンク貯蔵所	4	2	軽油	12	12	口之島	口之島電源舎
33	口之島	地下タンク貯蔵所	4	2	軽油	60	60	口之島牧内 191-3	口之島無線中 継所
41	口之島	給油取扱所（船舶）	4	3	重油	6	3	口之島西之浜 1	口之島漁船燃 料給油施設
6	中之島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	20	10	中之島ケブシ 79-1	九州電力(株) 中之島発電所
16	中之島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	25	12.5	中之島ケブシ 79-1	九州電力(株) 中之島発電所
17	中之島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	25	12.5	中之島ケブシ 79-1	九州電力(株) 中之島発電所
18	中之島	移送取扱所	4	3	重油	3	1.5	中之島ケブシ 791-1～中之 島港防波堤	
3	中之島	地下タンク貯蔵所	4	2	軽油	4	4	中之島落し	NTT 中之島無線 中継所
20	諏訪之瀬島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	5	2.5	諏訪之瀬島幣 崎原 105-2	九州電力(株) 諏訪之瀬島発 電所
37	諏訪之瀬島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	10	5	諏訪之瀬島幣 崎原 105-2	九州電力(株) 諏訪之瀬島発 電所
19	平島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	5	2.5	平島大田 295-3	九州電力(株) 平島発電所

台帳番号	島名	施設の区分	危険物の類			最大数量	指定数量の倍数	設置場所	備考
			類別	品名	物品名				
35	平島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	20	10	平島大田 295-3	九州電力(株) 平島発電所
8	悪石島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	5	2.5	悪石島浜道 108-15	九州電力(株) 悪石島発電所
38	悪石島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	10	5	悪石島浜道 108-15	九州電力(株) 悪石島発電所
2	悪石島	地下タンク貯蔵所	4	2	軽油	60	60	悪石島安浦	NTT 悪石島無線 中継所
21	小宝島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	5	2.5	小宝島城之前 106-25	九州電力(株) 小宝島発電所
39	小宝島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	10	5	小宝島城之前 106-25	九州電力(株) 小宝島発電所
5	宝島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	20	10	宝島字サルカ キ 1603-2	九州電力(株) 宝島発電所
11	宝島	移送取扱所	4	3	重油	3	1.5	宝島坂元 151-2～宝島 前籠港敷地内	
13	宝島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	25	12.5	宝島坂元 151-2	九州電力(株) 宝島発電所
14	宝島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	25	12.5	宝島坂元 151-2	九州電力(株) 宝島発電所
32	宝島	地下タンク貯蔵所	4	2	軽油	12	12	宝島サルカキ 1606-2	宝島無線中継 所
34	宝島	地下タンク貯蔵所	4	2	軽油	60	60	宝島ウキン 2074-2	宝島電源舎

2 危険物の災害防止

(1) 危険物災害の防止対策の実施状況

ア 危険物施設等の保安監督・指導

県及び村は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、危険物保安監督者等の適正な配置及び従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

イ 危険物取扱者への保安教育の徹底

県は、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所において、取扱作業に従事する危険物取扱者に対して、消防法に基づき取扱作業の保安に関する講習を実施する。

(2) 危険物災害の防止対策の実施方策

危険物による災害防止のため、知事又は村長は、消防法に基づき、次の予防措置を講ずるものとする。

ア 立入検査等の実施

(ア) 危険物施設の施工中又は完成時に検査を実施する。

(イ) 危険物施設の定期的な検査を実施する。

(ウ) 危険物の移送、運搬中の事故防止を図るため、タンクローリー(移動タンク貯蔵所)等の路上検査を実施する。

イ 定期的自主検査の指導

危険物施設の所有者、管理者または占有者に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。

ウ 危険物取扱者への保安教育等の実施

危険物施設に従事している危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施する。

エ 事業所における保安教育等の実施

ウによる講習のほか、事業所が自ら予防規定を策定し、従業員に対する保安教育や、災害時の措置等を徹底させるよう指導する。

オ 消費者保安対策

セルフ式給油取扱所等、消費者が直接危険物を取り扱う場合の保安対策として、その取扱方法、注意事項等の周知徹底を図る。

第2 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・連絡手段の整備等

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行なうための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

「第2部 第2章 第2節 通信・広報体制の整備計画」参照

2 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

「第2部 第2章 第1節 防災組織の整備」参照

3 救助・救急、医療及び消火活動の整備

- (1) 救助・救急活動の整備

「第2部 第2章 第6節 救助・救急体制の整備」参照

- (2) 医療活動の整備

「第2部 第2章 第9節 医療体制の整備」参照

- (3) 消火活動の整備

「第2部 第2章 第4節 消防体制の整備」参照

4 緊急輸送活動の整備

「第2部 第2章 第7節 交通確保体制の整備」参照

5 避難活動の整備

「第2部 第2章 第5節 避難体制の整備」参照

6 防災訓練の実施

- (1) 事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 応急対策

【関係機関：鹿児島県・鹿児島中央警察署・各危険物施設管理者】

【十島村：総務課・消防団】

第1 危険物等の対策

危険物等取扱機関の管理者等は関係法令により定められた災害予防規定及び従事者に対する保安教育計画等によるほか、次により災害時における保安対策を実施する。

1 石油の保安対策

危険施設等の管理者の措置は、危険物施設の種類及び取扱い貯蔵する危険物の種類及び災害の種類規模等によって異なるが、概ね次の区分に応じて措置する。

- (1) 災害が発生するおそれのある場合の措置
 - ア 情報及び警報等を確実に把握する。
 - イ 消防施設(ここでいう消防施設とは、各種災害に対処できる全ての設備をいう。)の点検整備をする。
 - ウ 施設内の警戒を厳重にする。
 - エ 危険物の集荷の中止、移動搬出の準備、浮上、流出、転倒の防止及び防油堤の措置をとる。
- (2) 災害発生の場合の措置
 - ア 消防団及びその他の関係機関への通報。
 - イ 消防設備((1)のイ)を使用し災害の防除に努める。
 - ウ 危険物施設等における詰替、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に努める。
 - エ 消防団及びその他関係機関を迅速に誘導し、災害の防除に努める。
 - オ 災害の拡大に伴って、付近の状況等により、避難等の処理をなし、被害を最小限度に押さえるように努める。
 - カ 災害の拡大や危険物等により、住民の避難を要するような場合には、風向・風速等の気象データを鹿児島地方気象台に依頼する。

2 高圧ガスの保安対策

施設の管理者は、現場の消防団・警察等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 災害事故の急報及び現場措置
 - ア 通報

事故の当事者又は発見者等は、事故の大小にかかわらず、事故発生を消防団、警察に連絡する。連絡を受けた消防団、警察は、事故現場に出動するとともに、関係先に連絡する。

イ 現場緊急措置

それぞれのガスの性質に応じた措置を行うとともに、必要に応じて次の対策を行う。

- (ア) 初期消火、漏洩閉止等の作業
- (イ) 付近住民への通報
- (ウ) 二次災害防止措置(火気の使用停止、ガス容器の撤去、退避、交通制限等)
- (エ) その他必要な措置(消火、除害、医療、救護)

ウ 防災事業所

通報及び出動要請を受けた場合は直ちに現場へ出動し、消防団、警察等の防災活動に対し協力助言を行う。

(2) 通報の内容

通報するときの内容は次のとおりである。

- ア 事故発生の場所・日時
- イ 現場(通報時の実情と、とっている措置)
- ウ 被害の状況
- エ 原因となったガス名
- オ 応援の要請、その他必要事項

3 火薬類の保安対策

施設の管理者は、現場の消防団、警察等と連絡を密にし、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- (3) 搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓等を目塗土等で完全に密閉し、本部には注水等の防火措置を講じ、かつ、必要に応じて住民に避難するよう警告する。

4 電気の保安対策

台風、火災、その他の非常災害時には支持物の倒壊、電線の断線等の事態が発生するおそれがあるので次のような措置を行い危険箇所の早期発見に努める。

- (1) 災害発生時は直ちに電気工作物の非常巡視を行い、危険箇所の早期発見に努める。
- (2) 危険箇所を発見した場合には、直ちに送電を中止するよう電気設備の施設関係者に連絡し、公衆に対する危険の標示、接近防止の措置を行う。
- (3) 出火のあった場合は、直ちに現場に急行し、現場の警察、消防関係者と緊密に連絡し、近傍電気工作物の監視を行うとともに、必要に応じ電気設備の施設者に対する送電の停止又は電気工作物の撤去等危険防止の措置を速やかに行うよう警告する。

第2 活動体制の確立

「第3部 第1章 第1節 応急活動体制の確立」参照

第3 広域的な応援体制の整備

「第3部 第1章 第4節 広域応援体制」参照

第4 被害情報の報告

1 事業者

大規模な危険物等災害が発生した場合、事業者は、被害の状況、応急対策の活動体制等を速やかに県、消防団、警察及び防災関係機関に連絡するものとする。

2 県

県は、事業者等から受けた情報を村、関係機関等へ連絡する。

3 村

村は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

第5 救助・救急、医療及び消火活動の整備

1 救助・救急活動の整備

「第3部 第2章 第7節 救助・救急」参照

2 医療活動の整備

「第3部 第2章 第10節 緊急医療」参照

3 消火活動の整備

「第3部 第2章 第5節 消防活動」参照

第6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

「第3部 第2章 第9節 緊急輸送」参照

第7 避難収容活動

1 避難誘導の実施

「第3部 第2章 第6節 避難の勧告・指示、誘導」参照

2 避難場所

「第3部 第3章 第1節 避難所の運営」参照

3 要配慮者への配慮

「第3部 第2章 第11節 要配慮者への緊急支援」参照

第8 被災者等への的確な情報伝達活動

「第3部 第2章 第3節 広報」参照

第4章 林野火災対策

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策

【関係機関：鹿児島県・鹿児島森林管理署・各関係機関】

【十島村：土木交通課・消防団】

第1 広報活動の充実

国、県、村及び消防団は、森林保有者、林業労働者、付近住民及び森林レクリエーション等の森林使用者等を対象に広報活動を実施することとし、立看板・防火標識の設置や広報紙による広報等有効な手段を通じて、林野火災予防思想の普及、啓発に努める。

第2 予防体制の強化

- 1 国は、国有林野における事業及び一般入山者による出火の防止のため監視を強化する。
- 2 県は、森林保全巡回指導員を配し、巡回及び監視を行い、村・消防団等と常に連携を火災予防に努める。
- 3 村は、乾燥・強風等の気象状況に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適切に行うものとする。また、気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、地区住民及び入山者に対し火災に関する警報の発令及び周知等必要な措置を講じる。
- 4 森林保有者、地域の林業関係団体は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

第3 防災組織の育成

村等防災関係機関は、森林所有者による自主的な予防活動の組織を育成強化するものとする。

第4 予防施設、防災資器材の整備

- 1 国は、国有林に係る防火帯及び林道の整備保全等を行う。
- 2 県は、大規模な林野火災に対処するため、空中消火用資器材を整備するものとする。
- 3 村は、林野火災用消防水利及び消防施設の整備に努めるものとする。

第5 情報の収集・連絡手段の整備等

- 1 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- 2 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

「第2部 第2章 第2節 通信・広報体制の整備計画」参照

第6 防災組織の整備

- 1 応急活動実施体制の整備
- 2 防災組織相互の連携体制の整備
- 3 広域応援体制の整備

「第2部 第2章 第1節 防災組織の整備」参照

第7 緊急輸送活動の整備

「第2部 第2章 第7節 交通確保体制の整備」参照

第8 避難活動の整備

「第2部 第2章 第5節 避難体制の整備」参照

第9 防災訓練の実施

- 1 事故発生時、機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- 2 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 応急対策

【関係機関：鹿児島海上保安部・鹿児島県・鹿児島森林管理署・鹿児島中央警察署・鹿児島県医師会・各関係機関】

【十島村：土木交通課・消防団】

林野火災が発生した場合、迅速かつ的確に被災者の救助や火災拡大防止措置を講ずる必要がある。

関係機関は、連携を密にして、組織的に対処し、住家被害及び森林資源の消失等の軽減を図る。

第1 活動体制

1 現場指揮本部等の設置

火災通報を受けた村等は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防ぎよに当たるとともに、状況把握を的確に行い、他市町村等への応援出動要請の準備を行う。

また、県は、県内において大規模な林野火災により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。

2 空中消火体制

県は、消防団による消火が困難と判断するときは、消防・防災ヘリコプター等による空中消火体制をとる。

3 通信連絡体制

村は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、速やかに、県、関係機関等に通報する。

鹿児島森林管理署、県及び村等は相互に情報交換等を行う。

4 災害情報の収集・連絡体制の整備

「第3部 第2章 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達」参照

第2 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、おおむね次のとおりである。

関 係 機 閣	実 施 事 項
鹿児島森林管理署	(1) 国有林に係る火災対策の総括的な業務 (2) 国有林に係る火災の関係機関への情報伝達 (3) 国有林に係る火災の関係機関への協力要請 (4) 国有林内への立入り制限、火の使用制限等 (5) 国有林に係る火災関係情報の広報
消防団	(1) 火災対策の総括的な業務 (2) 救難及び捜索、消火・延焼防止作業 (3) 関係機関への情報伝達 (4) 関係機関への協力要請 (5) 立入り制限、火の使用制限等 (6) 火災関係情報の広報 (7) 避難所の設置及び運営 (8) 広域応援
鹿児島海上保安部	(1) 被害規模に関する総括的な情報等の連絡 (2) 救護班の緊急輸送
陸上自衛隊第12普通科連隊	(1) 災害状況等情報の収集、通報 (2) 救難及び捜索、消火・延焼防止作業 (3) 防災資器材の輸送 (4) 付近住民の避難に必要な支援
海上自衛隊第1航空群	(1) 災害状況等情報の収集、通報 (2) 避難及び捜索、消火・延焼防止作業 (3) 防災資器材の輸送
鹿児島県	(1) 関係市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (2) 消防・防災ヘリコプターによる空中消火、避難誘導等 (3) 応援要請 (4) 被害状況の取りまとめ
鹿児島中央警察署	(1) 警備活動 (2) 災害状況等情報の収集 (3) 救出救助活動 (4) 避難誘導等
鹿児島県医師会	負傷者の収容及び手当

第3 広域的な応援体制の整備

「第3部 第1章 第4節 広域応援体制」参照

第4 救助・救急、医療及び消火活動の整備

1 救助・救急活動の整備

「第3部 第2章 第7節 救助・救急」参照

2 医療活動の整備

「第3部 第2章 第10節 緊急医療」参照

3 消火活動の整備

「第3部 第2章 第5節 消防活動」参照

第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の整備

「第3部 第2章 第9節 緊急輸送」参照

第6 避難収容活動の整備

1 避難誘導の実施

「第3部 第2章 第6節 避難の勧告・指示、誘導」参照

2 避難場所

「第3部 第3章 第1節 避難所の運営」参照

3 要配慮者への配慮

「第3部 第2章 第11節 要配慮者への緊急支援」参照

第7 被災者等への的確な情報伝達活動の整備

「第3部 第2章 第3節 広報」参照

第8 施設設備の応急復旧及び二次災害の防止活動

1 県、村及び関係機関は、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

2 国、県及び村は、林野火災により荒廃した地域の下流域において、降雨等による土砂災害など二次災害の危険性について点検を実施するとともに、緊急性の高い箇所については、応急対策を行う。

第5部 災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、本章では、公共土木施設等の災害復旧にかかる対策を定める。

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

【十島村：住民課・土木交通課・教育総務課・総務課】

第1 災害復旧事業等の推進

1 災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、十島村がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努めるものとする。

2 災害復旧事業等の実施要領

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、県への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分なる協議をなし、その指示に基づき周到な計画をたてる。また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 復旧災害にあたっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮にいれて、極力改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、現年度内に完了するよう施工の促進を図る。
- (6) 査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により各課所管の村単防災事業で実施する。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため、工事が円滑に実施できること等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
- (8) 災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- (9) 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

3 事業計画の種別

被災した各施設は、十島村がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を検討し、その被害程度に応じた適切な災害復旧事業計画をたて、被災施設の原形復旧にあわせて、再度

災害の発生を防止するため、施設の新設又は改良を行うとともに、早期復旧を図る。

公共施設等災害復旧事業の対象として、次の事業を実施する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 農林水産施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 上水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

関係するこれらの事業計画に積極的に協力する。

計画の実施にあたっては、復旧事業を迅速に行うため事業計画を速やかに作成するとともに、実施に必要な職員の配備、応援、派遣等、活動体制について必要な措置をとる。

第2節 激甚災害の指定

【関係機関：鹿児島県】

【十島村：総務課・住民課・土木交通課・教育総務課】

第1 激甚災害に関する調査

1 村の協力

村長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

2 県

- (1) 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は村の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせるものとする。
- (2) 関係部局は、激甚法に定められた事業を実施する。

第2 特別財政援助額の交付手続等

村の手続き

村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

被災した住民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、本章では、被災者の支援に係る対策を定める。

第1節 被災者の生活確保

【関係機関：日本郵便株式会社・十島村】

第1 災害相談

大規模災害の発生等により、被災した住民からの問い合わせや相談等に対応するため、「災害相談窓口」を開設する。災害相談窓口においては、問い合わせや相談等の情報を基に、住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努める。また、災害の規模によっては、総合的な災害相談窓口を総務対策部人事班が設置し、村災対本部の各部により編成し、行方不明者の捜索、り災証明の発行、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の相談、医療相談、生活相談等を受け付ける。

第2 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって死亡(行方不明を含む。以下の項においては同じ。)した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

また、自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に重度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

区分	支給の内容等
根拠法・条例	災害弔慰金の支給等に関する法律 十島村災害弔慰金の支給等に関する条例
対象災害	(1)村の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5ある災害 (2)県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害(県内すべての市町村が対象となる。) (3)県内において、災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害 (県内すべての市町村が対象となる。) (4)救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害(県内すべての市町村が対象となる。)
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡当時遺族の生計を主として維持していた場合500万円 その他の場合250万円
支給対象	対象災害により法別表に掲げる程度の障害を受けた者に対して支給する。

区分	支給の内容等
(障害見舞金)	
障害見舞金	当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時、生計を主として維持していた場合 250万円 その他の場合 125万円

2 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づいて、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とし支援金を支給する。

(平成 21 年 7 月 1 日現在)

区分	支 給 の 内 容 等					
実施主体	県(被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館を指定)に支給事務を委託)					
対象災害	(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害 (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した 市町村(人口10万人未満)の区域に係る自然災害 (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満)の区域に係る自然災害 (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、 5世帯以上の住宅全壊が発生した市町村(人口10万人未満) 2世帯以上の住宅全壊が発生した市町村(人口5万人未満)					
対象世帯	(1) 居住する住宅が全壊した世帯 (2) 居住する住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯 (大規模半壊世帯)					
支 給 額	支給額は以下の2つの支援金の合計額となる (※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) (1)住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の</td> <td>全壊</td> <td>解体</td> <td>長期避難</td> <td>大規模半壊</td> </tr> </table>	住宅の	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
住宅の	全壊	解体	長期避難	大規模半壊		

区分	支 給 の 内 容 等				
	被害程度	対象世帯の(1)	対象世帯の(2)	対象世帯の(3)	対象世帯の(4)
	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
(2)住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)					
	住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)	
	支給額	200万円	100万円	50万円	
<p>※ 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、 合計で200(又は100)万円</p>					
申 請 先	県(市町村経由)				

3 被災者生活支援金の支給

被災者生活再建支援法が適用されるなどの大規模な災害において、床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者に対して、生活再建を支援するため、被災者生活支援金を市町村を通じて支給する。

対象市町村	(1) 被災者生活再建支援法が適用された市町村 (2) 上記と同一の災害で被害を受けた市町村
対象世帯等	(1) 全壊、半壊若しくは床上浸水の住宅被害を受けた世帯 (2) 商工業を行う拠点である店舗、事務所、工場などが全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた小規模事業者 ただし、(1)の支給対象者は除く (3) (1)、(2)に係わらず、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象となる世帯は除く。 (4) (1)、(2)のうち、被災日の前年の1月1日から被災日までの間に県内において被災者生活再建支援法が適用された災害において全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた者
支給限度額	上記(1)、(2)については1世帯(1事業者)当たり20万円 上記(4)については1世帯(1事業者)当たり30万円

4 県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡(行方不明を含む以下この項において同じ。)した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

区分	支給の内容等
対象災害	一の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が5以上である災害と原因を同じくして発生した災害及びその他知事が特に指定した災害(災害弔慰金の支給等に関する法律の規定による災害弔慰金の支給の対象となる災害を除く。)
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死者1人当たり100万円とする。

5 県単住家災害見舞金

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流出又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

区分	支給の内容等
対象災害	(1) 災害救助法による救助が行われた災害 (2) 一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上である災害((1)災害に該当するものを除く。) (3) (1)、(2)に掲げる災害と原因を同じくして発生した災害 (4) その他知事が特に指定した災害
支給対象	現に居住している住家が対象災害により全壊、流出又は埋没した世帯の世帯主に対して支給する。
見舞金の額	1世帯当たり10万円とする。

第3 租税の徴収猶予減免等

1 村税の減免の措置(総務課)

被災者に対する村税の減免・申告、申請等の書類の提出に関する期限の延長・徴収猶予は村条例等の規定に基づき実施する。

2 被災者に対する住民票等各種証明等の手数料免除(住民課)

被災者の負担軽減を図るため、被災世帯に対し、当該年度において住民票等各種証明の手数料を免除するものとする(災害により印鑑登録証を亡失した場合の印鑑登録手数料を含む)。

3 国民健康保険税及び一部負担金の減免(住民課)

被災者に対する国民健康保険及び一部負担金の減免については、村条例等の規定に基づき実施する。

4 国民年金保険料の免除(住民課)

被災者に対する国民年金保険料の免除については、国民年金保険法施行規則に基づき実施する。

第4 生活安定策

1 職業の斡旋

被災者の職業斡旋措置について県に対して要請するとともに、公共職業安定所に対して被災者への職業の紹介斡旋等を依頼する。公共職業安定所は、被災者の技能、経験、健康、その他の状況を勘案して希望する求職条件により職業相談、求人開拓等に基づき職業を斡旋する。

第5 災害時における日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施するものとする。

第2節 被災者への融資措置

【関係機関：十島村社会福祉協議会・各関係機関】

【十島村：住民課・地域振興課】

第1 民生関係の融資

1 生活福祉資金(福祉費(災害援護経費))

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更正のために必要な資金の融資を行うものである。

平成23年12月1日現在

区分	支給の内容等
貸付対象	災害により被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる。 (1)資金の貸付けとあわせて必要な援助及び指導を受けることにより独立自活できると認められる世帯であること。 (2)独立自活に必要な資金の融通を他から借り受けすることが困難であると認められる低所得世帯であること。
融資の手続及び方法	借入申込人は、その居住地区を担当する民生委員を通じ市町村社会福祉協議会へ提出する。市町村社会福祉協議会は、意見書を添付して県社会福祉協議会へ提出し、県社会福祉協議会で貸付を決定のうえ、市町村社会福祉協議会長あて通知するとともに、貸付金を借入申込人に送金する。
貸付額	150万円以内。
償還期間	据置期間(6ヶ月以内は無利子)経過後7年以内に償還を完了するものとする。
利率	年1.5%(保証人がある場合は無利子)

2 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき、自然災害により災害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

平成21年7月1日現在

区分	支給の内容等
実施主体	市町村が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害(県内すべての市町村が対象となる。)
貸付金原資の負担割合	国2／3、県1／3
貸付申込受付	被災日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日まで
区分	支給の内容等
貸付対象世帯	(1) 同一の世帯に属するものが1人の場合は、その所得の合計額が、 220万円以下の世帯 (2) 同一の世帯に属するものが2人の場合は、その所得の合計額が、 430万円以下の世帯 (3) 同一の世帯に属するものが3人の場合は、その所得の合計額が、 620万円以下の世帯 (4) 同一の世帯に属するものが4人の場合は、その所得の合計額が、 730万円以下の世帯 (5) 同一の世帯に属するものが5人以上の場合は、その所得の合計額が、730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額以下の世帯 (6) 住居が滅失又は流失した場合は、その所得の合計額が 1,270万円以下の世帯

別表 貸付対象等

貸付区分	貸付限度額 (円)	利率 %	償還 期限	据置 期間	償還 方法	担保
1世帯主が負傷した場合(約1ヶ月以上かかること)	(ア) 家財・住居ともに損害がない場合	1,500,000	3.0 %	10年以内	3年(特認5年)	半年賦又は年賦
	(イ) 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	2,500,000				
	(ウ) 住居が半壊した場合(特別の事情がある場合)	2,700,000 (3,500,000)				
	(エ) 住居が全壊した場合	3,500,000				
2世帯主が負傷しなかった場合(療養期間が1ヶ月からなる)	(ア) 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	1,500,000				
	(イ) 住居が半壊した場合(特別の事情がある場合)	1,700,000 (2,500,000)				
	(ウ) 住居が全壊した場合(エの場合を除く)(特別の事情がある場合)	2,500,000 (3,500,000)				

貸付区分	貸付限度額 (円)	利率	償還 期限	据置 期間	償還 方法	担保
い場合も含む)	(エ) 住居全体が滅失し、又は流失した場合	3,500,000				

「家財の損害」家財の損害金額が、家財の価格の1／3以上に達した場合をいう。

「特別な事情」被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等をいう。

第2 住宅資金の融資

1 災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失し、又は損傷した場合において、当該家屋を復興して自ら居住し、又は他人に貸すために当該災害発生の日から2年以内に災害復興住宅を建設し、若しくは補修し、又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し、若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して住宅金融支援機構が融資するものである。

区分	資の内容等
適用される災害	(1) 災害救助法の適用となった市町村が1以上ある災害又はこれに準ずるものとして財務大臣、国土交通大臣が指定する災害 (2) 滅失戸数が1市町村の区域内家屋の戸数の1割以上又は100戸以上ある災害
貸付を受けることのできる住宅	(1) 建設の基準 ア 住宅部分の床面積は1戸当たり13平方メートル以上、175平方メートル以下であること。 【床面積上限の例外】 1 り災家屋の住宅部分が175m ² 超える場合は、その面積まで建設可能。 2 親族の家屋も併せてり災して、同じ融資住宅に入居する場合は、申込人と同居する親族のり災家屋の合計面積まで建設(購入)可能。 イ 併用住宅は、住宅部分が全体の半分以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 ウ 建築基準法その他の関係法令に適合すること。 エ 各戸に居住室、便所及び炊事場を備えていること。 オ 木造である場合1戸建て又は連続建てであること。 カ 都市計画法及び土地区画整理法に基づき建築の制限を受ける場合には、公庫支所の承認を要する。 (2) 補修の基準 ア 家屋の床面積、構造の種類は制限がない。 イ 併用住宅は、住宅部分が全体の半分以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 ウ 建築基準法の規定に適合すること。 エ 各戸に居住室、便所及び炊事場を備えていること。 オ 1戸あたりの補修に要する費用が10万円以上であること。

区分	資の内容等
貸付対象者	<p>(1) 公庫から資金の貸付を受けなければ災害復興住宅の建設・購入又は補修をすることのできない者であること。</p> <p>(2) 災害により災時、滅失し、又は損傷した家屋の所有者、賃貸人又は居住者であって災害の発生の日から2年以内に自ら居住し、又は主として災者である他人に貸すために災害復興住宅を建築・購入又は補修をしようとする者であること。この場合において、当該家屋の賃貸人又は居住者にあって当該家屋の所有者が災害復興住宅の建築・購入又は補修する意思がない場合に限る。</p> <p>(3) 償還能力を有する者であること。</p> <p>(4) 主として災者である他人に貸すために災害復興住宅を建築・購入又は補修する場合は、貸付金の償還に関し確実な連帯保証人のある者又は機構の貸付金に係る物件以外の担保価値の十分な物件を追加担保に提供できる者であること。</p> <p>(5) 個人(日本国籍を有する者等に限る)又は法人であること。</p>
貸付の条件	<p>(1) 建設等</p> <p>ア 貸付限度額</p> <p>住宅建設資金 耐火、準耐火構造、木造(耐久性) 1,460万円 木造(一般) 1,400万円 土地取得費 970万円 整 地 費 380万円</p> <p>イ 貸付利率 機構の貸付利率による。</p> <p>ウ 償還期間 木造(一般) 25年以内 耐火・準耐火・木造(耐久性) 35年以内 (3年内の据置期間を設けることができる。)</p> <p>エ 償還方法 元利均等毎月払又は元金均等毎月払(申込人から申し出があって債権保全上支障ない場合は、6ヶ月払い併用可)</p> <p>(2) 補修等</p> <p>ア 住宅補修資金 耐火、準耐火構造 10万円～640万以下 木 造 10万円～590万以下 移転費 380万円 整地費 380万円(ただし、移転費と整地費をあわせて融資を受ける場合は、380万円まで。)</p> <p>イ 貸付利率 機構の貸付利率による。</p> <p>ウ 償還期間 20年以内(据置期間1年を含む。)</p> <p>エ 償還方法 元利均等毎月払又は元金均等毎月払い(申込人から申し出があって債権保全上支障ない場合は、6ヶ月払い併用可)</p>
借入手続	融資希望者は、り災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長から災証明の発行を受け、申込書の提出は、機構又は最寄りの機構の業務委託金融機関へ提出するものとする。

2 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法の事業計画、土砂災害防止法に基づく勧告により、自ら居住し、又は他人に貸付けるために地すべり関連住宅を移転し、又は建設しようとする者で、自費で建設等ができず

住宅金融支援機構から資金を借り入れて実施しようとする世帯に対して、本資金を融資するものである。

区分	融資の内容等
貸付を受けることのできる住宅	<p>(1) 原則として居住室、炊事室及び便所を有すること。</p> <p>(2) 13平方メートル以上、関連事業計画又は勧告に基づき移転又は建設される地すべり等関連住宅は非住宅部分が1/2以上あってもよい。ただし、非住宅部分については、住宅部分の床面積の工事費までしか融資対象とならない。</p> <p>【新築購入・リユース購入の場合】</p> <p>50平方メートル以上(共同建ての場合40平方メートル以上)、280平方メートル以下であること。</p> <p>(3) 移転又は建築後において建築基準法その他の関係法令に適合するものであること。新築家屋購入の場合にあっては、建築基準法その他の関係法令に適合するものであること。また、リユース家屋購入の場合にあっては、建築基準法上明らかな違法建築物でないこと。</p> <p>(4) 木造等の住宅を建設する場合原則として1戸建てであること。</p> <p>(5) 敷地の権利が転借によらないものであること。</p>
貸付の条件、その他	<p>利率 機構の貸付利率による。</p> <p>その他は災害復興住宅に同じ</p>

第3 農林漁業関係の融資

1 天災融資法による経営資金および事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき特に著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、農林漁業者に対する次のような資金の融資を行う。

(1) 被災農林漁業者に対する経営資金

(平成23年8月31日現在)

区分	融資の内容等
貸付対象	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具(政令で定めるものに限る。)、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具(政令で定めるものに限る。)、稚魚、稚貝、餌料、漁具用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船(政令で定めるものに限る。)の建造又は取得資金その他の農林漁業経営に必要な資金
貸付の相手方	<p>(1) 被害農業者(農業を主な業務とする者…年間総所得の5割以上を農業所得に依存)</p> <p>ア 天災(政令で定めたものに限る。)による農作物、畜産物若しくは繭の減収量が平年の収穫量の100分の30以上であり、かつ、減収による損失額がその者の平年における農業総収入額の100分10以上ある旨の市町村長の認定を受けた者</p> <p>イ 天災(政令で定めたものに限る。)により果樹、茶樹若しくは桑樹(それぞれ栽培面積5アール以上)の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の30以上である旨の市町村長の認定を受けた者</p> <p>(2) 被害林業者</p> <p>林業を主な業務とする者であって、天災による薪炭(薪炭原木を含む。)、木材、林</p>

区分	融資の内容等
	<p>業用種苗その他の林産物の流失等による損失額がその者の平年における林業による総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の市町村長の認定を受けたもの</p> <p>(3) 被害漁業者</p> <p>漁業を主な業務とする者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流出等による損失額がその者の平年における漁業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有漁船(政令で定めるものを除く。)若しくは漁具(政令で定めるものを除く。)の沈没、流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の市町村長の認定を受けたもの</p> <p>(4) 特別被害農業者</p> <p>被害農業者であって、天災による農作物、畜産物及び繭の減収による損失額が、その者の平年における農業総収入額の100分の50(開拓者にあっては100分の30)以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の50(開拓者にあっては100分の40)以上である旨の市町村長の認定を受けた者</p> <p>(5) 特別被害林業者</p> <p>被害林業者であって、天災による薪炭(薪炭原木を含む。)、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損害額がその者の平年における林業による総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の市町村長の認定を受けたもの</p> <p>(6) 特別被害漁業者</p> <p>被害漁業者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額がその者の平年における漁業による総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の市町村長の認定を受けたもの</p>
貸付利率	<p>(1) 特別被害農業者若しくは特別被害林業者で特別被害地域内において農業(開拓者を含む。)若しくは林業を営む者又は特別被害漁業者で特別被害地域内に住所を有する者 年3%以内</p> <p>(2) 天災による農産物等、林産物又は水産動植物の損失額が平年における農業、林業又は漁業による総収入額の100分の30以上である被害農林漁業者で特別被害地域内の特別被害農林漁業者以外の者 年5.5%以内</p> <p>(3) その他 年6.5%以内</p>
償還期限	6年の範囲内で政令で定める期間(激甚法適用の場合7年)

区分	融資の内容等				
貸付限度	貸付対象者		天災融資法		激甚災害法
			貸付限度額(損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額)		貸付限度額(損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額)
	農業者	A%	B万円個人(()は法人)	B%	B万円個人(()は法人)
		55	500(2,500)	80	600(2,500)
	開拓者	一般農業者	45	200(2,500)	60
		果樹栽培者家畜等飼養者	55	500(2,500)	80
	漁業者	一般開拓者	45	200(2,500)	60
		林業者	45	200(2,000)	60
		漁具購入資金	80	5,000	80
		漁船建造・取得資金	80	500(2,500)	80
		水産動植物養殖資金	50	500(2,500)	60
		一般漁業者	50	200(2,000)	60

(2) 被災農林漁業組合に対する事業資金

区分	融資の内容等
貸付対象	事業運営資金(肥料、農薬、漁業用燃油、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金)
貸付の相手方	被害組合
貸付利率	年 6.5%以内
償還期限	3年以内
貸出限度	2,500万円以内、ただし、連合会については、5,000万円以内(激甚法適用の場合は、5,000万円以内、ただし、連合会については、7,500万円以内)

2 株式会社日本政策金融公庫による災害資金

株式会社日本政策金融公庫法に基づき、株式会社日本政策金融公庫が被害農林漁業者等に対し貸し付けを行う農林漁業公庫資金は、次のとおりである。

(平成 23 年 6 月 20 日現在)

資金名	資金使途・内容	貸付 利率 (%)	償還期限(年以内)		貸付限度額 (万円)	融資率 (%)
			償還期間	うち 据置期間		
農業基盤整備資金	農地、牧野の保全又はその利用上必要な施設の復旧費	0.65～1.50	25	10	限度額なし (当該年度の貸付対象事業費の 10%、当該年度に負担する額 5/6)	100
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	農林漁業用施設の復旧、補修費(災害復旧として行う果樹の改植、補植)	0.65～1.50	15 (果樹 25)	3 (果樹 10)	1施設当たり 300 特認 600 漁船 1,000 (下限 10)
	共同利用施設	共同利用施設の復旧費	0.65～1.50	15～25	3	上限なし
漁業基盤整備資金	漁港施設	漁港施設	0.95～1.70	20	3	(下限 10)
	漁場整備	漁場整備施設	0.95～1.70	20	3	(下限 10)
漁船資金	漁船の復旧	0.95	5	2	1隻当たり 45,000 まき網 85,000 (下限 10)	80
		1.25	10			
林道	林道及びこれらの付帯施設の復旧	0.95～1.70	20 (特認 25)	3 (特認 7)	(下限 10)	80
	樹苗養成施設	樹苗その他の施設の災害復旧費	0.95～1.70	15	5	(下限 10)
農林漁業セーフティネット資金	災害復旧 災害に伴う減収補填	0.65～0.85	10	3	600	100

(注) 貸付利率等は隨時改訂が行われるので、利用の際は関係先に確認すること。

3 災害復旧つなぎ資金

(平成 23 年 8 月 31 日現在)

区分	融資の内容等
資金使途	災害経営資金:肥料、飼料、農薬、種苗等の購入資金その他農業経営に必要な資金
貸付の相手方	災害経営資金:天災(県知事認定)により、収穫量30%かつ平年における農業収入額10%の被害を市町村が認定した農業者
貸付限度額	被害農業者1人当たりの損失額60%に相当する額又は、160万円(ただし、畜主業者及び果樹主業者は400万円)のいずれか低い額
償還期限	6ヶ月以内
貸付利率	年3.0%
その他	県の歳計現金を天災の都度知事が別に定める利率で県信連に預託する。

第4 商工業関係の融資

1 鹿児島県融資制度 緊急災害対策資金

(1) 目的

災害により経営に影響を受けている県内中小企業者の資金需要に迅速・的確に対し、当該中小企業者の速やかな業況回復を図る。

(2) 制度の概要

融資対象者：県内で引き続き1年以上事業を営む中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの。

- ①激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条に規定する特例が適用された者
(県内における災害により被害を受けたものに限る。)
- ②災害救助法第2条の災害により被害を受けた者
(県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。)
- ③被災者生活再建支援法第2条の自然災害により被害を受けた者
(県内における同上の災害により被害を受けた者に限る。)
- ④知事が特に認める災害により被害を受けた者

融資限度額	:運転資金 2,000万円 設備資金 3,000万円
融資期間	:運転資金 7年以内(据置2年以内) 設備資金 10年以内(据置3年以内)
融資利率	:1年以内 年1.9% 1年超 3年以内 年2.0% 3年超 5年以内 年2.1% 5年超 7年以内 年2.3% 7年超 10年以内 年2.7%
信用保証	:鹿児島県信用保証協会の保証を要する。
信用保証料率	:融資対象者①～③ 0% 融資対象者④ 年0.13%～1.58% ①財務諸表について「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を確認できる中小企業者(個人を除く。) - 0.1% 割引 ②担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合 - 0.1% 割引
保証人	:保証機関の定めるところによる。
担保	:保証機関の定めるところによる。
申込み先	:各商工会議所・商工会(組合は中小企業団体中央会)
取扱金融機関	:鹿児島銀行、南日本銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫鹿児島支店、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本ファミリー銀行、宮崎太陽銀行 (県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)
添付書類	:当該災害により被害を受けたことの市町村長等の証明書等

2 政府系金融機関の融資

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

機関名 事項	中小企業金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活事業	
制度名	災害復旧貸付	災害貸付	災害復旧資金
融資対象	別に指定された災害により被害を被った中小企業の方	災害により被害を受けた方	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者及び間接被災事業者
融資制度	別枠 1億5千万円	それぞれの融資制度の融資限度の額に1災害につき、3千万円を加えた額(ただし、異例の災害の場合は、その都度定めます。)	当金庫所定の限度内
融資期間	運転・設備 10年以内 10年以内	運転・設備 10年以内 (ただし、異例の災害の場合は、その都度定めます。)	運転 10年以内 設備 20年以内
据置期間	2年以内	2年以内 (ただし、異例の災害の場合は、その都度定めます。)	3年以内
担保	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。
貸付利率	基準利率 ただし、閣議決定に基づき特別利率を適用される場合があります。	基準利率 ただし、特別貸付の災害貸付で特利対象設備は該当特利となります。(異例の災害の場合は、その都度定めます。)	当金庫所定の利率
保証人	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。

(注)融資条件は隨時改訂されるので、利用の際は関係先に確認してください。

3 鹿児島県信用保証協会の保証

区分	保証の概要
保証対象	県内に事業所(個人の場合は住居又は事業所)を有し、事業を営んでいる中小企業者。但し、保証制度要綱等で別に業歴が定めている場合は、それによる。
相談・申込先	各金融機関
保証限度	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円(激甚災害保証の場合は、別

区分	保証の概要
	枠)
保証期間	運転資金 15 年以内、設備資金 20 年以内 (激甚災害保証の場合 運転資金5年、設備資金7年以内)
保証人 及び担保	原則不要(法人の場合は代表者)
返済方法	一括又は分割返済
信用保証 料率	0.45～1.90%、(激甚災害保証の場合 0.87%)

※次の定性要因に該当する事業者について、それぞれ0.1%割引

- (1)担保の提供がある事業者(一部制度は対象外)
- (2)「中小企業の会計に関する基本要領」の適用状況を確認できる事業者(一部制度は対象外)
又は会計参与設置会社、公認会計士若しくは監査法人を受けている事業者
- (3)ISO14001、エコアクション 21 又はグリーン経営の認証を受けている事業者(一部制度は対象外)